みんなでつくる福祉のまち

第2次

地域福祉計画・地域福祉活動計画

（案）

平成２９年度～平成３４年度

久　喜　市

社会福祉法人　久喜市社会福祉協議会

本計画書には紙面上の文字を音声に変換する「ＳＰコード」が添付されています。視覚に障がいのある方でも専用の読取装置を使うことにより情報を音声で聞くことができます。なお、格納できる情報量に制限があり、一部編集を行っておりますのでご了承ください。

目　　次

第１章　はじめに
１　みんなでつくる福祉のまち「新たな支え合い」をめざして・・・・・・・・・・・・ 1
（１）計画策定の社会的背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
（２）地域福祉とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
２　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
（１）計画の目的並びに法等による位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
（２）地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定の意義・・・・・・・・・・・・ 5
（３）他の行政計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
３　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
４　計画の策定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第２章　地域福祉に関する現状と課題
１　第１次の計画での取り組みと振り返り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
２　計画策定に向けた課題の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
（１）アンケート調査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
（２）ワークショップの結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
（３）アンケート調査及びワークショップの結果から見える課題・・・・・・ 38
３　地域福祉を推進するための方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
（１）いきいきと自分らしく暮らすことができる
地域づくりをめざして・・・・・・・ 40
（２）身近な困りごとの解決のため、
お互い様の気持ちで支え合う地域づくりをめざして・・・・・・・ 40
（３）市民、団体、専門機関とともに、誰もが住み慣れた地域で
安心して暮らせる地域づくりをめざして・・・・・ 41
（４）サービスを利用しやすい環境を整備し、
市民、行政、社協の協働のまちづくりをめざして・・・・・ 41

第３章　計画の基本的な考え方
１　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
２　基本目標と重点施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
３　計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

第４章　計画の展開（みんなで取り組むこと）
基本目標１　いきいきと自分らしく暮らすことができる地域づくり・・・・・　53
重点施策（１）福祉教育（学習）を充実し、一人ひとりの意識を高めます・　53
重点施策（２）ボランティア活動などの地域福祉活動を活発にします・・・　56
基本目標２　お互い様の気持ちで支え合う地域づくり・・・・・・・・・・・・　59
重点施策（１）ふれあいと交流を大切にする場づくりを推進します・・・・　59
重点施策（２）災害時の備えや孤立を防止するための地域の
見守り体制を強化します・・・・・・・・・　61
基本目標３　みんなで暮らせるまちづくり・・・・・・　・・・・・・・・・・・　64
重点施策（１）高齢者や障がい者、子育て世帯の地域生活を支援します・・　64
重点施策（２）孤立しがちな生活困窮者の自立を支援します・・・・・・・　67
重点施策（３）地域包括ケアのネットワークづくりを推進します・・・・・　69
基本目標４　サービスを利用しやすい環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・　72
重点施策（１）わかりやすく行き届くように情報を提供します・・・・・・　72
重点施策（２）信頼される相談しやすい体制を整えます・・・・・・・・・　74
重点施策（３）権利擁護体制を充実します・・・・・・・・・・・・・・・・・　76

第５章　計画の推進
１　「みんなでつくる福祉のまち」をめざしたそれぞれの取り組み・・・・・・　79
（１）期待される市民の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　79
（２）期待される地域団体等の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・　79
（３）市の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　80
（４）社協の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　80
２　計画の周知及び普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　80
３　計画の進行管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　81
４　計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　82

資料編
１　統計情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　85
２　策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　97
３　用語解説集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　109

○　本計画書の中で、用語の後ろに ＊ 印のある用語は、用語解説集（Ｐ１０９～）のなかで説明してあります。

社会福祉協議会とは・・・

社会福祉法第１０９条に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定され、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命とする非営利の民間組織です。

久喜市社会福祉協議会では、制度の狭間にある福祉問題をはじめ、様々な福祉ニーズに応えるため、多種多様な相談に応じるほか、様々な福祉サービスを行っております。それぞれの地域の特性を踏まえ、市民をはじめ、福祉・保健などの関係機関及び団体、行政機関などの参加協力を得ながら、ともに考え、創意工夫をこらした事業に取り組んでいます。

また、高齢者や障がい者、子育て中の親子が気軽に集える「ふれあい・いきいきサロン」などの小地域福祉活動を進めるとともに、支え合いのある地域づくりを目指して新たな事業展開を図るほか、ボランティアセンターでは、ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、各種講座の開催などを行い、そのほか、小中高校における福祉教育の支援や職員による出前講座など、地域の福祉活動拠点として役割を果たしています。

久喜市社会福祉協議会は、ふれあいセンター久喜内に事務局（本所）、菖蒲、栗橋及び鷲宮地区に各地域福祉センター（支所）を設置しています。

障がい者という表現について

「害」の字については「害悪」など負のイメージがあり、差別、偏見等を感じられる方もいらっしゃいます。このようなことから、全ての人がともに暮らすことのできる地域社会を目指す本市では、障がい者の方への配慮の意味からもひらがなで表記をすることといたしました。

なお、法令及び条例の名称やそれらの中で定義されている文言、固有名詞などの場合では、表記を変更することにより、その用語の持つ意味が失われたり、誤解されるおそれがありますので、漢字による表記とさせていただきます。

「本市」と「市」の表現について

本計画は、久喜市の地域福祉計画と社協の地域福祉活動計画を一体的に策定した公私協働計画のため、特に「久喜市」と表記したい場合は「久喜市」または「本市」を、それ以外の場合は「市」と表記いたしました。

第1章

はじめに

１　みんなでつくる福祉のまち

「新たな支え合い」をめざして

（１）計画策定の社会的背景

近年、我が国の社会経済情勢が大きく変化するなか、生活の支援を必要とする人は厳しい状況に置かれ、社会的孤立*や生活困窮に追い込まれているほか、さらに介護や子育ての負担、虐待、孤立死、消費者被害、ひとり暮らし高齢者の日常生活上の「困った」ことを抱えた人々が増加するなど、地域社会における課題は複雑多様化してきています。

これらの課題の中には、既存の公的制度やサービスでは対応しきれず、制度の狭間にいる人の存在が明らかになっているほか、単身世帯等の増加による地域コミュニティ*の弱体化などから、多様な主体*による本市の特性に応じた地域福祉の推進による緊要な支援が求められています。

また、平成２３年３月の東日本大震災などが契機となり、地域防災への関心や地域を重視する意識が高まるなど、要援護者への見守りや助け合い活動の重要性が改めて認識されつつあり今後が期待されます。

こうした社会状況において、人々の絆を深めつつ相互支援関係を構築し、支え合う中でこれらの課題に対処し、安全安心の共生型地域社会づくりが求められています。

これらの増大する社会課題を踏まえ、国においては支援の拡充強化を図るため、福祉関係法令の制定や改正を行い、平成２５年４月施行の障害者総合支援法*を、平成２７年４月施行の子ども・子育て支援法*及び生活困窮者自立支援法*を、また、平成２７年４月から一部施行の医療介護総合確保推進法*の改定により、医療提供体制の構築を、さらに、平成２８年４月施行の障害者差別解消法*を、平成２８年４月から一部施行の改正社会福祉法*の社会福祉法人制度の改革（地域における公益的な取り組みを実施する責務等）などの取り組みを進めています。

また、埼玉県においても、「埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例*」を制定（平成２８年４月施行）し、共生社会実現のための環境づくりを進めています。

そして、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするため、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービス*が切れ目なく提供される地域包括ケアシステム*の実現に向け、医療・介護・福祉の連携強化が求められています。

（２）地域福祉とは

「福祉」というと、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉などの対象者ごとに分かれたものを思い浮かべる方が多いのではないでしょうか。これらの福祉は、分野別の福祉といい、その対象者ごとに必要なサービスを提供するもので、「特定の対象者のため」という意味合いが強いものです。

「地域福祉」とは、特定の対象者だけではなく、地域に暮らす全ての人が、日頃の生活の中で何らかの問題を抱え、手助けを必要としている場合を前提として、地域に暮らす全ての人と地域に存在する公私の多様な主体が協働*して、これらの課題を解決するための関係づくりや活動を行う地域の支え合いによる福祉と考えています。

市並びに社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、地域福祉の担い手としてその役割を果たす責務がありますが、同時に、市民一人ひとり自らが当事者として地域福祉の主役であるという社会連帯意識を強く持ち、今や失われつつある地域や人の絆を再構築していくことが求められています。

これからのまちづくりは、子どもや高齢者、障がいがある人もない人も、誰もが地域で安心して暮らしていくために、日常生活における様々な生活課題について、一人ひとりの取り組み（自助）、地域住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携、仕組みづくりによって解決策を見出そうとする取り組みが必要です。

なお、平成２５年３月の国の地域包括ケア研究会報告書では、この「自助」「共助」「公助」に加えて、身近な人間関係の自発性に着目した「互助」という相互の支え合いの考え方を加えて説明しています。

■地域福祉のイメージ

「地域福祉」とは、子どもや高齢者、障がいのある人もない人も、誰もが家庭や住み慣れた地域の中で、自分らしくいきいきと安心して生活ができるように、『共に生き、支え合う社会づくり』を進めていくことです。地域の支え合いによる福祉といってもいいでしょう。

地域の中にはいろいろな「困った」を抱えた人が生活しています。

これらの「困った」を解決したり、
「共に生き、支え合う社会づくり」のためには、
行政の行うサービスだけで対応することは難しくなっています。
地域で暮らす誰もが、地域福祉の対象者にも担い手にもなります。

地域福祉の担い手とは

市民　社会福祉協議会　ボランティア
民生委員・児童委員　市民活動団体等　行政

【地域の範囲の捉え方】

平成２７年度に実施した地域福祉に関するアンケート調査によると、住民同士がお互いに助け合える「地域の範囲」については、「隣近所」と回答した方が５４．２％で最も多く、次いで「町内会や自治会」と回答した方が３１．２％、また、高校生も「隣近所」４０．０％で最も多く、次いで「町内会や自治会」３１．７％となっており、より身近な生活エリアでの助け合いが求められているといえます。

しかしながら、生活課題によっては、小規模な地域では解決が困難な場合もあれば、住んでいる場所にとらわれない助け合いや支え合いの活動もあります。

このようなことから、本計画における「地域」は、固定的、限定的なものと捉えるのでなく、活動やサービスの内容によって柔軟に捉えています。

■地域の範囲（生活圏域）のイメージ図

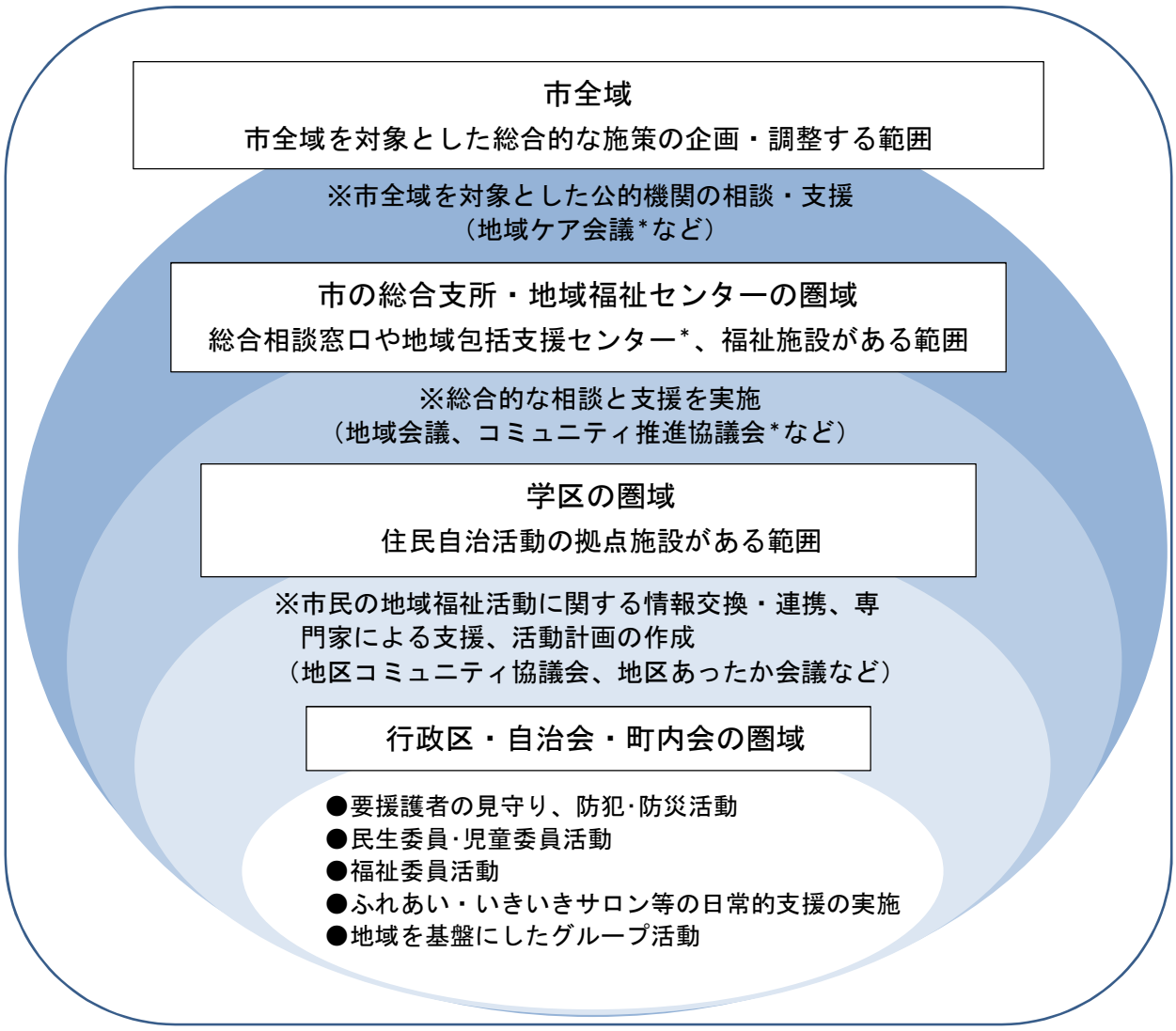

２　計画の位置づけ

（１）計画の目的並びに法等による位置づけ

市民の抱える健康福祉ニーズ*の多様化に対応するため、健康福祉施策の充実に努めるとともに、市民一人ひとりが生きがいのある暮らしができる地域社会づくりを目指して、本市の地域福祉の方向性を明らかにし、積極的に推進していくことは極めて重要なことです。

本計画では、本市における地域福祉の将来あるべき姿を描き、それに向けてどのような施策・事業を展開していくのか市民一人ひとりに示しています。

本計画のうち、「地域福祉計画」については、平成１２年の社会福祉法の改正によって明記された、社会福祉法第１０７条に定める「市町村地域福祉計画」（行政計画）と、社協が策定する市民やボランティア、ＮＰＯ*等の民間団体が自主的に取り組む実践計画としての「地域福祉活動計画」（民間計画）の両計画を含んでいます。

特に「地域福祉計画」については、総合福祉条例*に基づく、福祉サービスの質的向上、公私協働のシステムづくりなど、地域の福祉化*、福祉の総合化を目指す総合計画として、福祉系３分野別計画の施策を円滑かつ効果的に提供していくための共通基盤の整備（幅広い地域住民の参加を基本とする視点をもち、地域住民主体の福祉のまちづくりを行うこと。）となることを基本に、他の行政計画との連携、整合性を十分意識した上で、横断的に施策・事業を展開する計画です。

（２）地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定の意義

旧久喜市は平成１９年に「地域福祉総合計画」を社会福祉法に基づき策定、旧久喜市社協は平成２１年に「地域福祉活動計画」を策定しました。

その後、平成２２年３月に旧久喜市、旧菖蒲町、旧栗橋町及び旧鷲宮町が合併し、また、同年７月に１市３町の社協が合併したことにより、両計画を一体的に策定し、第１次の地域福祉計画・地域福祉活動計画を平成２４年度からの５年間、推進してきました。

地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実行するための市民の活動・行動のあり方を定める地域福祉活動計画は、車の両輪のようなものであり、これらが一体となって策定されることにより、行政や市民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域にかかわるものの役割や協働が明確化され、

実効性のある計画づくりが可能となっています。

また、両計画を一体的に策定した公私協働計画として、中長期的視点に立った本市の地域福祉行政の運営と、市民や各種団体、ボランティアなど民間の活動や行動の総合的な指針としての役割を担っています。

（３）他の行政計画との関係

本計画は、総合振興計画*を具体的に推進する部門別の指針となるものです。

このため、福祉系３分野の法定行政計画である高齢者福祉計画*・介護保険事業計画*、障がい者計画*・障がい福祉計画*、子ども・子育て支援事業計画*のほか、健康増進計画*、食育推進計画*、地域防災計画*など他の分野別計画との連携、整合を図り、これらの計画がより効果的に実施されることを推進する役割も担っています。このほか、埼玉県地域福祉支援計画*との整合、連携も図っています。

【参考】埼玉県地域福祉支援計画について

埼玉県地域福祉支援計画は、県の総合計画である埼玉県５か年計画の分野別計画であるとともに、埼玉県高齢者支援計画や埼玉県障害者支援計画等の個別計画との連携・整合を図りながら、それらの計画だけでは対応が困難な住民の福祉ニーズや各計画に共通する横断的事項への取り組みを定めた計画です。

第１期の計画を平成１６年に策定し、市町村における地域福祉の取り組みを支援してきました。平成２７年３月には、第４期埼玉県地域福祉支援計画（平成２７年度～２９年度）を策定し、その中で、地域包括ケアシステムの考え方を応用し、高齢・障害・児童の分野を越えて、複合的な課題に対応する体制づくりについて示しています。

■県計画における施策体系

- 地域のケアシステムと福祉力を統合する基盤づくり
  - 地域包括ケアシステムの考え方を応用した支援機能の拡充と地域の福祉力との統合
  - 介護保険制度*の改正に対応するＮＰＯ・ボランティア団体の基盤整備
  - 社会福祉協議会との連携強化と民生委員・児童委員への支援を充実
- 孤立を防ぎ、見守り、支え合う地域づくり
  - 地域福祉の場・拠点づくりの促進
  - 孤立死などを防ぐ取組の促進
  - 災害時に備えた支援の取組を充実
  - 地域の商店や企業等と連携した支え合いの仕組みの拡充
  - 高齢化が急激に進む団地・ニュータウン再生の促進
- 地域福祉を支える担い手づくり
  - ＮＰＯ・ボランティア団体、自治会等の地域活動への支援
  - 地域福祉を担う住民の育成を拡充
  - 住民が地域福祉の課題を学び、考える機会（福祉教育・学習）の充実
  - 介護、保育等サービス人材の確保
  - 社会福祉法人、企業、大学等の社会貢献活動との連携強化
- 福祉サービスを適切に利用できる環境づくり
  - 生活困窮者対策の推進
  - 権利擁護体制の充実
  - 苦情解決制度及び事業者等の第三者評価、指導の充実
  - 誰にも優しいまちづくりの促進

資料：「第４期埼玉県地域福祉支援計画」

■他の行政計画との関係図

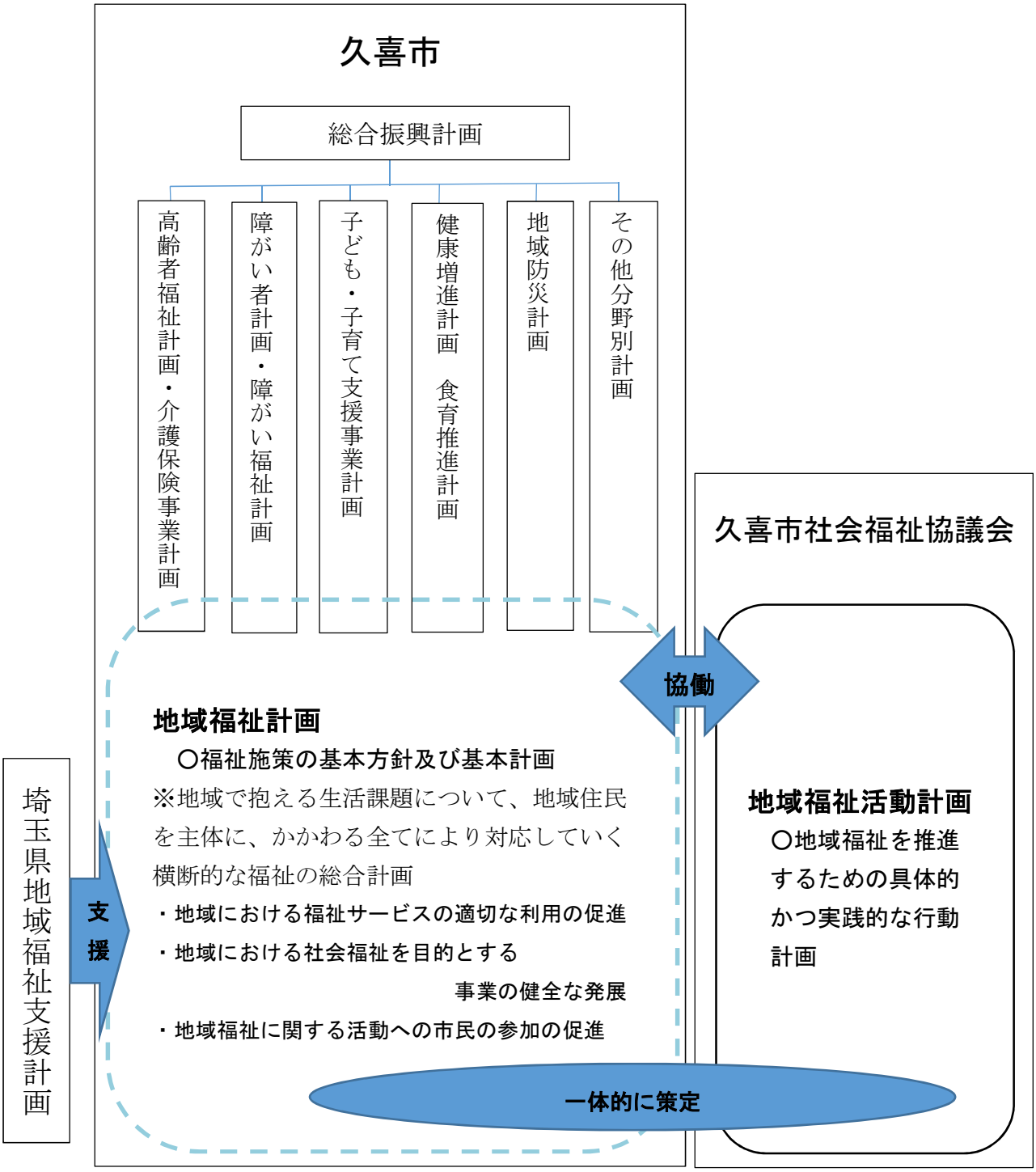

※地域福祉計画と既に策定している他の法定計画の対象分野とが重なる部分については、その法定計画の一部をもって地域福祉計画の一部とみなします。なお、重複する部分については、既存計画が優先されます。

３　計画の期間

第１次の計画は、平成２４年度から平成２８年度までの５年間としていましたが、上位計画である「総合振興計画」が平成３４年度までとなっていることから、本計画においても終了期間を平成３４年度とし、第２次計画の期間を平成２９年度から平成３４年度までの６年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や関連法制度の動向を踏まえ、必要に応じ見直しを行います。

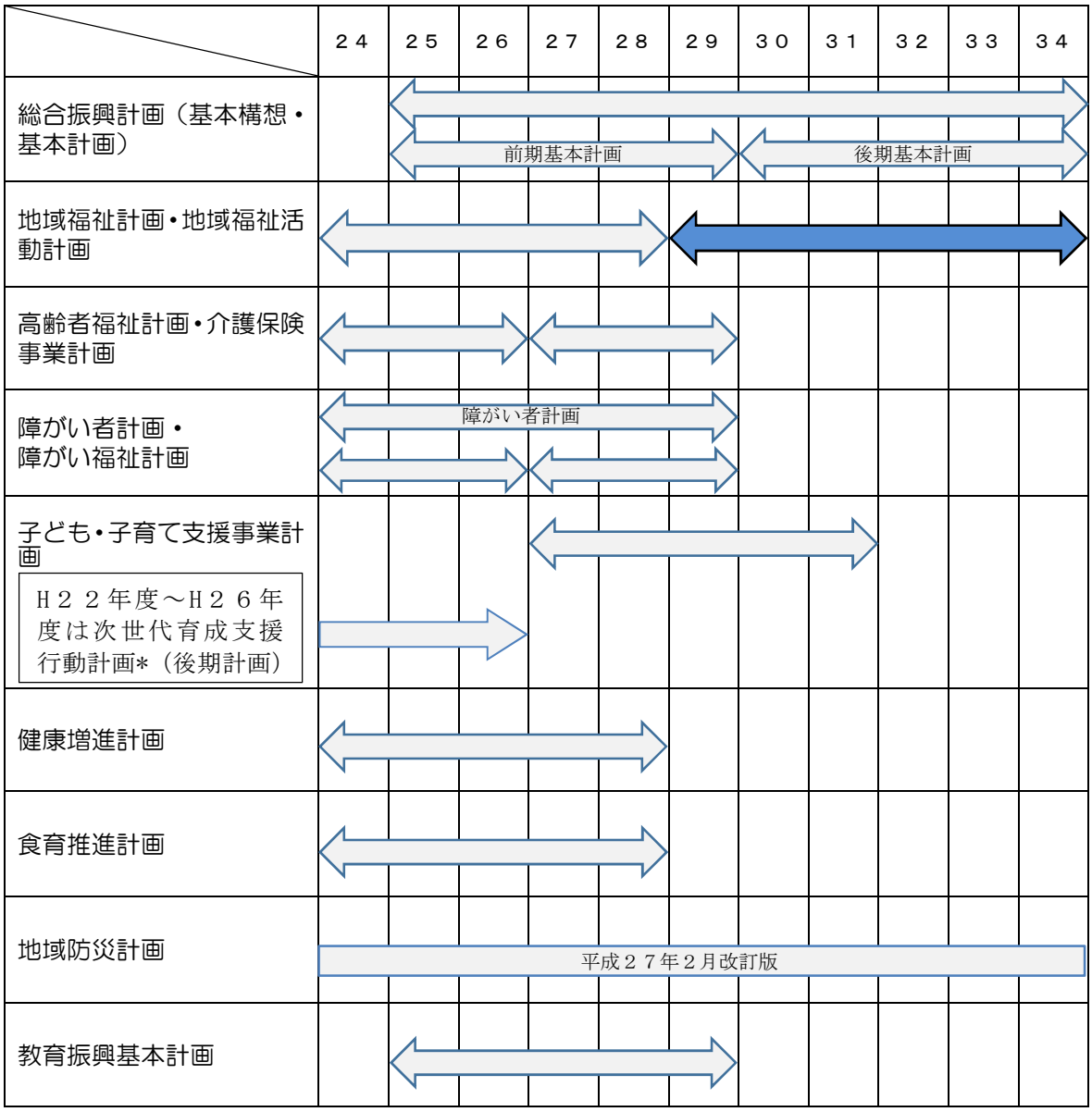

４　計画の策定方法

本計画の策定にあたっては、市と社協が連携、協働して事務局を運営し、協議を重ねるとともに、市民のニーズを把握するため、地域福祉に関するアンケート調査や地域福祉推進のためのワークショップ*を開催するなど、市民の多様な意見を集約し参考にしました。

また、総合福祉条例に基づく久喜市健康福祉推進委員会*では、市民の代表的な立場から計画内容を協議、検討したほか、市の内部組織として設置した久喜市地域福祉総合計画庁内推進会議において、関係個別計画との整合性を図り、その結果を計画に反映するよう努めました。

さらに、社協においては、地域福祉活動計画策定推進会議*設置要綱に基づき、市民及び関係団体等から選出された委員により会議を開催し、計画内容の協議、推進状況の確認及び評価を行いました。

第2章

地域福祉に関する現状と課題

１　第１次の計画での取り組みと振り返り

平成２９年度からの第２次計画を策定するに当たり、平成２４年度から５年間に渡り取り組んできた第１次の計画の成果をまとめ、引き続き取り組む課題を整理しました。

○市の成果・課題　●社協の成果・課題

基本目標１　みんなでたすけあい、支え合える地域づくり	
主な取り組み	**（１）福祉教育（学習）を充実し、支え合いの意識を高めます** ○　平成２７年度には、地域の方々をサポーター*とする放課後子ども教室*を、全２３小学校で実施しました。 **（２）ふれあいと交流を大切にするコミュニティづくりを進めます** ○　地域のコミュニティ組織の設立及び活動を支援するため財政支援を行うことで、地区コミュニティ協議会*の組織数の増加につながりました。　（平成２３年度７団体→平成２７年度１１団体） ●　コミュニティソーシャルワーカー*に必要な研修を実施し、地域づくりや困難事例への対応を行ってきました。また、身近な地域での支え合いの場である「ふれあい・いきいきサロン*」の設置数は、平成２７年度で４０か所となりました。 **（３）ボランティア活動・ＮＰＯ活動をより活発にします** ○　高齢者対策としては、介護予防のための「はつらつ運動教室*」の開催会場を拡大しました。 （平成２３年度１４会場→平成２７年度２８会場） ○　介護予防ボランティア（はつらつリーダー*）の登録人数も拡大しました。　（平成２３年度３５人→平成２７年度８６人） ●　地域支え合いの仕組みづくり事業として実施している「くき元気サービス*事業」は丁寧に相談を受けつつ広報にも努め、実績数が増加しました。協力会員数は１７３人となり、平成２８年度の目標値１５０人は達成しました。また、協力会員への研修も随時実施しています。

基本目標１　みんなでたすけあい、支え合える地域づくり	
主な取り組み	●　多くの方にボランティア活動を知ってもらい、活動に参加してもらうことや、ボランティア団体同士の交流を深めるために、平成２５年度からボランティアまつりを実施しています。 　また、平成２７年度のボランティア団体の登録数は８１団体となりました。 **（４）地域をまとめる福祉ネットワーク*をつくります** ●　平成２５年度から社協内にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、また福祉委員を委嘱するなど地域の見守り体制を進めました。 ●　地域福祉推進のためのワークショップは、平成２４年度に地域福祉計画・地域福祉活動計画の説明のため９か所にて実施し、平成２５年度からは主に行政区ごとに地域アセスメント*を実施しました。 　また、平成２７年度は本計画策定のためのワークショップを主に小学校区ごとに１９か所にて実施しました。

基本目標１　みんなでたすけあい、支え合える地域づくり

今後も取り組む課題

（２）ふれあいと交流を大切にするコミュニティづくりを進めます

○　自主グループ活動等の増加による市民の様々な交流の機会は増えていますが、その活動の拠点となる身近な交流の場所の確保に、苦慮している状況があります。今後は、地域の資源を一層活用するなど、市民や民間等の協力による地域密着型の場所の確保についての検討が必要です。

（３）ボランティア活動・ＮＰＯ活動をより活発にします

○　市民活動推進基金*・福祉基金*を利用した市民活動団体数が現状維持でとどまっていることから、市民への周知や働きかけについて改善や工夫が必要です。　（平成２３年度８団体→平成２７年度７団体）

●　ボランティア活動を身近に感じ、ボランティア活動者が増えるように実施した夏のボランティア体験プログラムでは、広報等を積極的に行い、新たな活動先としてＮＰＯとも連携しました。

参加者数は、平成２６年度は２０５人、平成２７年度は２１７人とボランティア体験者数は増加しましたが、その後のボランティア活動の継続やグループ活動への支援は今後も努める必要があります。

○　既存のボランティア団体メンバーの高齢化や固定化、後継者不足などから、地域での活動は特定の人に偏る傾向があります。

活動の裾野を広げることができるよう、引き続き、市民への働きかけを工夫することが必要です。

（４）地域をまとめる福祉ネットワークをつくります

●　主に行政区ごとに地域の実情を伺いながら福祉委員*についての説明を行い、２０８人の方を福祉委員に委嘱し、地区福祉委員会（地区あったか会議*）の準備を進めてきました。

今後も、福祉委員の人数を増やすとともに地区あったか会議を立ちあげる必要があります。

基本目標２　誰もが安心して暮らせる地域づくり

主な取り組み

（１）災害時要援護者*の支援体制をつくります

○　自主防災組織*の組織率は、平成２８年度の目標値６４％を超えました。　（平成２３年度４９％→平成２７年度７１％）

○　平成２５年３月に災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）を策定し、本市における要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方・進め方を明らかにしました。
　また、「要援護者見守り支援登録台帳システム」を導入し、災害時要援護者台帳*の整備に努めました。

○　福祉避難所*の指定を増やしました。
（平成２３年度０箇所→平成２７年度１８箇所）

●　災害や体調の変化などの緊急事態に自ら備えるために「あんしんカード*」及び「あんしんカード携帯版」の普及に努め（平成２７年度から改訂版を配布）平成２１年１１月からの配布総数は１８，９６９枚（携帯版は平成２３年４月から８，５３８枚）と増加しました。

●　災害時の支援体制づくりとして、毎年、災害ボランティアセンター*立ち上げ訓練を実施するとともに、地域の防災訓練に参加し災害時要援護者等避難訓練を実施しました。

（２）地域の見守り体制を強化します

○　高齢者の分野においては、平成２５年度に高齢者虐待対応マニュアルを作成しました。

○　子どもの分野においては、要保護児童対策地域協議会*を通じて日常的な連絡・調整を行いました。

○　平成２６年度から認知症の方やその家族を地域で支えるためのオレンジカフェ*を開催しました。

基本目標２　誰もが安心して暮らせる地域づくり	
主な取り組み	●　平成２６年度から菖蒲地域包括支援センターを新たに受託し、すでに受託している久喜東地域包括支援センターとともに、総合相談、介護予防への取り組み、認知症の方とその家族への支援、虐待事例への対応、介護支援専門員*への支援などを行っています。 ●　「ケアマネさろん*」の開催により、介護支援専門員の交流、情報交換の場を持つことができるように支援しました。 **（３）高齢者や障がい者、子育て世帯の地域生活を支援します** ○　市内循環バスの延伸や、デマンド交通*の導入により、市民の誰もが安心して利用できる交通体制の充実と利便性の向上を図ることができました。 ○　子育ての援助を必要としている方と援助のできる方を結び、市民同士の相互援助活動を調整・支援するファミリー・サポート・センター事業は、平成２３年度から市内全域で実施しており、その内容の充実を図りました。会員数は順調に伸びています。 ●　養育支援訪問事業*を平成２６年度から受託し、養育が必要な世帯にヘルパーの派遣を実施しました。 **（４）バリアフリー*、ユニバーサルデザイン*のまちづくりを進めます** ○　超低床ノンステップバス*の導入を行う路線バス事業者に対し、補助金を交付することにより、導入率を向上させることができました。 （平成２３年度４８．８％→平成２７年度６９．２％）

基本目標２　誰もが安心して暮らせる地域づくり

今後も取り組む課題

（１）災害時要援護者の支援体制をつくります

○　要援護者見守り支援事業*登録者数は（平成２３年度４，４０４人→平成２７年度４，０２１人）減少しています。今後も、事業の周知方法などを工夫して、登録及び同意が進むようにする必要があります。

　また、避難個別支援プラン（個別計画）の策定に向け、避難行動要支援者の確保などの課題が明確になっており、今後は、さらに地域の協力者の発掘、養成が必要です。

●　福祉委員の推進、ふれあい・いきいきサロンの開設などを進め、地域づくりに力を入れてきましたが、支援体制のマップ作りの支援には至りませんでした。

　また、支援にあたる職員の参集や安否確認をするために緊急メールシステムを導入しましたが、今後も、引き続き支援体制づくりに取り組む必要があります。

（２）地域の見守り体制を強化します

○　平成２７年度の認知症サポーター養成講座*受講者数は、１，９７３人、延べ受講者数９，５７４人になりました。
（平成２３年度３，５２４人→平成２７年度９，５７４人）

　認知症サポーターの他にも、ゲートキーパー*などのボランティアを各課で毎年養成し、年々増加していますが、養成後の活動の場が地域であることから、実際の活動が目に見えにくい状況があります。

　ボランティア養成がさらなる地域活動につながるよう、養成講座受講者と地域をつなぐ仕組みづくりを行うとともに、関係機関とのつながりや地域住民とのつながりを強化していく必要があります。

○　こどもレディース１１０番の家*相談員数（１戸当たり１人）は減少し、平成２６年度中間目標値１，１４９人以上に達しませんでした。
（平成２３年度１，１４９人→平成２７年度１，０６５人）今後も、地域の見守り体制の充実に取り組む必要があります。

基本目標３　サービスを利用しやすい環境づくり

主な取り組み

（１）わかりやすく行き届くように情報を提供します

○　生涯学習出前講座*の福祉分野の講座について、必要に応じて見直し、内容を充実させてきました。実施回数は、平成２５年度が１２回、平成２６年度は２１回、平成２７年度は１３回でした。

●　社協の出前講座*は毎年、積極的に実施することで、地域の方と顔の見える関係ができ、いつでも相談できる体制づくりをしてきました。実施回数は平成２５年度が９８回、平成２６年度は８６回、平成２７年度は１１８回でした。

（２）気軽で信頼できる相談体制をつくります

○　平成２６年度には、直営の菖蒲地域包括支援センターを社協へ委託しました。

●　誰でも気軽に相談できる体制を整えるために、福祉なんでも相談*として電話相談窓口を設け、平成２５年度は１１８件、平成２６年度は９３件、平成２７年度は１２８件の相談がありました。また、平成２５年度からクッキープラザ*において月１回出前相談会を実施しました。

（３）サービス利用者の権利擁護を進めます

○　成年後見制度*の利用が有用と認められる認知症高齢者等に対し、市長申立てによる成年後見制度の申請と利用支援を行い、サービス利用者の権利擁護*が図られました。

●　サービス利用者の権利を守ることができるよう、福祉サービス利用援助事業を継続しています。平成２７年度の利用者数は３３人です。また、平成２７年度から法人後見*の受任及び市民後見人*養成に向けて準備を行い、平成２８年度には市民後見人養成講座を開講しました。

基本目標３　サービスを利用しやすい環境づくり	
主な取り組み	**（４）孤立しがちな生活困窮者*の自立を支援します** ○　がん検診、健康診査、予防接種において、世帯全員が市民税非課税の世帯や生活保護世帯の方の負担軽減を図りました。 ●　孤立しがちな生活困窮者の自立支援に取り組み、平成２７年度からは、生活困窮者自立支援法に基づく「自立相談支援事業*」及び「子どもに対する学習支援事業*」を市から受託し、市と連携会議を重ねながら、自立に向けた相談支援や学習支援を実施しました。

基本目標３　サービスを利用しやすい環境づくり

今後も取り組む課題

（１）わかりやすく行き届くように情報を提供します

○　年々高齢者が増加していることから、チラシや書類の字を大きくするなど高齢者等にやさしい対応を全関係機関で取り入れていくなど、相談しやすい環境づくりを行うことが大切です。

●　くき社協だよりは年６回発行し、事業ごとにチラシ等を作成してきましたが、市民の方からは、「わかりにくい」「情報を知らなかった」という意見があります。

　また、平成２７年１０月から社協情報配信サービス*を開始しましたが、まだ登録数が少ない状況であり、必要な方へ必要な情報を提供できるしくみをつくる必要があります。

（２）気軽で信頼できる相談体制をつくります

○　地域の生活面の課題は人間関係や経済面、住まいなどの環境面等、複合的かつ広範囲であることから、より解決に結びつけることができるよう様々な機関等との連携を強化する必要があります。

（３）サービス利用者の権利擁護を進めます

●　法人後見の受任に向けた体制を整えることができたため、成年後見制度に係る相談、支援を行い、法人後見を受任していきます。

（４）孤立しがちな生活困窮者の自立を支援します

○　保健・医療・福祉等健康福祉サービス*の適切な運用と要支援者に対する給付を行い、低所得者等の自立した生活を支援するとともに、生活保護から自立できる世帯（平成２３年度３７世帯→平成２７年度６９世帯）の増加を引き続き目指す必要があります。また、生活困窮者の自立支援をさらに取り組む必要があります。

２　計画策定に向けた課題の整理

第２次計画策定に向け、実施したアンケート調査及びワークショップにおける市民等のご意見を基に、本市における地域福祉の課題を整理しました。

（１）アンケート調査の結果

市民の地域福祉に関する意識や行動について現状を把握し、計画に反映するため、「地域福祉に関するアンケート調査」を次のとおり実施しました。

◎地域福祉に関するアンケート調査の概要

	２０歳以上の市民調査	高校生調査
目　　的	平成２２年２月調査の結果と比較することで計画の進捗状況等を確認する。また、市民の地域福祉に対する考え方、日頃の生活、ボランティア活動及び地域活動の状況などを把握し、地域の課題を整理することで、第２次計画づくりの基礎資料とする	これからの時代を担う世代の地域福祉に対する考え方、日頃の生活、ボランティア活動及び地域活動の状況などを把握し、課題を整理することで、第２次計画づくりの参考資料とする
調査対象者	２０歳以上の市民 （平成２７年４月１日現在）	市内に所在の県立高等学校（５校）に通学している高校生
抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出	各学校３クラス
調査方法	郵送による配付・回収 ※お礼状兼督促状を１回送付	学校配付・回収
配 付 数	２，０００人	６６０人
回 収 率	５４．９％	１００％
調査時期	平成２７年６月１３日～ 平成２７年７月１３日まで	平成２７年６月１７日～ 平成２７年７月１６日まで

※グラフの（ｎ＝○○○○）は、その問いの有効回答数。
※クロス集計（居住地区別・年齢別・性別の集計）は、無回答者を除いた集計。
※比率は、小数点以下第２位を四捨五入。このため、比率が 0.05 未満の場合には 0.0 と表記。また、合計が 100.0%にならないこともある。

※アンケート調査結果の詳細については、市ホームページに掲載しています。

◎地域福祉に関するアンケート調査の主な結果（一部抜粋）

「地域福祉」という言葉を知っていますか。（○は１つ）

市民の「地域福祉という言葉の認知度」については、「聞いたことはあったが内容まで知らなかった」と回答した方は３７．６％と最も多く、「聞いたこともなかった」２５．３％を合わせると、６２．９％の方が「地域福祉」についてほとんど知らないことになります。

また、年齢別でみると「聞いたこともなかった」と回答した方は「２０歳代」「３０歳代」ともに４４．０％と高く、年代が上がるにつれ、「聞いたこともなかった」と回答した方は減少しています。

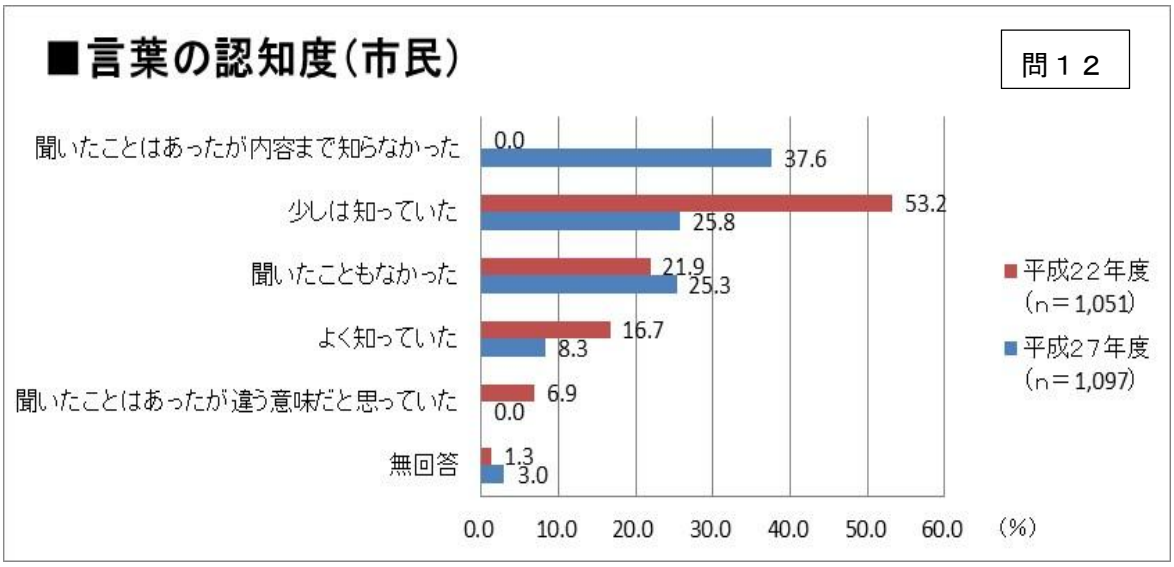

「地域福祉」の言葉の認知度（市民）　（単位：%）

年齢別	回答人数（人）	よく知っていた	少しは知っていた	聞いたことはあったが内容まで知らなかった	聞いたこともなかった
２０歳代	７５	５．３	２０．０	３０．７	４４．０
３０歳代	１２５	８．０	１５．２	２８．８	４４．０
４０歳代	１６８	３．６	１９．６	４１．７	３３．３
５０歳代	１７３	５．２	１９．７	４５．７	２８．３
６０歳代	２７８	１０．１	３１．３	３８．５	１８．３
７０歳以上	２７６	１２．３	３４．４	３５．１	１２．０

地域福祉を進めることが必要だと思いますか。（○は１つ）

市民の「地域福祉の必要性」についての考え方は、「とても必要だ」と回答した方が４６．０％、「どちらかといえば必要だ」と回答した方が４３．０％であり、必要と考えている方は８９．０％と高い割合を示しています。

しかしながら、前回調査時との比較では「とても必要だ」と回答した方が１３．３ポイント減少しています。

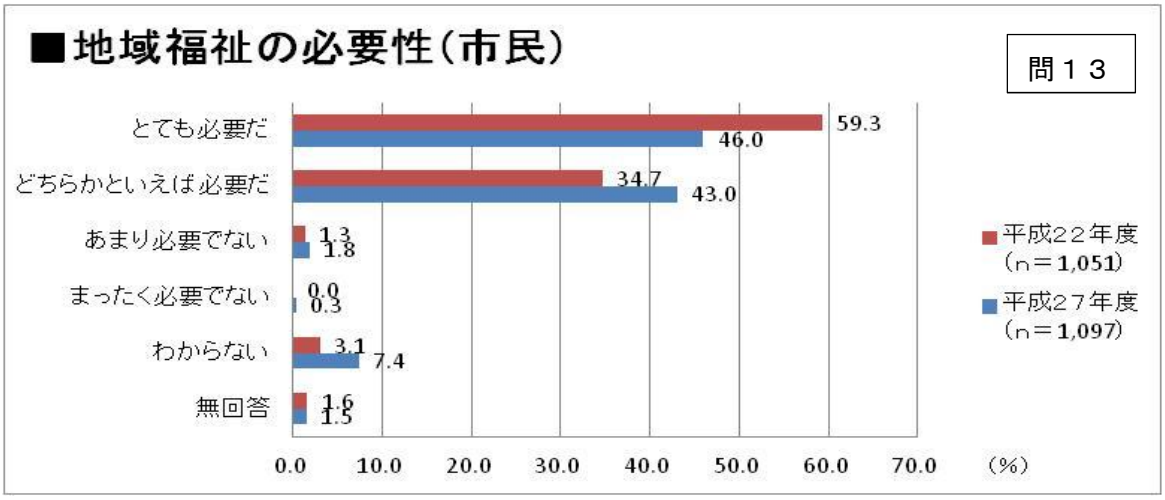

【高校生】　地域福祉を進めることが必要だと思いますか。（○は１つ）

高校生の「地域福祉の必要性」についての考え方は、「とても必要だ」４６．８％、「どちらかといえば必要だ」３８．５％で、合計すると８５．３％となっています。また、「わからない」と回答した方は１２．０％となっています。

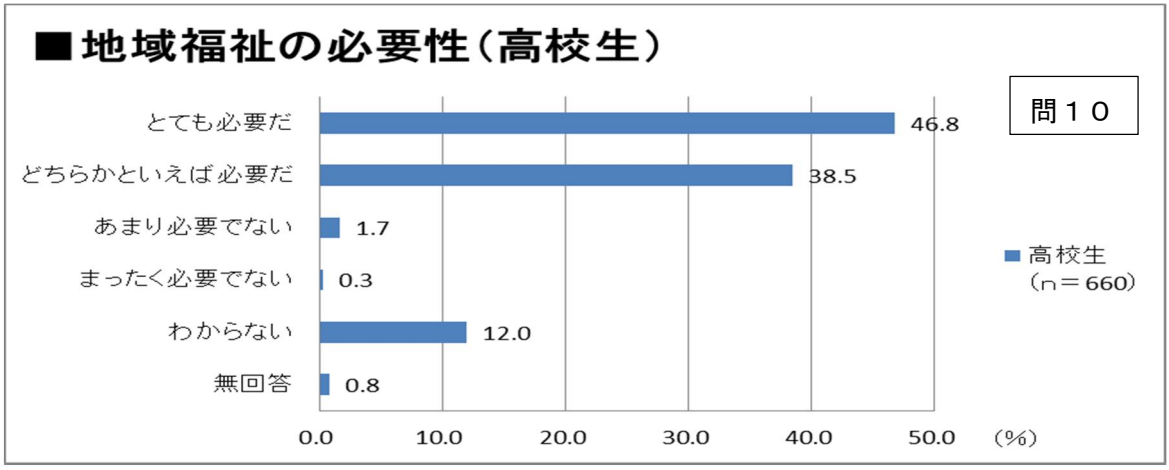

地域福祉に対して、あなたの考え方は次のどれに近いですか。（○は１つ）

市民の「地域福祉」に対する考え方は、「福祉は行政と地域住民（住民組織）全てが協力し合いながら行うもの」と回答した方が５７．３％で最も多くなっています。

また、高校生の「地域福祉」に対する考え方は、「福祉とは近隣の助け合いやボランティアとして慈善的に手を差し伸べること」と回答した方が５２．０％で最も多く、次いで、「福祉は行政と地域住民（住民組織）全てが協力し合いながら行うもの」２２．６％、「わからない」１５．０％となっています。

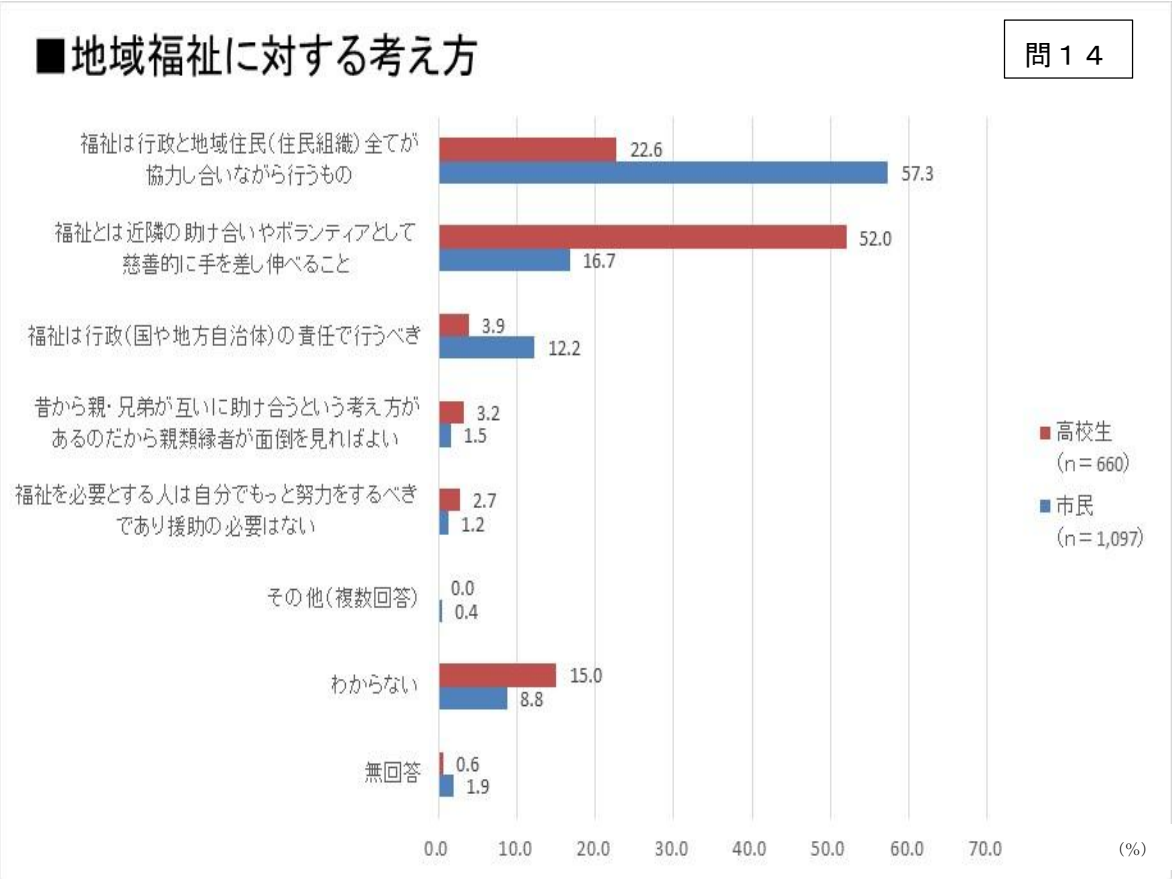

日頃、ご近所とどの程度のお付き合いがありますか。（○は１つ）

市民の「日頃の近所との付き合い」については、「たまに世間話や立ち話はしている」３２．７％が最も多く、前回調査時より４．７ポイント増加し、「簡単な頼みごと程度ならできる」は、前回調査時より５．６ポイント減少しています。

年齢別にみると、「困っているとき、相談や助け合いができる」は「２０歳代」「３０歳代」の割合が低い一方、「７０歳以上」の割合は高くなっており、高齢になると、隣近所の相談や助け合いが実践されていることもうかがわれます。

また、居住地区別に見てみると、「困っているとき、相談や助け合いができる」や「簡単な頼みごと程度ならできる」と回答した割合が高い地区もあります。

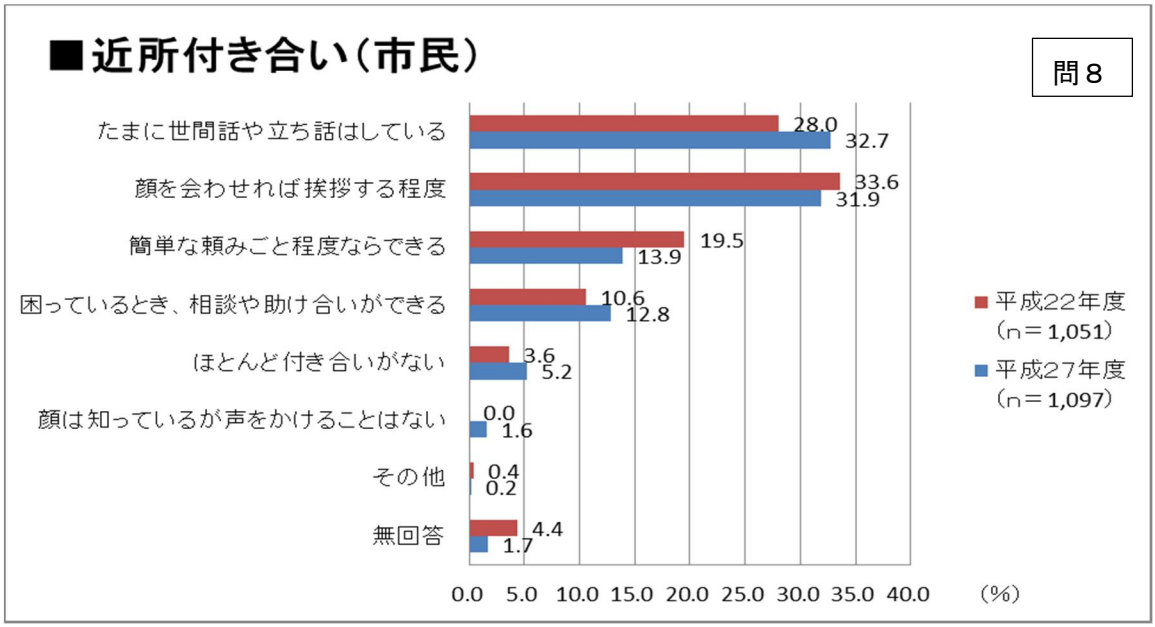

近所付き合い（市民）　　（単位：%）

年齢別	回答人数（人）	困っているとき、相談や助け合いができる	簡単な頼みごと程度ならできる	たまに世間話や立ち話はしている	顔を会わせれば挨拶する程度	顔は知っているが声をかけることはない	ほとんど付き合いがない	その他
２０歳代	75	6.7	2.7	10.7	52.0	2.7	24.0	0.0
３０歳代	125	6.4	6.4	26.4	44.0	4.0	12.0	0.0
４０歳代	168	9.5	12.5	25.0	43.5	1.8	5.4	0.0
５０歳代	173	8.1	19.1	31.8	33.5	1.2	5.8	0.0
６０歳代	278	14.0	17.6	42.8	22.3	0.7	1.1	0.0
７０歳以上	276	21.0	14.5	36.6	22.5	1.4	0.7	0.7

ご近所付き合いについてどのようにお考えですか。（○は１つ）

市民の「近所付き合い」についての考えの方は、「近所であいさつをしたり、協力することは必要だと思う」６１．６％で最も多い回答となっていて、居住地区別及び年齢別でみても半数以上となっています。

「近所付き合い」について、前回調査時と比較すると、「あいさつ程度はするが、あまり深くかかわりたくない」と回答した方が８．６ポイント増加し、「近所で助け合って暮らしていくことが当然だと思う」と回答した方が７．１ポイント減少しています。

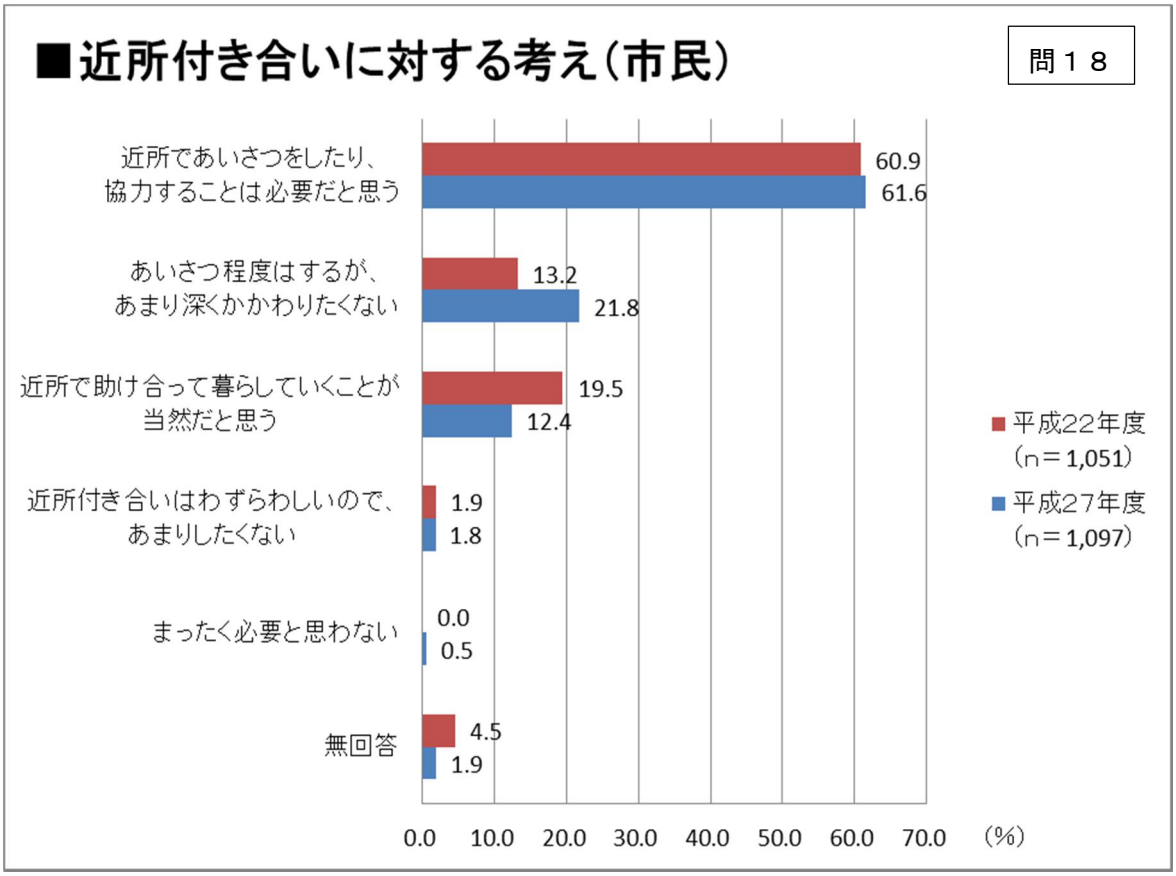

【高校生】ご近所付き合いについてどのようにお考えですか。（○は１つ）

高校生の「近所付き合い」についての考え方は、多い順に「近所であいさつしたり、協力することは必要だと思う」５３．９％、「近所で助け合って暮らしていくことが当然だと思う」２１．２％、「あいさつ程度はするが、あまり深くかかわりたくない」２０．０％、「近所付き合いはわずらわしいので、あまりしたくない」３．５％、「まったく必要と思わない」０．８％となっています。

高校生の回答と市民の回答を比較してみると、「近所であいさつをしたり、協力することは必要だと思う」と回答した市民６１．６％より高校生の回答は７．７ポイント減少していますが、「近所で助け合って暮らしていくことが当然だと思う」と回答した市民１２．４％より高校生の回答は８．８ポイント増加しています。

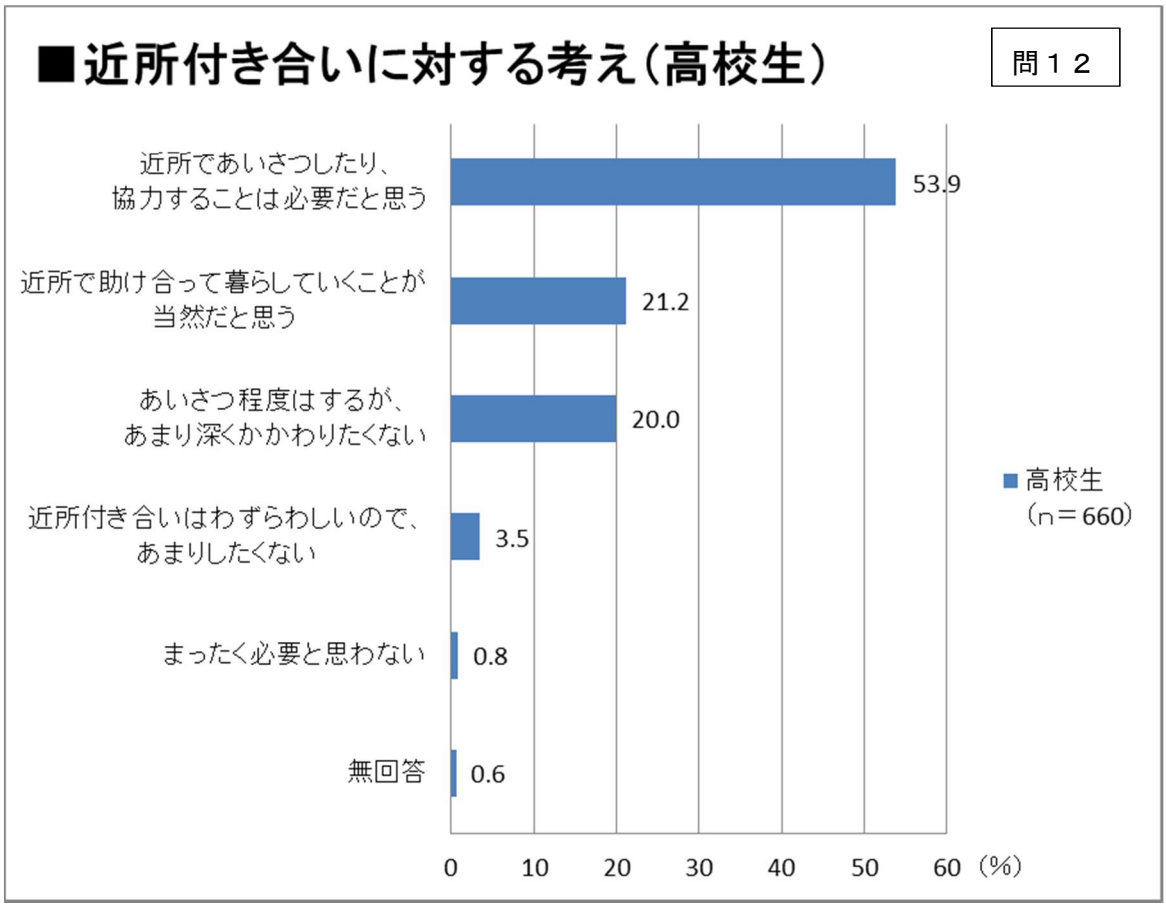

ご近所との付き合いや関わりで、今後どのようなことが大切になると思いますか。（○は３つまで）

市民の「今後の近所付き合いで大切なこと」についての考え方は、「日常のあいさつ等による、人と人とのふれあい」６９．９％が最も多く、次いで「防災活動や災害のときの助け合い」４８．８％となっており、前回調査時と比較すると、「日常のあいさつ等による、人と人とのふれあい」と回答した方が７．５ポイント、「防災活動や災害のときの助け合い」と回答した方が３．５ポイント、ともに増加しています。

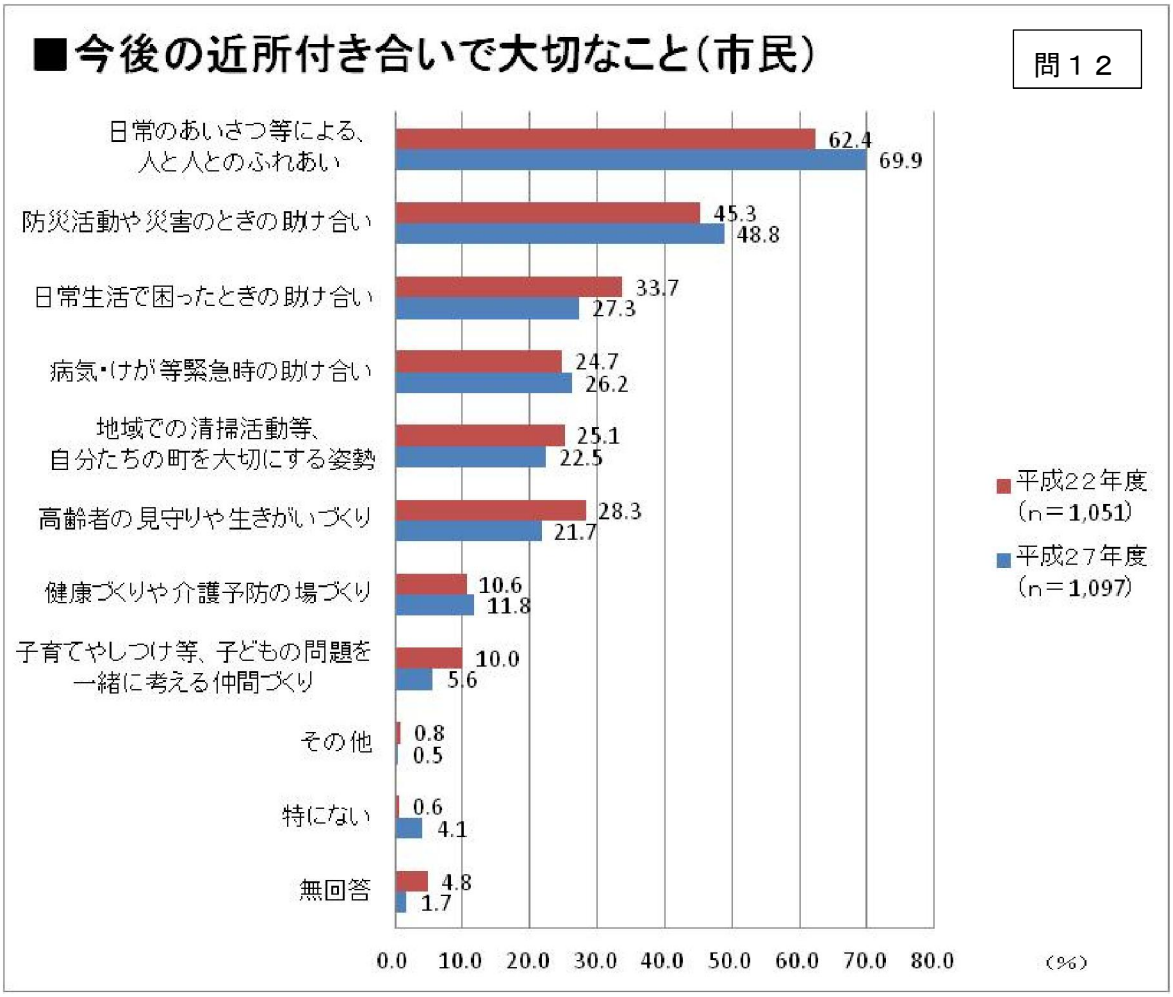

ボランティアやＮＰＯの活動に参加したことがありますか。（○は１つ）

市民の「ボランティアやＮＰＯの活動への参加」については、「参加している」と回答した方が７．９％、「以前に参加したことがある」と回答した方が１５．８％、合計で２３．７％となっており、前回調査時から引き続き少ないのが現状です。

一方で、ボランティアやＮＰＯの活動への参加状況を年齢別でみると、「６０歳代」の参加の割合が高く、ボランティアの高齢化がうかがわれます。

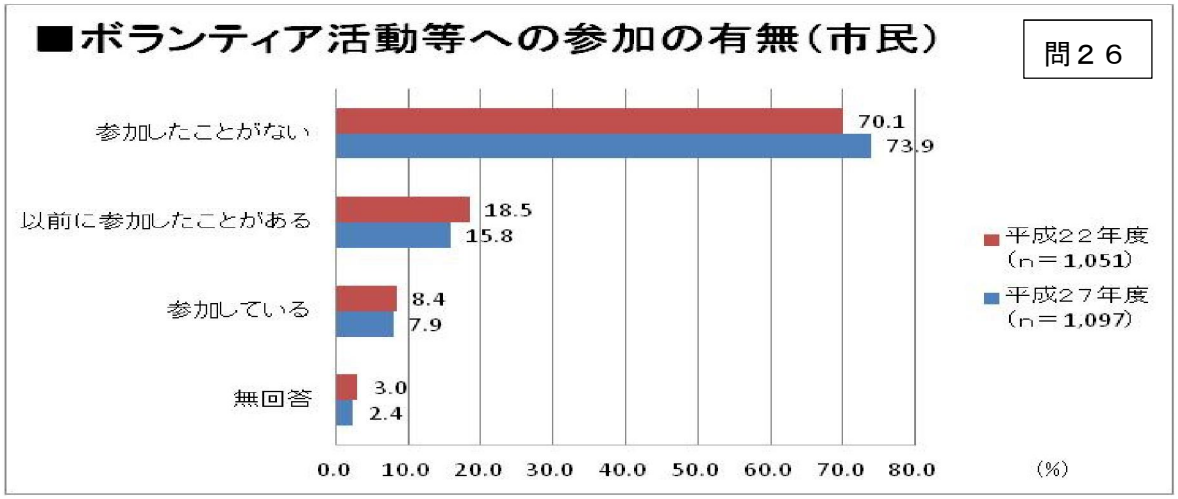

ボランティア活動等への参加の有無（市民）　（単位：%）

年齢別	回答人数（人）	参加している	以前に参加したことがある	参加したことがない
２０歳代	７５	２．７	３３．３	６４．０
３０歳代	１２５	３．２	１６．０	８０．０
４０歳代	１６８	６．０	１２．５	８１．０
５０歳代	１７３	８．７	１７．３	７４．０
６０歳代	２７８	１１．９	１４．０	７２．７
７０歳以上	２７６	８．３	１３．８	７１．０

（問２６で「参加したことがない」を選んだ方）参加したことがない理由は何ですか。（あてはまるものすべてに〇）

市民の「ボランティアやＮＰＯの活動に参加したことがない」と回答した理由については、「仕事や家事で忙しいから」と回答した方が、前回調査時より３ポイント増え５２．０％です。

また、「自分の趣味や余暇活動を優先したいから」「知り合いがいないから」「体が弱く病気がちだから」「興味や関心がないから」「つきあいになじめないから」などの理由が前回調査時と比較しわずかに増加しており、特に「自分の趣味や余暇活動を優先したいから」と回答した方は、２０歳代、３０歳代が高くなっています。

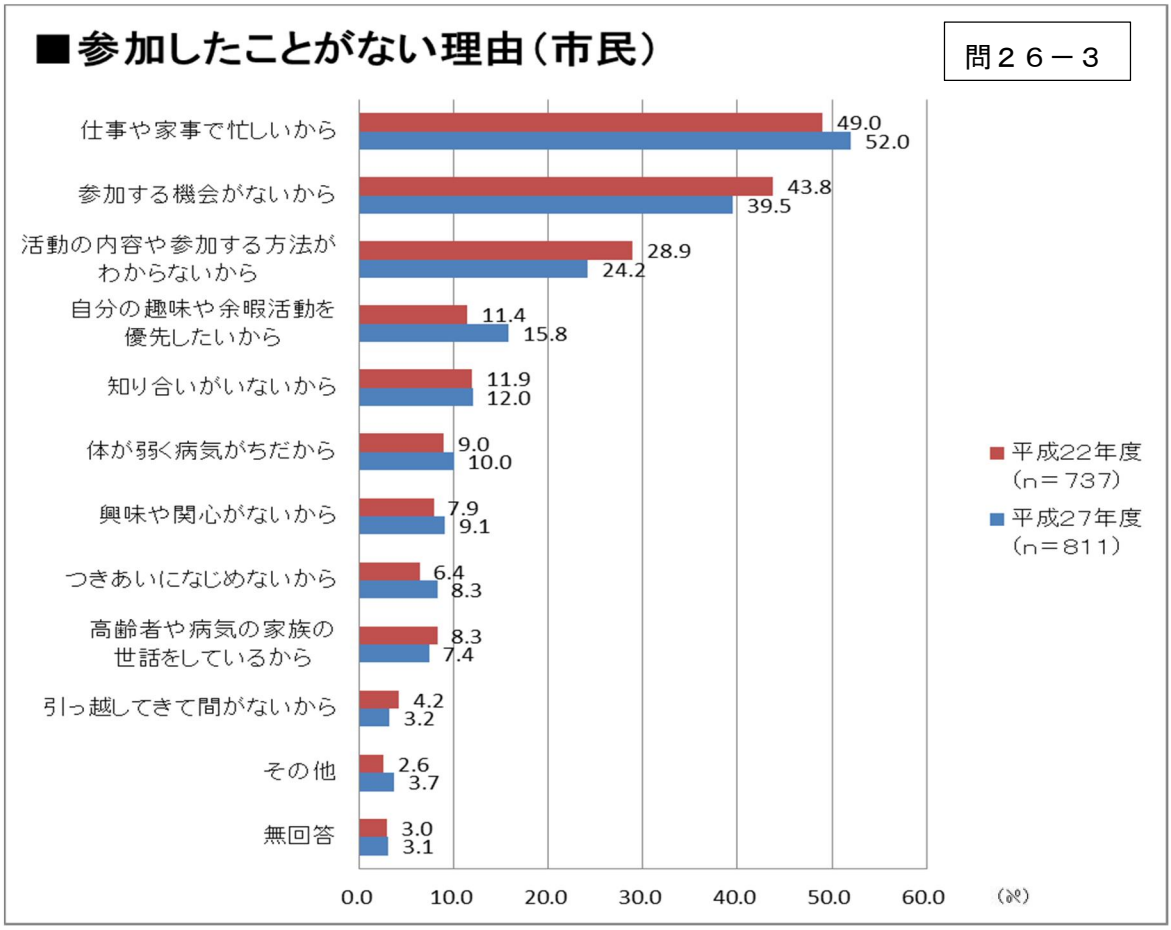

【高校生】（ボランティア活動にまったく参加したことがない方、または今後参加したくないと回答した方）その理由（○は３つまで）

高校生の「ボランティア活動に参加したことがない」または「今後参加したくない」と回答した理由については、「興味がない」「きっかけがない」「勉強や部活などで時間がない」が３０％を超えています。

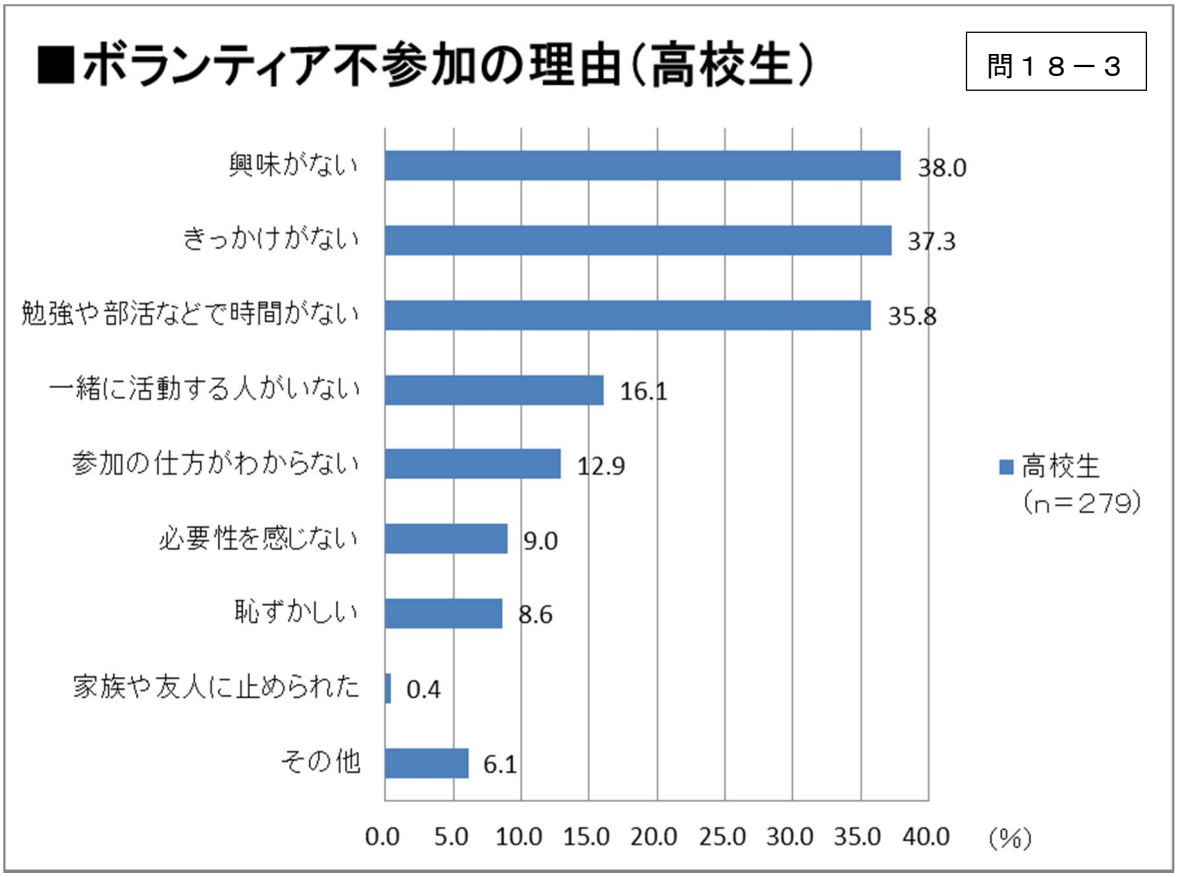

ボランティアやＮＰＯ活動を活発化するためには、どのようなことが必要だと思いますか。（○は３つまで）

市民の「ボランティア活動などを活発化するために必要なこと」についての考え方は、「体験活動など、初めての人も参加しやすいようなきっかけづくりを行う」５１．７％、「活動の内容などの情報を住民に提供する」５０．７％と回答した方の割合は半数を超えていますが、前回調査時との比較では、「体験活動など、初めての人も参加しやすいようなきっかけづくりを行う」と回答した方は９．２ポイント減少、「活動の内容などの情報を住民に提供する」と回答した方は４．２ポイント減少しました。

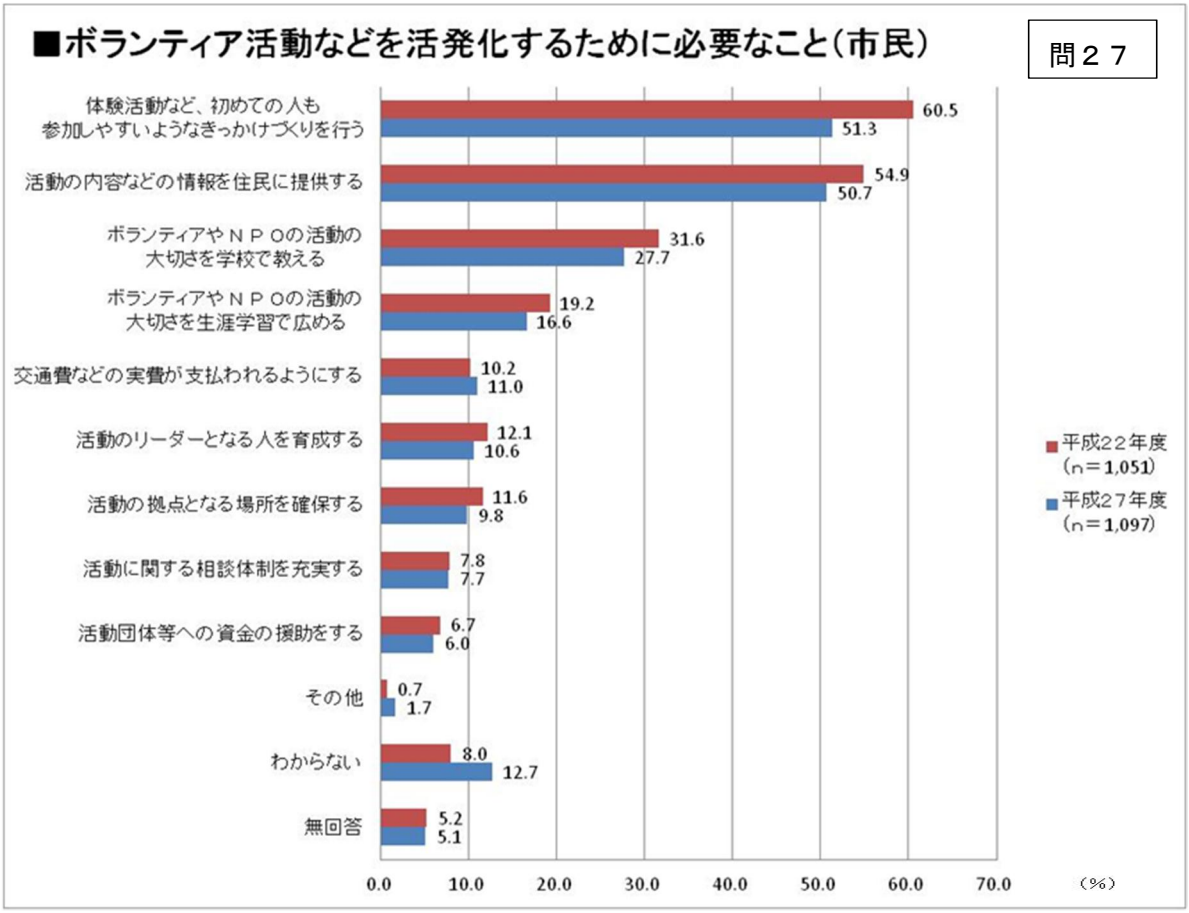

今後、様々な福祉の相談をすることになった時、相談機関にはどんなことを求めますか。（あてはまるものすべてに○）

市民の「相談機関に求めること」については、「どこに相談したらよいか知らせてくれる案内や広報がある」５９．２％、「気軽に相談できそうな、敷居が高くない雰囲気がある」４７．７％、「いつでも相談できる場所や時間が確保されている」４６．３％、「専門性があり、解決に結びつけることができる」３８．５％、「相談したい時に相談機関に行けなくても来てくれるような体制が確保されている」２６．５％の順になっています。

また、アンケートの自由意見においても、福祉制度の情報や相談機関の情報が行き届いていないと感じている方の意見が多いほか、相談機関に対して、わかりやすさや気軽さに加え、悩み事や困りごとを解決してくれる専門性をも求める意見が多く見られました。

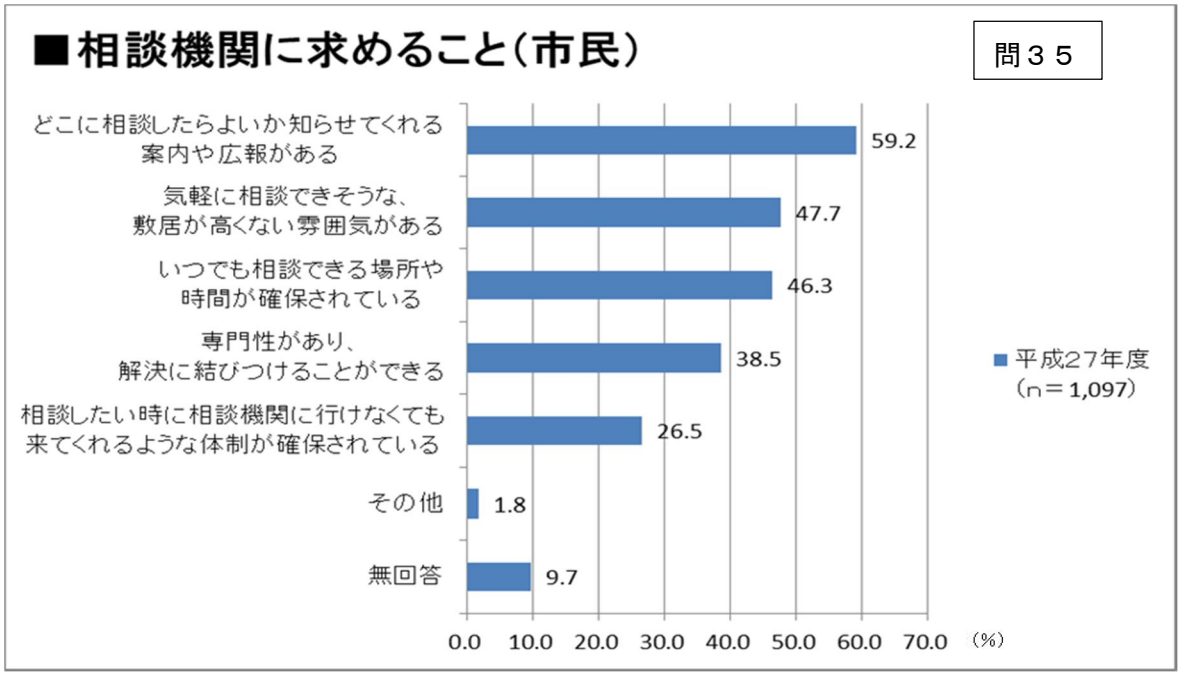

（２）ワークショップの結果

「地域福祉推進のためのワークショップ」を次のとおり実施しました。

◎地域福祉推進のためのワークショップの概要

	地域ワークショップ	専門職ワークショップ
目　　的	自らの地域について考え、それぞれの地域にある福祉課題と解決策について検討し、地域住民や専門職の声を計画に反映させる	
対 象 者	地域福祉推進をしている関係者及び推進者として期待できる方（区長、民生委員・児童委員*、ボランティア、社協事業の協力者等）	市内の福祉に携わる専門職（行政、居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業所、障がい者支援施設*、病院、ＮＰＯ、薬局、社協等）
実施方法	概ね小学校区ごとに開催	専門職の集まる学習会にて実施
参 加 数	３３５人　（１９か所）	５６人　（１か所）
開催時期	平成２７年６月１０日（水）～平成２７年７月８日（水）	平成２７年９月２９日（火）

※ワークショップの結果の詳細については、社協のホームページに掲載しています。

◎地域福祉推進のためのワークショップの意見のまとめ

＜地域ワークショップより＞

前回（平成２３年度）実施したワークショップであげられた課題を参考にしながら、現状の課題を捉え直し、地域での解決方法を検討しました。

「前回の課題がまだ解決に至っていない」という意見も含め、今回のワークショップの全地区に共通した現状や意見を次のように整理しました。

① 高齢化・少子化の進行

・ひとり暮らし高齢者、日中独居の高齢者や認知症の方が増えた。
・認知症の方への対応がわからない。
・役員の高齢化による担い手不足。
・子どもがいない。子ども会やイベント（防災訓練等）が成り立たない。
・独身者が多く、後継ぎがいない。

② 地域のつながりの希薄化・無関心

・地域でのあいさつや付き合いがなく地域の人の顔がわからない。しかもプライバシーの問題で踏み込めない。特にアパートやマンションの住人について把握できない。
・転入してきた住民との関わりが難しい。
・サロンなどの集まりには男性の参加者が少ない。

③ 「かくれ孤立」（一見孤立しているようには見えないが孤立している状況）

・自ら助けを求めない、ＳＯＳを出せない人、地域と関わりたくない、参加しない人がいる。孤立死につながりやすい。
・家族と一緒でも、若い人でも孤立している。

④ 連携や相談先が不明確

・どこに相談したらよいかわからない。
・相談してもそのままで、結果がもたらされない。
・行政、社協、警察、保健所、自治会、区長、民生委員、福祉委員などとの情報共有が必要。

⑤ 情報発信の不足

・行政や社協のＰＲや情報不足。
・認知症や障がいについての知識がないために誤解しやすい（知識を得たい）。

⑥ 集まる場所や集会所不足

・災害時に対応できない。
・元気な高齢者（介護保険対象者以外）の行き場がない。
・交通の利便性が悪い。

＜専門職ワークショップより＞

地域住民を対象とした「地域福祉推進のためのワークショップ」と同様の内容で、専門職対象のワークショップを実施しました。こちらでは「地域での課題」を「久喜市の課題」と読み替え、日頃の業務の中で感じている課題と解決策を検討しました。

ワークショップであげられた意見については、次のとおりです。

① 親族との関係が疎遠

・ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が多いが、親族が遠方に住んでいて、緊急連絡先がない場合や手続き時の保証人になる人がいない。
・家庭内の孤立等から緊急時の連絡やサービス利用へつなぐことが難しい。

② 重度化及び複合的な課題の世帯への対応が増加

・認知症や障がいなどが重度化している利用者が多い。
・同一世帯に認知症の親と、ひきこもりの子どもが同居しているなど、複数の機関の対応が必要な場合がある。
・重度の障がい者が外出しにくい。
・介護と医療の連携が必要だが、個人情報などで連携が難しい場合がある。

③ 介護者の介護負担感の増加

・虐待の疑いがある世帯がある。
・老老介護*の世帯が多くなっている。
・家族が抱え込んでいる。

④ 孤立化している世帯の増加

・福祉的支援が必要であると思われるのに、相談につながらない人がいる。
・生活が困窮していてサービス利用が難しいため関係機関とのつながりが少なくなる。
・どこに相談してよいかわからない。

（３）アンケート調査及びワークショップの結果から見える課題

①「地域福祉」への理解と地域福祉活動への市民参加

地域福祉では、地域に暮らす全ての人が日頃の生活の中で何らかの問題を抱え、手助けを必要としている場合を前提として考えており、地域に暮らす全ての人と地域に存在する公私の多様な主体が協働で取り組むことが求められています。

アンケート調査やワークショップの結果から、地域福祉やその必要性について、より多くの市民にご理解いただく必要がありますが、興味・関心の少ない人もいることから、地域福祉への理解の促進や地域福祉活動へと結びつくような働きかけへの工夫が必要です。

このため、地域福祉に関する啓発や福祉教育等の機会を増やすとともに、特に若い世代への働きかけの工夫や気軽に地域福祉活動に参加できる仕組みづくりに取り組む必要があります。

また、高齢者の増加に併せ、高齢者の皆さんが生きがいとして地域福祉活動に参加できるよう、市民参加の内容等についても検討する必要があります。

② 地域の助け合い・支え合い

ワークショップの際、地域住民からも専門職からも共通に出されたのは、ＳＯＳを発信しにくいなど若い人でも孤立した状況があり、高齢者の孤立だけではなく、若い世代も含めた支援が必要になっているということでした。

また、アンケート調査の結果からは、全体的に隣近所の付き合いは希薄化が進む傾向が現れているものの、多くの市民が交流の大切さや防災活動や災害時の助け合いについての重要性を感じていることがわかりました。

このようなことから、世代を超えた日頃の声かけや交流を進め、地域の助け合いや支え合いにつながる取り組みを推進する必要があります。

③ 地域福祉活動における人材育成及び連携体制

専門職のワークショップでは、世代を問わず生活が困窮している家庭、複合的な課題を有している世帯の存在など、解決に時間がかかる支援が難しい事例が地域にはあるという意見が出されました。このことから、地域住民や専門職、他の多くの機関が連携し一体となって、支援体制をつくることがますます重要になっていくと考えられます。

地域福祉活動の担い手となる多様な人材の育成や活性化を図り、様々な地域福祉の担い手がより効果的に連携できる仕組みをつくるなど、地域の福祉力を高める取り組みが必要です。

④ 相談体制の整備

アンケート調査やワークショップの結果から、「どこに相談したらよいのかわからない」「相談しても結果がもたらされない」などの課題とともに、相談機関に求めることとして「どこに相談したらよいか知らせてくれる案内や広報がある」「気軽に相談できそうな、敷居が高くない雰囲気がある」などのことが必要であることがわかりました。現状では地域の中だけでなく、家庭内でも孤立し、ＳＯＳを出しにくい人や複合的な課題を抱えている家族も把握されており、市民は相談機関に対し、相談しやすい環境整備や解決に結びつけることができる専門性について求めていることもわかりました。

今後は、さらにプライバシーの保護を十分に配慮しながら、加えて相談窓口をわかりやすく、気軽に相談できる体制づくりを目指すとともに、問題を抱え込んでしまっている状態に周囲が気づき、解決にたどり着くまで専門機関*同士が連携し合うような体制づくりを目指す必要があります。

⑤ 情報提供

アンケート調査やワークショップの結果から、必要な人に必要な情報が届いていない、広報紙等だけではわかりにくいとの声が多くあったことから、必要な情報を必要な人にわかりやすく伝える工夫も含め、支援を必要としている方に適切な情報やサービスを提供できるように、地域福祉に関するあらゆる情報提供の手段等について、改善や工夫が必要です。

３　地域福祉を推進するための方向性

第１次の計画の取り組みと振り返りやアンケート調査及びワークショップの結果、社会的背景などを踏まえた上で、これからの本市の地域福祉を推進するための方向性を、次の４点に整理しました。

（１）　いきいきと自分らしく暮らすことができる地域づくりをめざして

人口減少や健康福祉ニーズの増大に伴い、公的サービスを含め地域の福祉を支える担い手は、極めて不足している状況にあります。

誰もが支え合える「地域福祉」を実現するためには、市民一人ひとりに、地域では様々な方が生活していることを理解した上で地域での生活課題について知り、さらには自分の個性に気づき、地域福祉活動の中で自分のできることについて考えたり、行動に移すことができるような働きかけが必要です。

特に若い世代や高齢世代に対し、地域福祉に関する情報が行き渡るよう、様々な取り組みや工夫をすることで市民参加による地域福祉の推進を目指します。

（２）　身近な困りごとの解決のため、お互い様の気持ちで支え合う地域づくりをめざして

隣近所の付き合いは希薄化が進む傾向があり、ＳＯＳを発信しにくい場合は世代を問わず孤立状態を招く危険性があります。また、東日本大震災の教訓からも、災害時の助け合いには、日頃の地域住民の絆づくりが重要であるといわれており、多くの市民が交流の大切さや防災活動や災害時の助け合いについての重要性を感じています。

世代を超えた日頃の声かけや交流など、地域の助け合いや支え合いにつながる取り組みを推進するとともに、隣近所同士でお互いにできることを共有したり、一緒に地域福祉活動に参加するなど、身近な地域での活動が広がるように取り組みます。

（３）　市民、団体、専門機関とともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりをめざして

様々な原因により生活困窮に陥っている例や、複合的な課題を有している世帯の存在など、一機関の支援では解決が難しい事例については、適切な福祉サービスにつながらず、孤立に陥りやすい状況が見られます。

このようなことから、社会的孤立や排除が起きないよう、地域福祉活動の担い手となる多様な人材の育成を図り、様々な地域福祉の担い手が、身近なところで、気づき、専門機関につなげる仕組みをつくることも必要となります。

また、平成２７年４月からは、生活困窮者に対する新たな支援制度（生活困窮者自立支援法）が始まっています。生活困窮者が適切な支援や福祉サービスを受けられずに埋もれてしまうことがないよう、地域社会の中で、支援の仕組みが生かされていくことが求められます。

地域の福祉力を高める地域ぐるみの取り組みを推進するとともに、地域包括ケアシステムの考え方を高齢者の分野だけでなく障がい者や児童、生活困窮者等他の福祉分野にも応用し、地域福祉の更なる推進体制の整備を目指します。

※地域包括ケアシステムとは　（高齢者分野におけるイメージ図はＰ４２を参照）

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制

（平成２１年３月「地域包括ケア研究会報告～今後の検討のための論点整理～」）

（４）　サービスを利用しやすい環境を整備し、市民、行政、社協の協働のまちづくりをめざして

利用者が事業者と対等な関係で福祉サービスを利用する契約制度になった今日では、適切に福祉サービスを利用できる環境が整っていることが必要です。福祉サービスの制度は複雑な部分もあり、サービスの提供を受ける人にとっては、苦情や不満を表明しにくいといった面もあり、苦情解決制度の周知を図るとともに、体制の充実に努める必要があります。

今後、認知症の人が増えていく中で、判断能力が十分でない人が福祉サービスを適切に利用し、地域において安心して生活できるよう、サービスの利用手続きや日

常的な金銭管理等を援助する制度の周知と充実が求められています。

市や社協は、適切な福祉サービスを利用できる環境づくりのために、利用者の視点に立ち、わかりやすい情報提供を行うとともに、地域住民とのコミュニケーションを深めながら、情報が広く行き渡るように工夫します。

また、相談しやすい環境整備や相談機関の専門性の向上及び相談機関等の連携強化を進めながら、地域福祉推進のための基盤や体制を充実・強化します。

地域包括ケアシステムのイメージ（日常生活圏域）

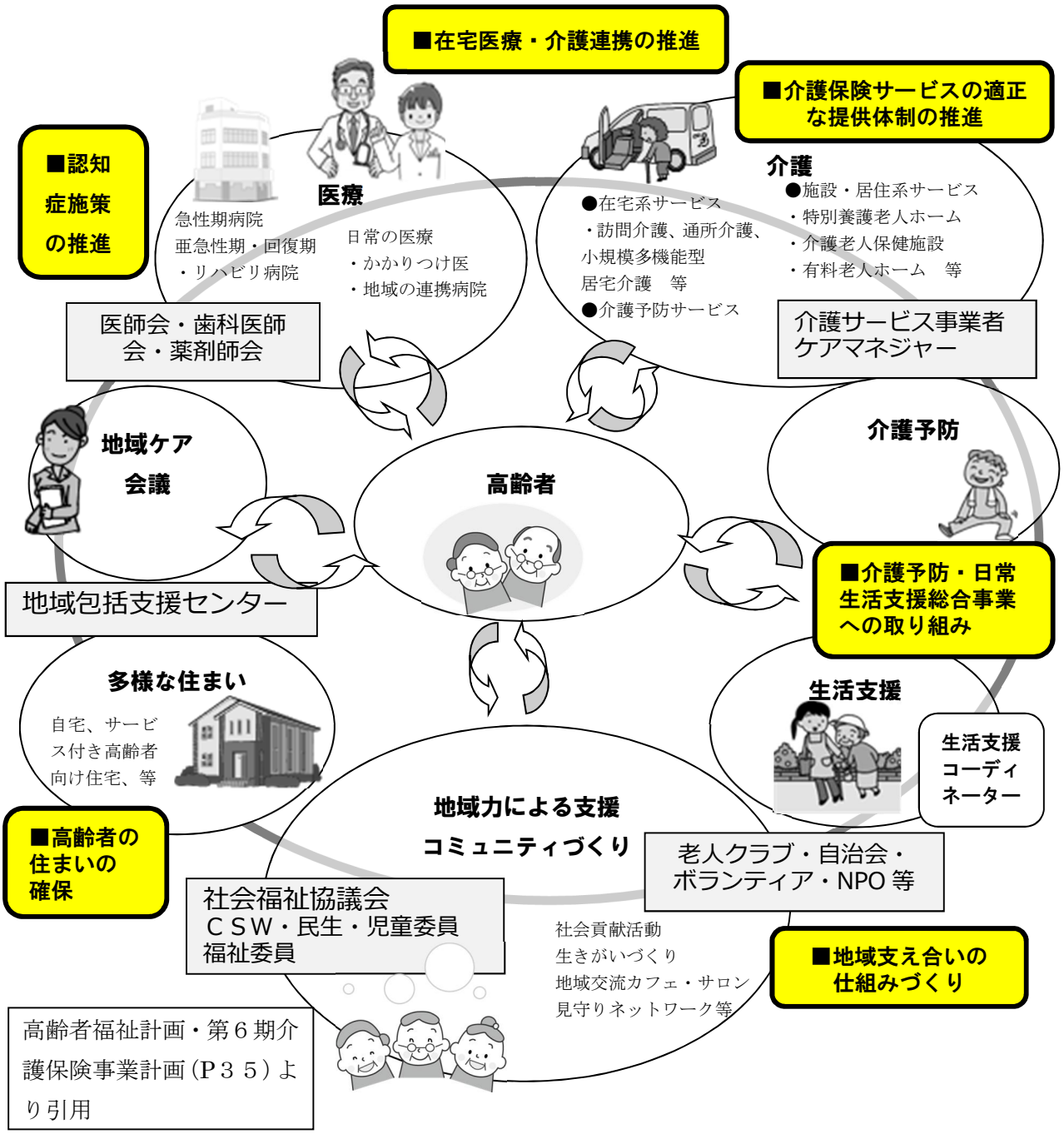

高齢者福祉計画・第６期介護保険事業計画（Ｐ３５）より引用

第3章

計画の基本的な考え方

１　基本理念

ともに生き、ともに安心して暮らすことのできる地域社会づくり

本市の総合振興計画は、「協働のまちづくり」「市民主役のまちづくり」「共生を大切にするまちづくり」「安全・安心を重視したまちづくり」を基本理念に掲げ、また、将来像を将来の広がる可能性を信じ「豊かな未来を創造する個性輝く文化田園都市～ 人と愛 水と緑 市民主役のまち ～」と定めてます。

そして、久喜市に「行ってみたい」「住んでみたい」と思えるまち、「住んでよかった」「ずっと住み続けたい」と実感できるようなまちづくりを推進しています。

第１次の地域福祉計画・地域福祉活動計画では、新たな福祉課題へ対応するために、今日的な「つながり」の再構築を図り、全ての人々が孤立や排除に至らぬよう支援し、社会の構成員として包み支え合う社会福祉を模索し、誰もが地域において自分らしくいきいきと生活できるよう、市、社協及び市民の皆さんとともに、公私協働（行政と民間がともに協力し合い、ともに働くこと）による新たな支え合いの仕組みの実現を大きな目標として、５年間推進してきました。

この第１次の基本理念に対する市民一人ひとりの理解をさらに深め、引き続き、地域福祉を推進するため、「ともに生き、ともに安心して暮らすことのできる地域社会づくり」を本計画の基本理念とします。

２　基本目標と重点施策

本計画では、第２章でまとめた地域福祉を推進するための方向性を踏まえ、基本理念「ともに生き、ともに安心して暮らすことのできる地域社会づくり」の実現に向け、４つの基本目標と１０の重点施策を定め、計画を体系的に展開していきます。

基本目標１

いきいきと自分らしく暮らすことができる地域づくり

◎重点施策（１）福祉教育（学習）を充実し、
一人ひとりの意識を高めます

◎重点施策（２）ボランティア活動などの地域福祉活動を活発にします

誰もがそれぞれ持つ個性を理解し合いながら、いきいきと自分らしく暮らしていくには、市民の福祉に対する興味・関心を高めるとともに、自分でできることを探し、行動してみようと思うきっかけづくりが重要です。

「基本目標１」では、地域福祉の学習会や福祉に触れる機会を充実させることで、一人ひとりの地域福祉に対する関心を高め、自分のこととして興味を持ち、地域福祉活動への参加につながるよう、重点施策に取り組みます。

基本目標２

お互い様の気持ちで支え合う地域づくり

◎重点施策（１）ふれあいと交流を大切にする場づくりを推進します

◎重点施策（２）災害時の備えや孤立を防止するための
地域の見守り体制を強化します

身近な地域における助け合いや支え合いを進めるためには、気軽に顔を出せる居場所が近くにあるとともに、自分の地域の福祉課題について話し合う機会があることも重要です。

「基本目標２」では、世代を超えた日頃の声かけや交流など、地域の助け合いや支え合いにつながる取り組みを推進するとともに、隣近所同士でお互いにできることを共有したり、一緒に地域福祉活動に参加するなど、身近な地域での活動の輪が広がるように取り組みます。

基本目標３

みんなで暮らせるまちづくり

◎重点施策（１） 高齢者や障がい者、子育て世帯の地域生活を支援します

◎重点施策（２） 孤立しがちな生活困窮者の自立を支援します

◎重点施策（３） 地域包括ケアのネットワークづくりを推進します

市民一人ひとりが、住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らしていくには、隣近所とのつながりを持ちながら、さらには身近なところで困りごとを相談でき、専門家等の支援を受けられるようなネットワークをつくるとともに、社会的孤立や排除を防ぐ地域づくりも大切です。適切な支援や福祉サービスを必要としている方が、支援を受けられずに埋もれてしまうことがないよう、地域社会の中での支援の仕組みが生かされていくことが求められます。

「基本目標３」では、誰もが年齢や障がいの有無にかかわらず、気軽に外出でき地域社会と関わりを持ちながら安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指し、健康福祉施策等の充実を図るとともに、地域のケアシステムと福祉力を統合する基盤づくりに取り組みます。

基本目標４

サービスを利用しやすい環境づくり

◎重点施策（１）わかりやすく行き届くように情報を提供します

◎重点施策（２）信頼される相談しやすい体制を整えます

◎重点施策（３）権利擁護体制を充実します

「地域福祉」の主役は、地域で暮らす全ての人々であり、時には、サービスの受け手となったり、担い手になったりもします。

そして、行政と社協は、地域福祉の担い手としてその責務を果たす役割があります。

「基本目標４」では、特に課題としてまとめられた点について、市と社協の役割について着目し、基本目標を設定しました。

利用者の視点に立ち、わかりやすい情報提供を行い、相談しやすい環境整備や相談機関の専門性の向上並びに相談機関等の連携強化を進めながら、公私協働による地域福祉推進のための体制を強化するとともに、支援を必要としている方が、地域から孤立しないよう権利擁護体制の充実について取り組みます。

3　計画の体系

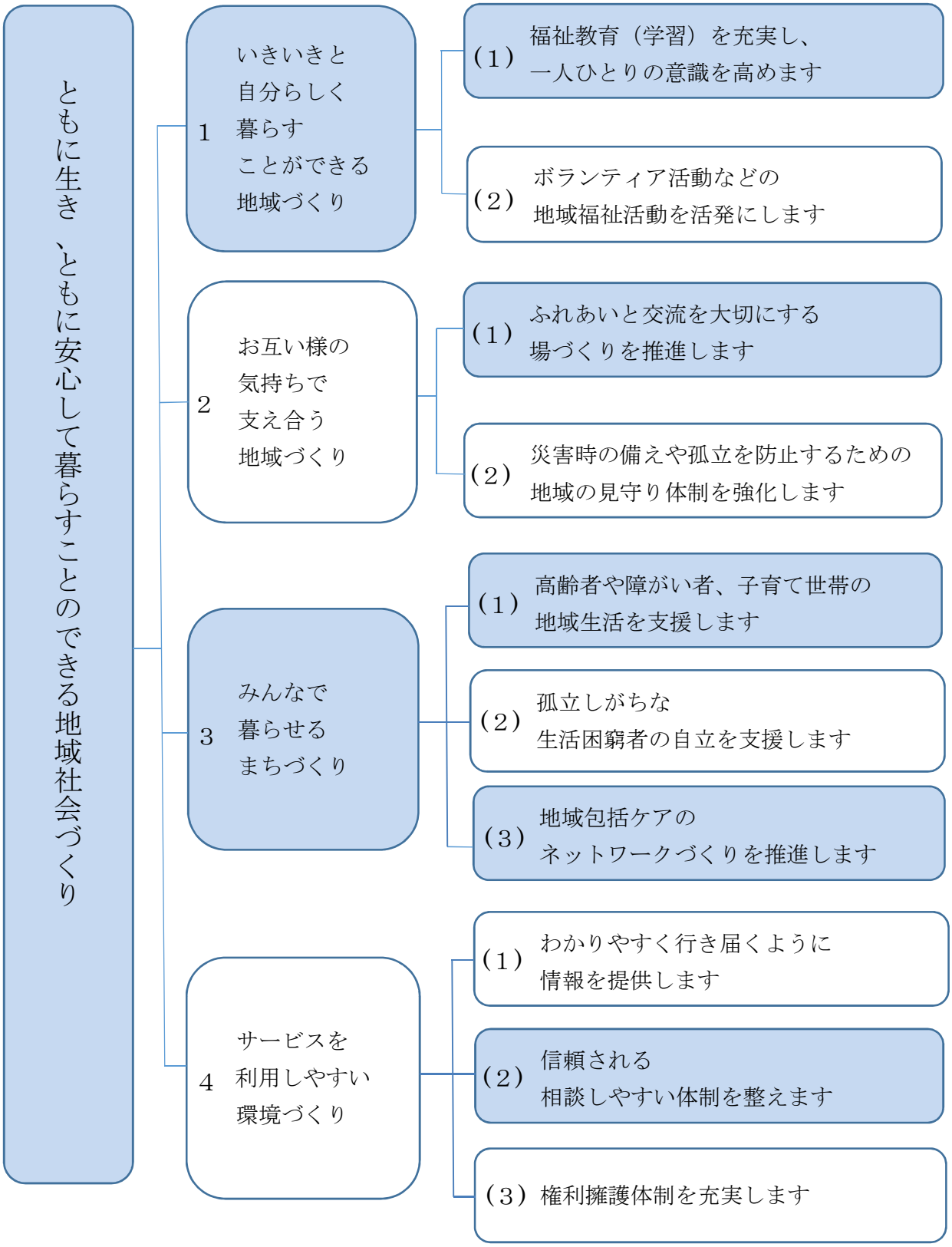
基本理念
基本目標
重点施策
ともに生き、ともに安心して暮らすことのできる地域社会づくり
1 いきいきと自分らしく暮らすことができる地域づくり
（1） 福祉教育（学習）を充実し、一人ひとりの意識を高めます
（2） ボランティア活動などの地域福祉活動を活発にします
2 お互い様の気持ちで支え合う地域づくり
（1） ふれあいと交流を大切にする場づくりを推進します
（2） 災害時の備えや孤立を防止するための地域の見守り体制を強化します
3 みんなで暮らせるまちづくり
（1） 高齢者や障がい者、子育て世帯の地域生活を支援します
（2） 孤立しがちな生活困窮者の自立を支援します
（3） 地域包括ケアのネットワークづくりを推進します
4 サービスを利用しやすい環境づくり
（1） わかりやすく行き届くように情報を提供します
（2） 信頼される相談しやすい体制を整えます
（3） 権利擁護体制を充実します

施策の内容（市の主な取り組み）	施策の内容（社協の主な取り組み）
①児童･生徒への福祉教育の充実　②人権教育･啓発の推進 ③市民大学や高齢者大学等を利用した学習機会の充実 ④福祉に関する生涯学習出前講座の充実 ⑤男女共同参画の視点をもった意識啓発の充実	①地域での福祉教育の実施　②福祉教育の推進・学校との連携の強化　③介護予防事業の推進　④あんしんカード設置事業の推進　⑤社協の出前講座の実施　⑥地域福祉活動を支える人材育成や意識啓発の場づくりの推進
①ボランティア、ＮＰＯ、市民活動団体への支援 ②介護予防ボランティアの育成支援 ③ボランティア団体等との連携、協働の推進 ④地域福祉活動を支える人材の発掘・育成	①ボランティアセンターの事業推進、機能強化　②ボランティア養成講座の開催　③ボランティア活動への支援、協力、助成　④ボランティア人材の育成　⑤ＮＰＯとの協働　⑥ボランティアをＰＲするイベントの開催
①コミュニティ活動の活性化支援 ②地域の集会施設や交流の場づくりの支援 ③地域福祉活動を支える人材の発掘・育成（再掲） ④地域福祉活動事例等の情報発信	①ふれあい・いきいきサロンの拡充・小地域福祉活動の推進 ②イベント用備品貸出事業の実施 ③イベント事業への参画　④婚活支援事業の実施 ⑤社会参加・交流の場づくり
①自主防災組織の育成支援 ②要援護者見守り支援の充実 ③福祉避難所の指定推進 ④避難所における防災備蓄品等の整備 ⑤認知症高齢者等への対策の推進 ⑥高齢者・障がい者の虐待防止の取り組みの充実 ⑦児童の虐待防止の取り組みの充実	①福祉委員の配置・推進 ②地区あったか会議の設置・活動支援 ③災害ボランティアセンターの体制づくり ④災害時要援護者への関わりやマップ作りへの支援等
①高齢者福祉施策の充実　②障がい者福祉施策の充実 ③子育て支援施策の充実　④健康づくりの推進 ⑤公共交通の充実　⑥公共施設等のバリアフリー化の推進と支援　⑦おもいやり駐車場制度等の普及・啓発	①相互理解を深める事業の推進　②住民参加型のサービスの実施　③くき元気サービスの拡充　④在宅福祉事業の推進　⑤障がい者施設の運営　⑥制度に基づく在宅福祉サービスの提供　⑦福祉用具の貸出
①生活保護制度の適正実施 ②住宅確保のための支援の実施 ③低所得者等の就労支援・自立生活の支援 ④入学準備金・奨学金貸付制度の実施	①低所得者等への資金の貸付 ②生活困窮者自立支援事業の実施 ③歳末たすけあい募金運動の実施 ④関係機関との連携　⑤総合相談・相談支援体制の充実
①地域包括ケアシステムの構築を基本にしたネットワークづくり（生活支援コーディネーターの配置、在宅医療・介護連携の推進） ②民生委員・児童委員活動への支援の充実 ③福祉関連団体等のネットワーク構築への支援	①ｺﾐｭﾆﾃｨｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰの配置　②地域住民や各関係機関との連携・協働・強化　③分野を超えた相談体制づくり　④地域包括支援センターの運営　⑤社協・生活支援活動強化方針の推進　⑥各種審議会・協議会等への参加　⑦福祉関係団体等との交流　⑧地域福祉ニーズ調査・研究
①広報紙や電子媒体による情報提供の充実　②地域福祉に関する情報内容の充実・発信　③福祉に関する生涯学習出前講座の充実（再掲）　④市民参加及び市民活動団体の情報提供の充実　⑤地域福祉活動事例等の情報発信（再掲）	①福祉サービスや福祉団体に対する情報の積極的な提供 ②市民にわかりやすい福祉情報の提供 ③社協の出前講座の実施（再掲） ④関係情報の収集・提供
①専門相談窓口体制の充実 ②専門相談員等による訪問相談 ③地域の身近な相談窓口と専門相談窓口との連携 ④生活困窮に対する相談	①総合相談の実施　②福祉なんでも相談の実施 ③相談援助技術の向上 ④福祉サービスを支える人材の確保・育成 ⑤出前相談の拡充　⑥専門職との連携会議の開催
①権利擁護事業の利用支援・周知 ②福祉オンブズパーソンの周知 ③成年後見制度の利用促進	①市民後見人養成講座の実施及び法人後見業務の運営 ②福祉サービス利用援助事業の実施　③権利擁護に関する広報活動の充実　④福祉サービスに対する苦情・相談の窓口設置　⑤虐待防止及び養護者支援

第4章

計画の展開
（みんなで取り組むこと）

基本目標１　いきいきと自分らしく暮らすことができる地域づくり

重点施策

（１）福祉教育（学習）を充実し、一人ひとりの意識を高めます

施策の内容

≪みんなで取り組むこと≫

☆基本的人権を尊重し、自らも人権意識の高揚に努めましょう。
☆自己研鑽に努めるため、学習する機会を大切にして参加しましょう。
☆バリアフリーやノーマライゼーション*について理解を深めましょう。
☆学びを通じて現在の地域課題を知り、学んだ成果を地域づくりに生かしましょう。

≪市の主な取り組み≫　　＜主な担当課＞

① 児童・生徒への福祉教育の充実
社協や福祉施設と連携し、総合的な学習の時間などを活用して小中学校での福祉教育やボランティア活動など体験学習を推進し、豊かな人間性を育む教育の充実を図ります。　＜指導課＞
② 人権教育・啓発の推進
学校における人権教育の充実を図るため、人権尊重の精神を養うことを目的とする教育活動を推進します。また、地域、家庭、学校及び企業などと連携を図りながら、あらゆる場を通じて、人権教育及び人権啓発を積極的に推進します。　＜人権推進課・指導課・生涯学習課＞
③ 市民大学*や高齢者大学*等を利用した学習機会の充実
高齢者大学や市民大学などの生涯学習を通じて、あらゆる世代が地域福祉に関心を持ち、地域福祉の担い手や推進役となるような人材づくりを進めます。　＜生涯学習課・福祉部関係課＞

④ 福祉に関する生涯学習出前講座の充実
市民の生涯学習・地域福祉について学習する機会をより多くの方に提供できるよう、講座内容の一層の充実と周知に努めます。　＜生涯学習課・福祉部関係課＞
⑤ 男女共同参画の視点をもった意識啓発の充実
男女が地域社会の対等な構成員として、自らの意思により、あらゆる分野に参画でき、ともに責任を分かちあうために、意思決定の場や諸活動に積極的に参画するよう、意識啓発を図ります。　＜人権推進課・生涯学習課・関係課＞

≪社協の主な取り組み≫

① 地域での福祉教育の実施
子どもから大人まで福祉に対する理解と関心を高め、地域支え合いの意識の向上を図るため、社協の出前講座や地域の介護力を高める講座を開催します。 また、障がいについての理解を深め、誰もが暮らしやすい地域づくりを進めるため、障がいについて学ぶ学習会を開催します。
② 福祉教育の推進・学校との連携の強化
子どもの頃から福祉に対する理解と関心を高め、ボランティア活動や地域社会とのつながりの意識を育むことができるよう、福祉教育の推進を図ります。また、福祉を推進するための活動費の助成を行うことによって学校との連携を強化します。
③ 介護予防事業の推進
介護予防教室の定期開催や、社協の出前講座により転倒予防体操や健康講座を実施します。また、ひとり暮らし生活応援講座により、ひとり暮らしになってもいきいきと暮らすことができるような講座を開きます。
④ あんしんカード設置事業の推進
災害や体調の変化等により緊急事態が発生し、救急出動を依頼する場合に備えて、あんしんカード又はあんしんカード携帯版を配布し、日常生活上の安全確保を図れるよう支援します。また、埼玉東部消防組合消防局との連携を強化します。
⑤ 社協の出前講座の実施
市民のニーズに合わせ、社協職員が集会所等に出向き、社協事業の説明や技能を活かした講座を実施します。

⑥ 地域福祉活動を支える人材育成や意識啓発の場づくりの推進
関係機関・団体等と連携し、地域福祉の担い手となる人材を育成するほか、福祉への理解者を増やす機会をつくります。

進捗状況を把握するための計画指標

指標の内容	単位	平成２７年度 （現状値）	平成３４年度 （目標値）
市内小中学校における福祉体験学習等の実施校（社協）	校	２１	３４
あんしんカード配布数（累積）（社協） 〔下段は携帯版あんしんカード配布数〕	枚	１８，９６９ ８，５３８	２９，０００ １６，０００
福祉に関する出前講座開催数	回	１３	２０

重点施策

（２）ボランティア活動などの地域福祉活動を活発にします

施策の内容

≪みんなで取り組むこと≫

☆ボランティアのきっかけづくりとして、まずボランティアを体験しましょう。体験を通じて、活動をはじめるきっかけとしましょう。
☆子ども会や学校、地域の行事など、身近な活動でボランティアに参加できるよう、広く呼びかけましょう。
☆地域ぐるみでボランティア活動に気軽に取り組めるような、コミュニケーション*を深めましょう。
☆ボランティアとして自己の持つ技能・知識を生かして、学校現場等で子どもたちに教え伝えましょう。

≪市の主な取り組み≫　＜主な担当課＞

① ボランティア、NPO、市民活動団体への支援
ボランティア、NPO 及び市民活動団体が行っている公的サービスでは対応の難しい地域の生活課題や市民ニーズに柔軟に対応した活動に対し、市民活動推進基金及び福祉基金の活用による支援を行います。　＜自治振興課・社会福祉課＞
② 介護予防ボランティアの育成支援
地域における介護予防活動の担い手となるボランティアや活動のリーダーとなる人材の育成を図ります。　＜介護福祉課＞
③ ボランティア団体等との連携、協働の推進
高齢者の介護予防や子育て支援をはじめ、本市の各分野の事務事業の推進に、市民がボランティア団体や NPO の一員として協力しています。今後さらに、ボランティア団体や NPO との連携、協働を推進しながら、新たな事業への取り組みや既存事業の充実を図ります。　＜介護福祉課・関係課＞
④ 地域福祉活動を支える人材の発掘・育成
様々な事業などを通じて、地域づくりに興味・関心があり、ボランティアとしての活動が期待される人材の発掘に努め、社協や関係団体等と連携を図り、ボランティアの育成に努めます。　＜関係課＞

≪社協の主な取り組み≫

① ボランティアセンター*の事業推進、機能強化
ボランティアを身近に感じ、今後のボランティア活動へつながるよう、ボランティア体験プログラム事業や各種講座を企画、運営します。また、ボランティア活動を支援するため、わかりやすく情報を提供し、相談機能や連絡調整機能を強化します。
② ボランティア養成講座の開催
新たなボランティアを発掘・育成するため、ボランティア養成講座や、シニア層*の活躍につながるようなボランティア講座を開催します。 （主な講座） 点訳ボランティア養成講座・外出サポートボランティア養成講座・音訳ボランティア養成講座・手話奉仕員養成講座・傾聴ボランティア養成講座・はじめてのボランティア講座・ボランティア体験プログラム事業等
③ ボランティア活動への支援、協力、助成
個人や団体が安心してボランティア活動を継続できるよう相談、支援及び活動費等の助成を行います。
④ ボランティア人材の育成
情報交換の場として、ボランティア団体等の代表者会議やボランティア懇談会を開催し、活動を推進するとともにボランティア人材の育成を図ります。
⑤ NPO との協働
地域福祉を推進するＮＰＯとの協働を進めます。
⑥ ボランティアをＰＲするイベントの開催
ボランティアについての理解を深めるため、日頃の活動をＰＲするためにボランティアまつりを開催します。

進捗状況を把握するための計画指標

指標の内容	単位	平成２７年度（現状値）	平成３４年度（目標値）
ボランティア体験プログラム事業参加者数　（社協）	人	２１７	２４０
個人ボランティア登録者数　（社協）	人	３５３	３８０
ボランティア登録団体数　（社協）	団体	８１	８８
介護予防ボランティア（はつらつリーダー）登録者数	人	８６	１４５
介護予防教室サポーター登録者数（社協）	人	３０	４０

基本目標２　お互い様の気持ちで支え合う地域づくり

重点施策

（１）ふれあいと交流を大切にする場づくりを推進します

施策の内容

≪みんなで取り組むこと≫

☆あいさつや日頃の声かけにより、顔見知りの関係をつくりましょう。
☆住民同士がふれあい、交流を深めるようなつきあいを心がけましょう。
☆地域の行事に積極的に参加し地域社会の一員として地域への関心を高めましょう。
☆自治会や老人クラブなどに参加し、コミュニティ活動に取り組みましょう。
☆地域で起きている課題や福祉に関心を持ち、協力し合える地域をつくりましょう。
☆高齢者や子ども、障がいのある方など誰もが気軽に集まれる交流の場（サロンなど）をつくりましょう。

≪市の主な取り組み≫　　＜主な担当課＞

① コミュニティ活動の活性化支援
地域コミュニティを形成するコミュニティ協議会や自治会、老人クラブなど、地域活動を担う団体に対する支援やコミュニティ祭りなど地域固有の活動に対する支援を充実し、市民相互の交流と連帯感を高め、コミュニティ活動の活性化を図ります。 ＜自治振興課・社会福祉課・関係課＞
② 地域の集会施設や交流の場づくりの支援
地域住民の交流の場となる活動拠点として、コミュニティセンターの維持管理や整備を行うとともに、学校や集会施設など公共施設、地域の集会施設など民間施設を活用した交流の場づくりに対し支援を行います。 ＜自治振興課・介護福祉課・関係課＞
③ 地域福祉活動を支える人材の発掘・育成（再掲）
様々な事業などを通じて、地域づくりに意欲があり、リーダーとしての活動が期待される人材の発掘に努め、社協や関係団体等と連携を図ることのできる人材を育成します。 ＜関係課＞

④ 地域福祉活動事例等の情報発信
ホームページ、出前講座などを通じて、地域福祉活動事例などを積極的に情報発信します。　＜社会福祉課・関係課＞

≪社協の主な取り組み≫

① ふれあい・いきいきサロンの拡充・小地域福祉活動*の推進
地域の実情に応じて、ふれあい・いきいきサロンの立上げや運営の相談及びサポートを行います。
② イベント用備品貸出事業の実施
イベント用備品を団体や自治会等の希望者に貸出し、地域住民のイベント活動など、コミュニティ活動を支援します。
③ イベント事業への参画
市内の各イベントへ参画し、社協活動のＰＲを行います。また、地域住民との交流を図り、出前相談会を実施します。
④ 婚活支援事業の実施
結婚を希望する男女に出会いの場を提供します。
⑤ 社会参加・交流の場づくり
会食会等を通じて、地域における交流を図るとともに、外出の機会が少ない方等の社会参加の機会を広げます。

進捗状況を把握するための計画指標

指標の内容	単位	平成２７年度（現状値）	平成３４年度（目標値）
地区コミュニティ協議会の組織数	団体	１１	２３
ふれあい・いきいきサロン設置数（社協）	箇所	４０	６０

重点施策

（２）災害時の備えや孤立を防止するための地域の見守り体制を強化します

施策の内容

≪みんなで取り組むこと≫

☆平常時から家具の固定や非常持出品、備蓄品の準備などの防災対策をしましょう。
☆避難所、避難場所等の確認や地域等で行う防災訓練に積極的に参加しましょう。
☆自主防災組織の結成などにより、日頃から要援護者を見守り、災害時には安否確認や避難誘導等の支援に努めましょう。
☆災害時に安全に避難する避難経路を示したマップを作りましょう。
☆隣同士や近所を散歩する方などが、日頃からあいさつや声かけをこころがけ、顔見知りの関係をつくりましょう。そして、子どもや単身者の方などを見守りながら、安心して生活できる地域をつくりましょう。
☆サロンの運営を通じて顔見知りの方を増やし、地域で見守りや支援ができることをともに考え、要援護者等の支援マップ作りなどを目指しましょう。

≪市の主な取り組み≫　＜主な担当課＞

① 自主防災組織の育成支援
地域防災計画に基づき安心して暮らせる総合的な防災対策を推進するとともに、地域防災力の向上のため自主防災組織の結成及び育成を促進し、地域の防災活動を支援します。　＜消防防災課＞
② 要援護者見守り支援の充実
要援護者が常日頃から見守られ、また、災害時には地域で安否確認などの支援が受けられるよう、災害時要援護者台帳の整備を進め、地域の支援団体（区長会、民生委員・児童委員協議会、自主防災組織）に提供します。また、避難個別支援プラン（個別計画）の策定も進めます。　＜社会福祉課・福祉部関係課・関係課＞
③ 福祉避難所の指定推進
災害時の福祉避難所の指定の推進を図るため、市内の公共施設や民間福祉施設の各施設管理者と協議を進めるとともに、施設関係者、関係機関及び関係団体と連携しながら災害時の要援護者の避難生活の支援体制を整備します。　＜社会福祉課＞

④ 避難所における防災備蓄品等の整備
避難所生活における食事やトイレ、介助者の配置、生活物資の供給など、高齢者や乳幼児等に配慮した避難所のあり方を検討するとともに、特に配慮を必要とする災害時要援護者が安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所用の備品や食料の備蓄を進めます。　＜消防防災課・社会福祉課・健康医療課＞
⑤ 認知症高齢者等への対策の推進
認知症や初老期認知症、高次脳機能障害に対する正しい理解を深めるため、広報紙への掲載やリーフレットの配布、認知症サポーター養成講座、認知症ケアパス*の冊子や本市独自の認知症チェックシートの配布により市民への啓発活動を行います。また、保健・医療・福祉の関係機関と地域の連携によるネットワークを構築し、社協と連携して相談・支援体制の充実を図ります。 ＜障がい者福祉課・介護福祉課・関係課＞
⑥ 高齢者・障がい者の虐待防止の取り組みの充実
高齢者・障がい者の虐待防止に向け、広報紙への掲載など市民への啓発活動を進めます。また、地域包括支援センター、障害者虐待防止センターによる相談活動のほか、地域の関係機関及び関係団体と連携して見守るなど、介護者支援の活動の充実を図ります。　＜障がい者福祉課・介護福祉課・関係課＞
⑦ 児童の虐待防止の取り組みの充実
児童虐待の防止と早期発見を図るため、広報紙への掲載やリーフレットの配布など市民への啓発活動を進めます。また、要保護児童の適切な支援を図るため、関係機関及び関係団体による要保護児童対策地域協議会を中心に、連携を深め、情報の共有等により児童虐待の防止と適切な対応に努めます。　＜子育て支援課・関係課＞

≪社協の主な取り組み≫

① 福祉委員の配置・推進
地域住民の参加による地域福祉活動の展開を図るため、福祉委員を配置し、民生委員・児童委員や区長、自治会、町内会等との連携により、福祉課題やニーズの発見、見守り、専門機関へつなぐ仕組みを推進します。
② 地区あったか会議の設置・活動支援
概ね小学校区ごとに設置し、地域住民や地域に関わる各団体が連携し、身近な地域における福祉課題やニーズの発見、解決に取り組むことができるように支援します。
③ 災害ボランティアセンターの体制づくり
災害時を想定し、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を定期的に行い、緊急時に対応ができるような体制をつくります。
④ 災害時要援護者への関わりやマップ作りへの支援等
地域の避難訓練等に参加し、ひとり暮らしの高齢者や障がい者など災害時要援護者に対して、実際に避難訓練を行います。さらに地域で支援体制のマップ作りを行い、安全な避難経路の確認や支援方法についての協議を行います。

進捗状況を把握するための計画指標

指標の内容	単位	平成２７年度（現状値）	平成３４年度（目標値）
自主防災組織の組織率	％	７１．０	８０．０
要援護者見守り支援台帳登録者数	人	４，０２１	５，２００
福祉委員の委嘱数（社協）	人	２０８	５００
地区あったか会議設置数（社協）	箇所	０	１０

基本目標３　みんなで暮らせるまちづくり

重点施策

（１）高齢者や障がい者、子育て世帯の地域生活を支援します

施策の内容

≪みんなで取り組むこと≫

☆あいさつや声かけから顔見知りの関係をつくり、高齢者や障がいのある方をはじめ住民同士がふれあい、交流できる機会をつくり、お互いの理解を深めましょう。
☆バリアフリー、ユニバーサルデザインの理解を深めましょう。
☆歩行の妨げとなるものを道路上に置いたり、障がいのある方などのために設置された優先駐車スペースに駐車したりしないようにし、高齢者や障がいのある方が安心して外出できる地域をつくりましょう。

≪市の主な取り組み≫　＜主な担当課＞

① 高齢者福祉施策の充実
高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活を送ることができるよう高齢者福祉計画・介護保険事業計画を推進するとともに、地域の交流活動や支え合い活動と連携して、社会参加や生きがいづくり、日常生活の見守り支援などの充実を図ります。 ＜介護福祉課・関係課＞
② 障がい者福祉施策の充実
障がいのある方が地域や家庭で安心して生活を送ることができるよう障がい者計画・障がい福祉計画を推進するとともに、ボランティア活動やNPO活動と連携して、地域ぐるみで重層的なサービス提供体制の構築を図ります。 ＜障がい者福祉課・関係課＞
③ 子育て支援施策の充実
子育てをみんなで支え、全ての子どもが健やかに成長できるまちづくりを目指して、子ども・子育て支援事業計画を推進し、各種相談機能の充実や子育て支援のネットワークづくりの推進、保育所及び地域子育て支援センターの整備・充実、各種子育て支援事業の充実を図ります。また、地域と連携して子どもを生み育てやすい環境づくりに取り組みます。　＜子育て支援課・保育課・中央保健センター・関係課＞

④ 健康づくりの推進
生涯を通して、全ての市民が健康に暮らすことができるよう健康増進計画を推進するとともに、健康づくりの意識啓発、健康教育や健康相談事業等の充実に努めます。また、介護保険の介護予防事業をはじめ市民の健康づくりを様々な面から支援するボランティア団体等と協働し、健康づくり推進体制の整備を進めます。 ＜介護福祉課・健康医療課・中央保健センター・関係課＞
⑤ 公共交通の充実
現行の市内循環バスは、利用状況や利用者ニーズを踏まえ、適宜、運行体制を見直すとともに、市民の地域生活における利便性の向上を図ります。また、高齢者や障がい者などの交通弱者の移動手段として導入したデマンド交通の維持等を図ります。 ＜生活安全課＞
⑥ 公共施設等のバリアフリー化の推進と支援
多くの市民が利用する道路、公園、駅周辺等公共施設のバリアフリー化を推進します。また、地域集会所や個人商店等民間施設のバリアフリー化を促進するための支援をします。＜障がい者福祉課・建設部関係課・関係課＞
⑦ おもいやり駐車場制度*等の普及・啓発
公共施設や民間施設には、障がい者、要介護者及び妊産婦等のための駐車場が整備されるようになりました。そのため、本市では、おもいやり駐車場利用証を交付するとともに、おもいやり駐車場制度の普及・啓発を図り、車いす使用者用駐車施設の適正利用を推進します。＜障がい者福祉課＞

≪社協の主な取り組み≫

① 相互理解を深める事業の推進
高齢や障がい、認知症、子育てなどに関する困りごとや必要な支援など、お互いの理解を進めるための講座（認知症サポーター養成講座、障がいについて学ぶ学習会など）の開催や地域の集まりなどを推進します。
② 住民参加型のサービスの実施
地域住民が自発的・主体的に参加し、公的サービスだけでは対応できない地域の福祉ニーズを解決するため、住民参加型のサービス（ふれあい食事サービス*、ふれあい電話サービス*、福祉有償運送*等）を実施します。

③ くき元気サービスの拡充
地域住民同士がお互い様の気持ちで、ちょっとした困りごとを解消するお手伝いをすることで、地域支え合いの仕組みづくりを推進します。また、生活支援サービスも視野に入れた仕組みづくりを進めます。
④ 在宅福祉事業の推進
安心して在宅生活を送ることができるよう、介護者の負担軽減や育児の支援に関する事業を実施します。（介護者支援事業、赤ちゃん誕生祝事業、紙おむつ配付事業等）
⑤ 障がい者施設の運営
利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害者総合支援法に基づく生活介護事業所を運営します。利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえて、適切かつ効果的に生活介護サービスを提供します。
⑥ 制度に基づく在宅福祉サービスの提供
介護保険法・障害者総合支援法に基づくサービスを提供し、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
⑦ 福祉用具の貸出
障がい者や虚弱な高齢者等に、車いすなどの福祉用具を貸し出します。また、福祉教育を推進する学校及び団体等を対象に福祉用具を貸し出すことで、バリアフリーやノーマライゼーションについての理解を深められるよう啓発を図ります。

進捗状況を把握するための計画指標

指標の内容	単位	平成２７年度（現状値）	平成３４年度（目標値）
いきいきデイサービス*の参加者数	人	３５４	４００
居宅介護等サービス*を受けている障がい者の数	人	２９９	３１０
子育て支援センター利用者数	人	３１，２１８	３０，５００
市内循環バス乗車人数	人	１５７，７７０	１６９，０００
認知症サポーター養成講座新規受講者数	人	１，９７３	１，６５０
健康づくりに関する事業への参加者数	人	７２，３４６	７４，８００
くき元気サービスの協力会員数（社協）	人	１７３	２００

重点施策

（2）孤立しがちな生活困窮者の自立を支援します

施策の内容

≪みんなで取り組むこと≫

☆制度や公的福祉サービスの内容について理解を深めるための勉強会などを開きましょう。
☆地域で孤立しがちな方がいたら、ふれあい・いきいきサロンや子育てサロン*など、交流の場を紹介しましょう。
☆地域に心配な方がいたら、民生委員・児童委員をはじめ、市や社協等の相談窓口を紹介しましょう。

≪市の主な取り組み≫　＜主な担当課＞

① 生活保護制度の適正実施
低所得者世帯の経済的負担を軽減し、生活の安定を図るため、生活保護対象世帯の的確な実態把握に努めるとともに、生活保護制度の適正な運用を推進します。また、生活保護受給者世帯の自立に向け、相談・指導体制の充実を図ります。 ＜社会福祉課・支所福祉課＞
② 住宅確保のための支援の実施
生活の安定を図るため、離職者であって就労能力及び就労意欲があり、そのうち住宅を喪失又は喪失するおそれのある方に対し、住居確保給付金を支給します。 ＜社会福祉課・支所福祉課＞
③ 低所得者等の就労支援・自立生活の支援
保健・医療・福祉等健康福祉サービスの適正な運用と要支援者に対する給付を行い、低所得者等の自立した生活を支援します。 ＜社会福祉課・福祉部及び健康増進部関係課＞
④ 入学準備金・奨学金貸付制度の実施
経済的な理由により就学が困難な方のために、高校や大学、専修学校の入学準備金・奨学金を無利子で貸し付けします。　＜学務課＞

≪社協の主な取り組み≫

① 低所得者等への資金の貸付
低所得世帯で臨時的出費等により一時的な支援を必要とする場合に、応急的な小口資金の貸付を行います。また、状況により、埼玉県社協が実施する生活福祉資金の貸付と自立した生活のための相談支援を行います。
② 生活困窮者自立支援事業の実施
生活の困りごとや悩みなどの相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。 また、中学生・高校生を対象とした学習支援を通じて、子どもたちの居場所作りや進学に関する支援を行います。実施に当たり、定期的に市の生活保護担当者との連携を図るための会議を開催します。
③ 歳末たすけあい募金*運動の実施
歳末たすけあい募金の一環として、地域の方々からの募金を財源に、支援を必要とする方や団体に配分します。
④ 関係機関との連携
彩の国あんしんセーフティネット事業*への参画やフードバンク*との提携により、既存の制度では対応できない生活困窮者の支援を行います。
⑤ 総合相談・相談支援体制の充実
生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別相談、地域の福祉課題に関する相談に対応し、相談者の不安を和らげます。

進捗状況を把握するための計画指標

指標の内容	単位	平成２７年度（現状値）	平成３４年度（目標値）
生活保護から自立した世帯数	世帯	６９	３７以上

重点施策

（３）地域包括ケアのネットワークづくりを推進します

施策の内容

≪みんなで取り組むこと≫

☆地域社会の一員として地域活動に参加できる機会を増やし、地域住民が地域への関心を高めるようなコミュニティ活動に取り組んでいきましょう。
☆井戸端会議のように気軽に話ができる場所づくりに取り組みましょう。
☆関係機関や関係団体等と連携して、助け合い、支え合いの地域社会をつくりましょう。

≪市の主な取り組み≫　＜主な担当課＞

① 地域包括ケアシステムの構築を基本にしたネットワークづくり（生活支援コーディネーター*の配置、在宅医療・介護連携の推進）
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者を地域全体で支える取り組みを進めます。 また、生活支援コーディネーターを配置し、関係機関や地域と連携して、住民主体の生活支援サービスが立ち上がるように支援するとともに、地域の在宅医療のあり方や連携の体制について、その仕組みづくりに取り組みます。 ＜介護福祉課・関係課＞
② 民生委員・児童委員活動への支援の充実
福祉課題の多様化や支援を必要とする世帯の増加により、地域の身近な相談援助窓口として民生委員・児童委員の役割はますます重要になっています。 そのため、地域の課題を共有するなど、より積極的な情報交換や情報提供の充実を図り、活動が円滑に行われるよう支援します。 ＜社会福祉課・中央保健センター・福祉部関係課＞
③ 福祉関連団体等のネットワーク構築への支援
地域福祉の推進にあたっては、自治会や老人クラブ、婦人会、母子愛育会など地域活動団体と、ボランティア・NPO、保健・医療・福祉関係事業者、関係機関など様々な活動主体が、互いに協力し合うことが重要です。これらの活動主体間の交流や連携の促進を図るため、適切な情報提供を行います。　＜社会福祉課・関係課＞

≪社協の主な取り組み≫

① コミュニティソーシャルワーカーの配置
公的福祉サービスや地域の支え合い活動を調整して、支援を必要とする人に結びつけるコミュニティソーシャルワーカーを地区ごとに配置し、横断的なネットワークの確立を目指します。
② 地域住民や各関係機関との連携・協働・強化
専門職等による学習会や、地域福祉活動の推進者を含めたコミュニティソーシャルワーク*（ＣＳＷ）実践者養成研修などの開催により、多職種協働による地域課題の支援・解決について学ぶ機会をつくり、地域支援体制づくりに取り組みます。
③ 分野を超えた相談体制づくり
横断的なネットワーク機能を構築するため、必要に応じて地域福祉関係者や関係機関が連携を図れる体制をつくり、問題の解決に向けた支援を目指します。
④ 地域包括支援センターの運営
地域で暮らす高齢者がいつまでも健やかに、住み慣れた地域で生活できることを目指して、社会福祉士等、保健師等、主任介護支援専門員の専門職が保健・医療・福祉など様々な面から総合的に高齢者の支援を行っていきます。
⑤ 社協・生活支援活動強化方針*の推進
全国社会福祉協議会から示された社協・生活支援活動強化方針に沿って事業の運営を進めます。
⑥ 各種審議会・協議会等への参加
さまざまな審議会や、協議会等への参加及び参画により、関係する団体との情報交換や連携を図っていきます。
⑦ 福祉関係団体等との交流
専門職等による学習会や介護支援専門員の集まりの場を運営し、横の連携を密にして福祉関係情報の共有を図ります。
⑧ 地域福祉ニーズ調査・研究
各行政区や自治会等へ出向き、地域アセスメントを実施するほか、各関係機関・団体等の関わりを通じて地域課題に関する調査・研究を行い、地域福祉の推進に活かしていきます。

進捗状況を把握するための計画指標

指標の内容	単位	平成２７年度 （現状値）	平成３４年度 （目標値）
コミュニティソーシャルワーク（ＣＳＷ）実践者養成研修ＩＮくき参加者（社協）	人	１３０	１５０

基本目標４　サービスを利用しやすい環境づくり

重点施策

（１）わかりやすく行き届くように情報を提供します

施策の内容

≪みんなで取り組むこと≫

☆地域福祉に関することに関心を持ち、市や社協からの情報の収集に努めましょう。
☆福祉の講座や講習会に積極的に参加しましょう。
☆地域福祉の理解を深めて、地域で活動しやすい環境をつくりましょう。
☆地域福祉の情報を共有し、住民同士で情報を伝え合える環境をつくりましょう。
☆情報を受け取りにくい方に対して手伝えることを考え、支援しましょう。

≪市の主な取り組み≫　＜主な担当課＞

① 広報紙や電子媒体による情報提供の充実
広報くきやホームページ、各種冊子など掲載方法を工夫し、市民にわかりやすく地域福祉に関する情報を提供します。　＜関係課＞
② 地域福祉に関する情報内容の充実・発信
市民の地域福祉への関心と理解を深めるため、社協と連携して地域福祉に関する情報を収集し発信します。　＜社会福祉課＞
③ 福祉に関する生涯学習出前講座の充実（再掲）
市民の生涯学習・地域福祉について学習する機会をより多くの方に提供できるよう、講座内容の一層の充実と周知に努めます。　＜生涯学習課・福祉部関係課＞
④ 市民参加及び市民活動団体の情報提供の充実
市民参加を求めている情報や市民参加の実施結果を公表するための「市民参加コーナー」や市民活動の情報発信場所としての「市民活動情報コーナー」を公共施設等に設置するとともに、市ホームページでも積極的に情報を提供します。　＜自治振興課＞

⑤ 地域福祉活動事例等の情報発信（再掲）
ホームページ、出前講座などを通じて、地域福祉活動事例などを積極的に情報発信します。 ＜社会福祉課・関係課＞

≪社協の主な取り組み≫

① 福祉サービスや福祉団体に対する情報の積極的な提供
専門職等による学習会や介護支援専門員の集いの場において、行政や事業所から発信される情報の周知や情報交換を行います。これにより、情報の共有化を図り、福祉サービス利用者に対するよりよい支援につなげていきます。
② 市民にわかりやすい福祉情報の提供
社協事業のＰＲをはじめ、市内の身近な福祉情報をわかりやすい福祉情報として発信できるように努めます。また、効果的な情報提供方法について検討します。 （主な情報提供） くき社協だより・ホームページ・社協情報配信サービス・各種事業チラシ・ＳＮＳ（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）*などの有効活用
③ 社協の出前講座の実施（再掲）
市民のニーズに合わせ、社協職員が集会所等に出向き、社協事業の説明や技能を活かした講座を実施します。
④ 関係情報の収集・提供
福祉サービスや各種制度を周知するため、幅広く情報を収集し、整理した上でわかりやすく提供できるよう努めます。

進捗状況を把握するための計画指標

指標の内容	単位	平成２７年度（現状値）	平成３４年度（目標値）
社協の出前講座実施数（社協）	回	１１８	１２０

重点施策

（２）信頼される相談しやすい体制を整えます

施策の内容

≪みんなで取り組むこと≫

☆日頃からコミュニケーションを深め、さまざまな情報を交換し合いましょう。
☆困ったときの相談窓口など役立つ情報を共有できるようにしましょう。
☆「困ったときにはお互い様」と考え、相談できる誰かを探しておきましょう。そして、助けを求められるようにしましょう。
☆地域だけでは対応できない相談は、市や社協など専門相談窓口を設置する関係機関へつなぐようにしましょう。

≪市の主な取り組み≫　　＜主な担当課＞

① 専門相談窓口体制の充実
複雑・多様化する福祉ニーズや生活問題に対し、専門的に対応できる相談窓口体制（地域包括支援センター、埼葛北障害者生活支援センター*、地域子育て支援センター*、保健センター、社協、担当課窓口）の連携の充実を図ります。　＜関係課＞
② 専門相談員等による訪問相談
地域や家庭を訪問して相談に応じる専門相談員（介護保険相談員*）を配置し、介護保険サービスの利用者からの相談に応じ、情報提供や福祉ニーズの発見に努め、介護サービスの質の向上を図ります。 また、保健師等が、赤ちゃんのいる家庭や心身の健康問題など、訪問による支援が必要な方に対して、情報提供及び相談・指導を実施します。 ＜介護福祉課・中央保健センター＞
③ 地域の身近な相談窓口と専門相談窓口との連携
地域の身近な相談窓口として活動する民生委員・児童委員をはじめ地域の支援者と専門相談窓口が連携して、要援護者の見守りや支援に努めます。　＜関係課＞
④ 生活困窮に対する相談
身近なところで相談が受けられるようにするとともに、生活困窮者が抱える問題が複雑化、困難化する前に、早期に適切な支援につなげていくことができるきめ細かな相談に努めます。　＜福祉部関係課＞

≪社協の主な取り組み≫

① 総合相談の実施
身近な地域で、誰もが相談しやすいような気軽な相談体制の充実に努め、多様化するニーズにも対応できるよう関係機関との連携を強化します。
② 福祉なんでも相談の実施
福祉全般の相談に社会福祉士等の専門職が対応する電話相談窓口を設置します。相談の内容によっては訪問し、市や関係機関と連携し、継続的に対応するなど問題の解決に努めます。
③ 相談援助技術の向上
職員のコミュニティソーシャルワーク技術の向上や相談援助技術の向上を図るための内部研修を充実します。また、外部研修にも積極的に参加し、自己研鑽、スキルアップ*を図ります。
④ 福祉サービスを支える人材の確保・育成
新たに資格取得を目指す学生や専門職等の現場実習を受け入れ、福祉サービスに従事する人材の育成を図ります。
⑤ 出前相談の拡充
買い物のついでに相談できるなど、気軽に相談できる窓口を地域に設けます。
⑥ 専門職との連携会議の開催
必要に応じて、様々な関係機関や専門職と連携を図り、具体的な解決に繋げたり情報を共有できるための機会をつくります。

進捗状況を把握するための計画指標

指標の内容	単位	平成２７年度（現状値）	平成３４年度（目標値）
相談窓口担当者の連携会議の開催数	回	0	2

重点施策

（３）権利擁護体制を充実します

施策の内容

≪みんなで取り組むこと≫

☆高齢者や障がいのある方のそれぞれの特性や対応方法について正しく理解し、誤解や偏見のない地域づくりを目指すための学習会を開催しましょう。

☆自ら“困っている”ことを発信し難い方が、心配な状況にあることに気づいたら、民生委員・児童委員をはじめ、市や社協等の相談窓口につなげて、市民一人ひとりの権利擁護に努めましょう。

≪市の主な取り組み≫　＜主な担当課＞

① 権利擁護事業の利用支援・周知
社協が実施する日常生活自立支援事業*の利用者に対して費用の一部を助成します。また、成年後見の申立てを行う親族がいない方などに対し、市長が申し立てと費用の支払を支援する成年後見制度利用支援事業*を実施します。 これらの制度やサービスについて、広報くきや出前講座等で周知を図ります。 ＜障がい者福祉課・介護福祉課＞
② 福祉オンブズパーソン*の周知
健康福祉サービスに関する利用者からの苦情に対し、公正かつ中立な立場で適切に対処する、福祉オンブズパーソンの役割を周知します。　＜社会福祉課＞
③ 成年後見制度の利用促進
地域包括支援センターの相談窓口の充実を図るとともに、相談支援事業所や障害者虐待防止センターなどの関係機関と連携し、成年後見制度の普及啓発に努めます。　＜障がい者福祉課・介護福祉課・支所福祉課＞

≪社協の主な取り組み≫

① 市民後見人養成講座の実施及び法人後見業務の運営
市民後見人養成講座を実施し、修了者の活動の場を広げます。また、法人後見業務に取り組みます。
② 福祉サービス利用援助事業の実施
一人で判断することに不安のある方であっても安心して生活が送れるように、定期的に訪問し、福祉サービスの利用手続きや暮らしに必要な金銭管理等を行います。さらに、関係機関や市との連携を図り、その方の権利を守れるように支援します。
③ 権利擁護に関する広報活動の充実
権利擁護に関する制度や仕組みについて、わかりやすい広報活動を行うとともに、必要な方に対して、適切に制度を利用できるように支援します。
④ 福祉サービスに対する苦情・相談の窓口設置
福祉サービスを利用する方の権利を擁護し、利用者がサービスを適切に利用することができるように苦情解決の仕組みを整備するとともに、苦情の発生を未然に防ぐための対策を行っていきます。
⑤ 虐待防止及び養護者支援
児童・障がい者・高齢者虐待をはじめ、複雑かつ困難な生活状況におかれている方の権利を守り、福祉サービス事業所や民生委員・児童委員などの地域福祉関係者や、市と連携を図りながら迅速に対応します。また、養護者に対する支援を行います。

進捗状況を把握するための計画指標

指標の内容	単位	平成２７年度（現状値）	平成３４年度（目標値）
権利擁護の相談件数　（延べ人数）	人	４８８	８００

第5章

計画の推進

計画の推進のために

本計画は、基本理念である「ともに生き、ともに安心して暮らすことのできる地域社会づくり」の実現を目指して、市と社協との連携のもと、市民、各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者等と連携・協力し、それぞれの役割を果たすことにより取り組んでいくための総合的な指針としての役割を担っています。

計画の推進にあたっては、地域福祉の担い手である地域住民の主体性を最大限に尊重し、それぞれの取り組みを進めていきます。

１　「みんなでつくる福祉のまち」をめざした　それぞれの取り組み

（１）期待される市民の取り組み

地域福祉を推進していくためには、市民が積極的に地域福祉に参画していくことが重要です。

具体的には、地域福祉の担い手として、まずは身近なところで声かけや手伝いなど自分がすぐに取り組めることを実践し、地域福祉活動へつなげていくことが期待されます。

そのため、様々な講座や研修、地域の集いの場、地域活動、ボランティア活動等に積極的に参加することが望まれます。

また、地域包括ケアシステムの実現に向け、概ね学校区の生活圏において、支え合いの仕組み等を構築していくことが求められています。

（２）期待される地域団体等の取り組み

地域では、福祉活動の充実が図られており、また、各種団体の活動も活発化してきています。市民に最も身近な組織である区長会や自治会、地区コミュニティ協議会、老人クラブ、市民活動を行うＮＰＯ等の団体については、市民が具体的な活動への第一歩を踏み出すきっかけづくりとしての役割が期待されます。

さらに、社会福祉法人においては「地域における公益的な取り組みが責務」と法に明記されたことから、地域における新たな役割が期待されたところです。そのた

め、市民と社協は、市民や団体等へ積極的な情報発信を行うとともに、地域団体との一層の連携を強化することが望まれます。

（３）市の役割

福祉の向上を目指した地域福祉の推進に当たり、福祉施策を効率的・効果的かつ総合的に推進し、公的なサービスを適切に提供していく責務と役割があります。

また、全庁的な体制のもと、横断的な視点で各事業を実施するとともに、社協、地域で福祉活動を行う関係団体等と連携・協力を図りながら、計画を推進していきます。

さらに、市民の地域福祉活動への参画を促すため、参加機会の充実に努めるとともに、各関係機関等とのネットワーク化を図り、総合的な相談支援体制の強化や情報提供の充実を図ります。

（４）社協の役割

地域福祉推進の中核を担う組織として、市と協働して地区あったか会議をはじめ、区長会や自治会、地区コミュニティ協議会、民生委員・児童委員協議会、ボランティア、ＮＰＯ、福祉施設等との連携をさらに深め、計画を推進していきます。

また、地域福祉活動を実践する福祉委員等やボランティアの育成及び資質向上を図るとともに、新たな地域福祉活動の担い手を増やすため、講座や事業等を実施します。

さらに、孤立の防止、権利擁護事業に取り組むなど、誰もが住み慣れた地域で誰もが安心して生活でき、それぞれの力を出し合い、支え合う仕組みづくりを地域住民との協働で構築していきます。

２　計画の周知及び普及啓発

市及び社協は、本計画で示した取り組みと方向性について、計画の概要版や広報紙、ホームページなどにより公表し、市民の理解と参加・協力を求めながら、周知を図り、地域における主体的な活動を促進していきます。

より普及を図るため、ワークショップを開催するとともに、出前講座やメール配信などを通じて、具体的な取り組みや活動事例などを紹介します。

３　計画の進行管理体制

本計画については、社会経済情勢の変化や多様化する生活ニーズに的確にこたえながら、効果的かつ着実に推進していきます。

計画を推進及び進行管理するための体制として、本市の附属機関である「久喜市健康福祉推進委員会」及び庁内会議の「久喜市地域福祉計画推進会議」「久喜市地域福祉計画推進会議作業部会」、社協が設置する「久喜市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定推進会議」において、計画の進捗状況を把握、検証するとともに、取り組みを評価します。併せて、計画期間中に社会環境の変化や法制度の変化が生じた場合、必要な見直し等を行っていきます。

■進行管理体制のイメージ

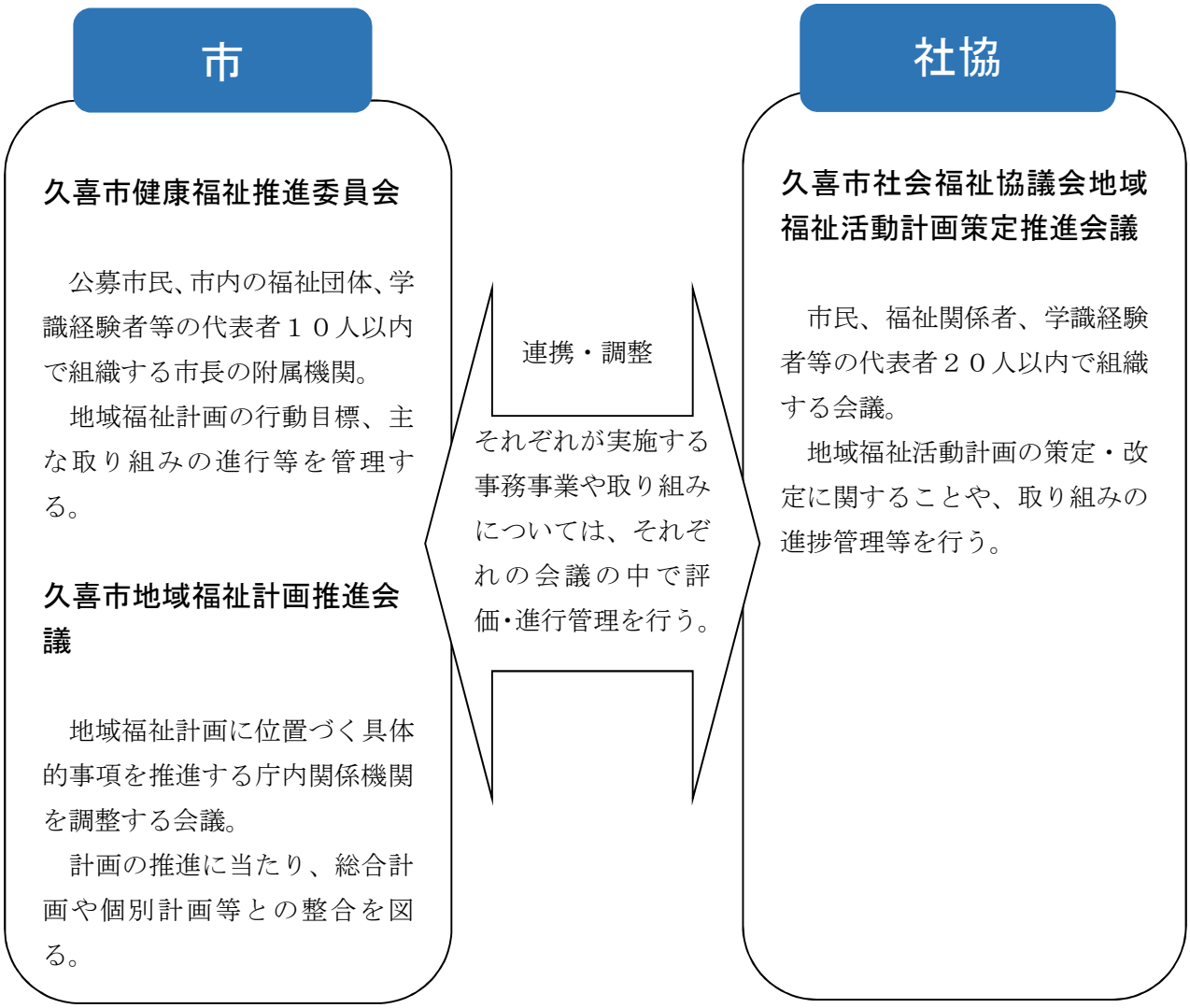

■地域福祉計画・地域福祉活動計画の継続的な推進イメージ

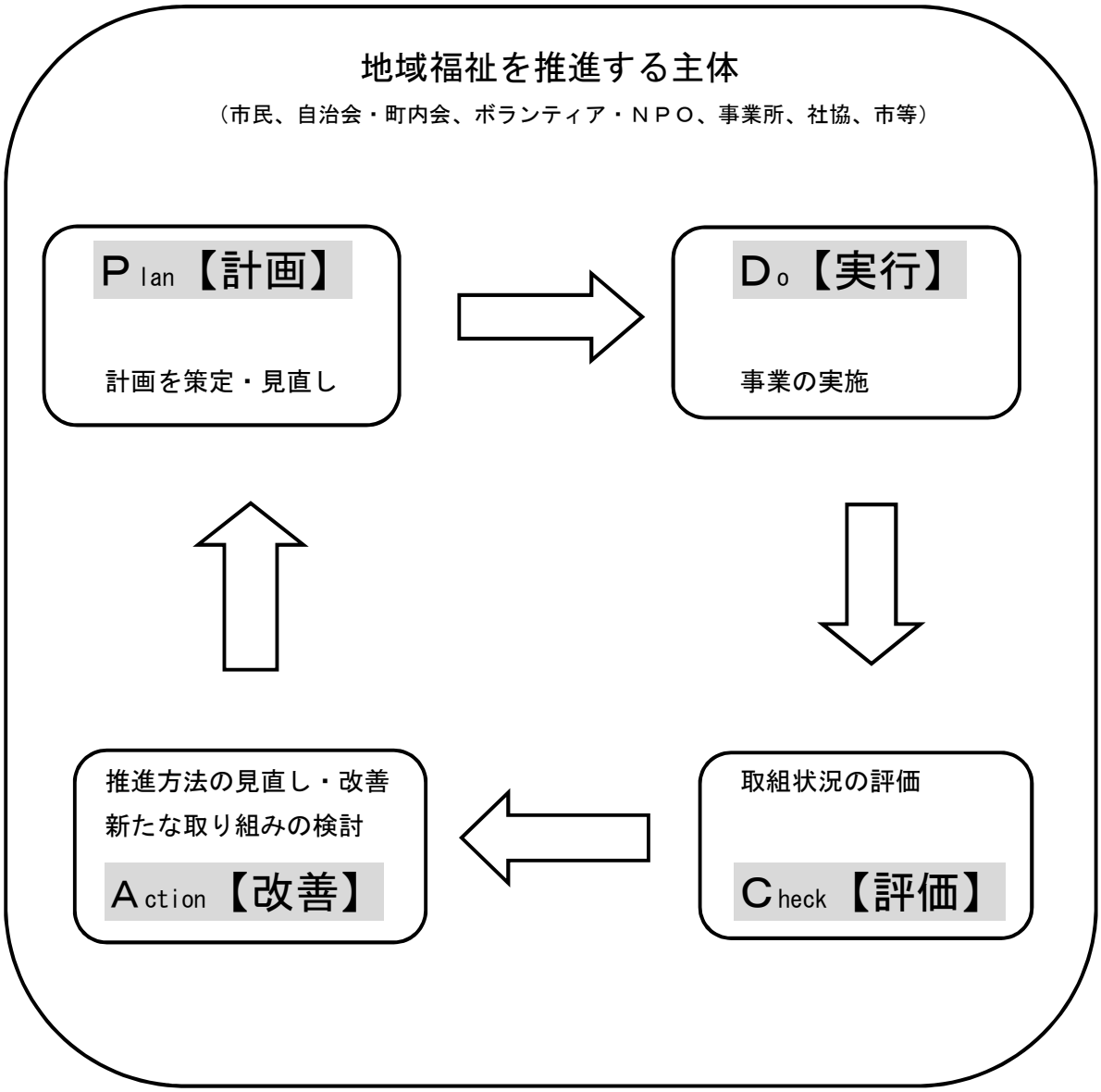

４　計画の見直し

計画の推進にあたっては、計画期間中の社会情勢の変化、国や県の動向、分野別計画の変更などを十分に見極めつつ、効果的かつ効率的な運用に努めるとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

資料編

1　統計情報
2　策定経過
3　用語解説集

1　統計情報

住民基本台帳人口の推移

各年４月１日現在

年　次	世帯数	人　　口			前年との比較	
		総　数	男	女	実数	増加率(%)
平成 24 年	60,068	153,834	77,052	76,782	△580	△0.4
平成 25 年	61,578	155,507	77,764	77,743	1,673	1.1
平成 26 年	62,251	154,997	77,552	77,445	△510	△0.3
平成 27 年	62,806	154,396	77,168	77,228	△601	△0.4
平成 28 年	63,661	154,224	77,057	77,167	△172	△0.1

注）平成 24 年は外国人（2,045 人）を除く。

注）平成 25 年以降は住民基本台帳法の改正のため外国人を含む。

資料：市民課（総合窓口）

住民基本台帳人口

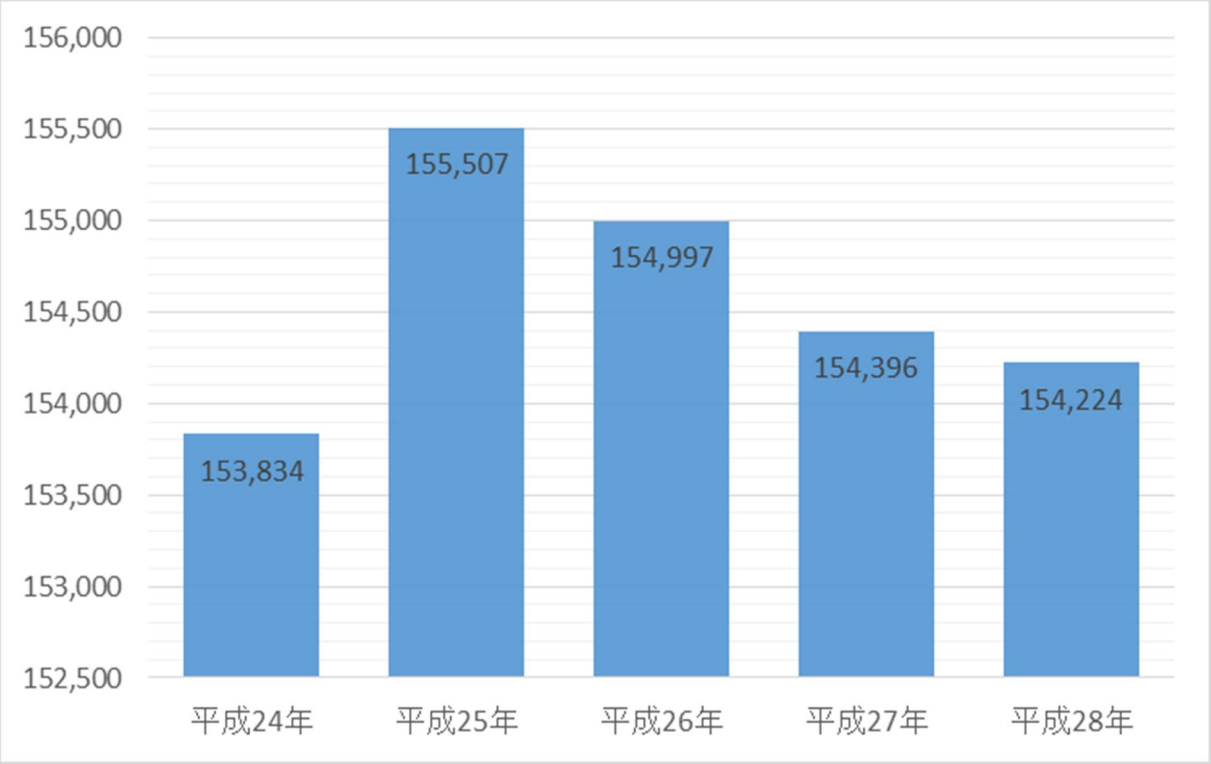

人口動態

年　度	自 然 動 態			社 会 動 態			婚姻（件）	離婚（件）
	出生	死亡	増減	転入	転出	増減		
平成 23 年度	1,058	1,292	△234	5,513	5,962	△449	1,543	414
平成 24 年度	1,044	1,300	△256	5,666	5,782	△116	1,624	416
平成 25 年度	1,036	1,304	△268	5,491	5,733	△242	1,551	421
平成 26 年度	988	1,368	△380	5,385	5,608	△221	1,586	369
平成 27 年度	1,032	1,394	△362	5,737	5,547	190	1,542	362

注）外国人を含む。　資料：市民課（総合窓口）

国勢調査による人口の推移

各年 10 月 1 日現在

年　次	地　域	世帯数	人　　口		
			総　数	男	女
平成 17 年	旧久喜市	26,133	72,522	36,441	36,081
	旧菖蒲町	6,911	21,425	10,837	10,588
	旧栗橋町	8,824	26,675	13,234	13,441
	旧鷲宮町	11,998	34,062	16,930	17,132
	合　計	53,866	154,684	77,442	77,242
平成 22 年	久喜地区	26,951	70,460	35,210	35,250
	菖蒲地区	7,075	20,355	10,337	10,018
	栗橋地区	9,333	26,735	13,265	13,470
	鷲宮地区	13,879	36,760	18,363	18,397
	全　体	57,238	154,310	77,175	77,135
平成 27 年	久喜地区	27,261	68,142	33,982	34,160
	菖蒲地区	7,259	19.636	9,960	9,676
	栗橋地区	9,793	26,610	13,207	13,403
	鷲宮地区	14,769	37,923	18,844	19,079
	全　体	59,082	152,311	75,993	76,318

資料：国勢調査

年齢別人口（年少人口・生産年齢人口・老年人口）

各年 10 月 1 日

年次	地　域	年　齢　別　人　口				年齢別人口割合（%）		
		総数	15 歳未満	15～64 歳	65 歳以上	15 歳未満	15～64 歳	65 歳以上
平成17年	旧久喜市	72, 522	9, 797	51, 009	11, 715	13. 5	70. 3	16. 2
	旧菖蒲町	21, 425	2, 513	14, 801	4, 105	11. 7	69. 1	19. 2
	旧栗橋町	26, 675	3, 912	18, 004	4, 715	14. 7	67. 5	17. 7
	旧鷲宮町	34, 062	4, 572	24, 694	4, 793	13. 4	72. 5	14. 1
	全　体	154, 684	20, 794	108, 508	25, 328	13. 4	70. 1	16. 4
平成22年	久喜地区	70, 460	8, 475	47, 046	14, 785	12. 1	66. 9	21. 0
	菖蒲地区	20, 355	2, 133	13, 410	4, 803	10. 5	65. 9	23. 6
	栗橋地区	26, 735	3. 574	17, 376	5, 766	13. 4	65. 0	21. 6
	鷲宮地区	36, 760	4, 827	25, 123	6, 713	13. 2	68. 5	18. 3
	全　体	154, 310	19, 009	102, 955	32, 067	12. 3	66. 8	20. 8
平成27年	久喜地区	68, 142	7, 456	42, 403	18, 180	10. 9	62. 2	26. 7
	菖蒲地区	19, 636	2, 009	11, 538	6, 051	10. 2	58. 8	30. 8
	栗橋地区	26, 610	3, 205	16, 251	7, 133	12. 0	61. 1	26. 8
	鷲宮地区	37, 923	5, 148	23, 480	9, 225	13. 6	61. 9	24. 3
	全　体	152, 311	17, 818	93, 672	40, 589	11. 7	61. 5	26. 6

注）総数には「不詳」も含む。　資料：国勢調査

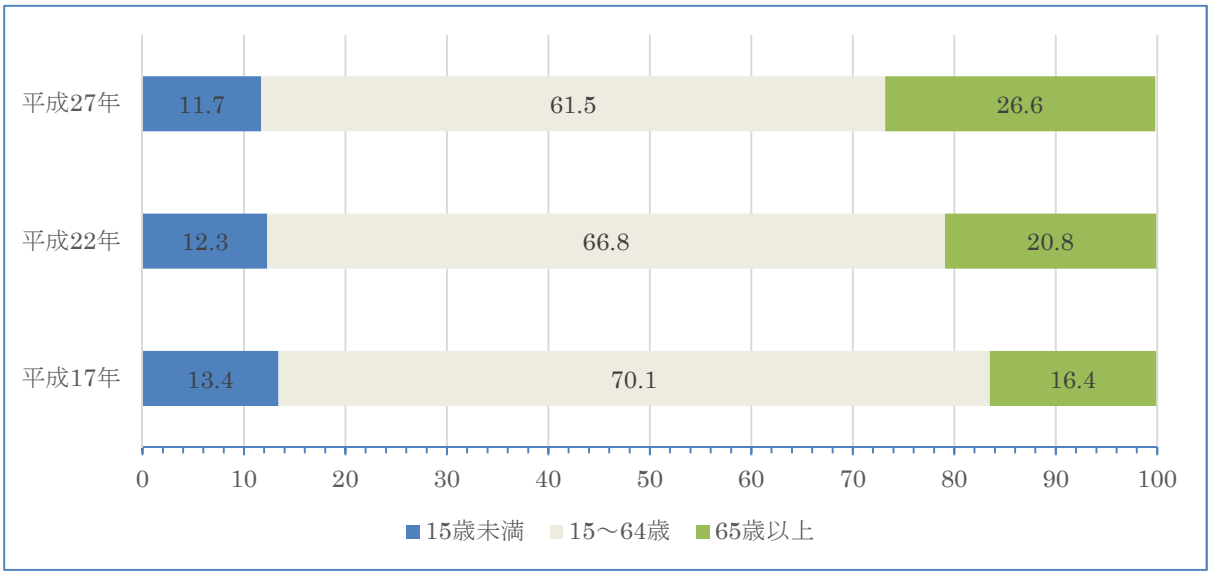

高齢者の割合

各年 10 月 1 日現在

年　次	人　　数			割　　合（%）		
	65 歳以上 (65～74 歳)	75 歳以上 (75～84 歳)	85 歳以上	65 歳以上 (65～74 歳)	75 歳以上 (75～84 歳)	85 歳以上
平成 17 年	25,328 (15,314)	10,014 (7,720)	2,294	16.4 (9.9)	6.5 (5.0)	1.5
平成 22 年	32,067 (19,254)	12,813 (9,778)	3,035	20.8 (12.5)	8.3 (6.3)	2.0
平成 27 年	40,589 (24,095)	16,494 (12,353)	4,141	26.6 (15.8)	10.8 (8.1)	2.7

資料：国勢調査

高齢者単身世帯数

各年 10 月 1 日現在

年　次	世　　帯　　数		
	65 歳以上 (65 歳～74 歳)	75 歳以上 (75 歳～84 歳)	85 歳以上
平成 17 年	2,541 (1,445)	1,096 (902)	194
平成 22 年	3,825 (2,124)	1,701 (1,346)	355
平成 27 年	5,347 (2,872)	2,475 (1,899)	576

資料：国勢調査

要介護認定者数

各年３月３１日現在（単位：人）

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
介護度５	497	452	491	474	509
介護度４	580	614	640	655	699
介護度３	645	655	677	719	729
介護度２	932	923	921	1, 044	1, 074
介護度１	990	1, 151	1, 284	1, 405	1, 484
要支援２	475	516	607	603	681
要支援１	392	492	517	601	640
合　計	4, 511	4, 803	5, 137	5, 501	5, 816

資料：介護福祉課

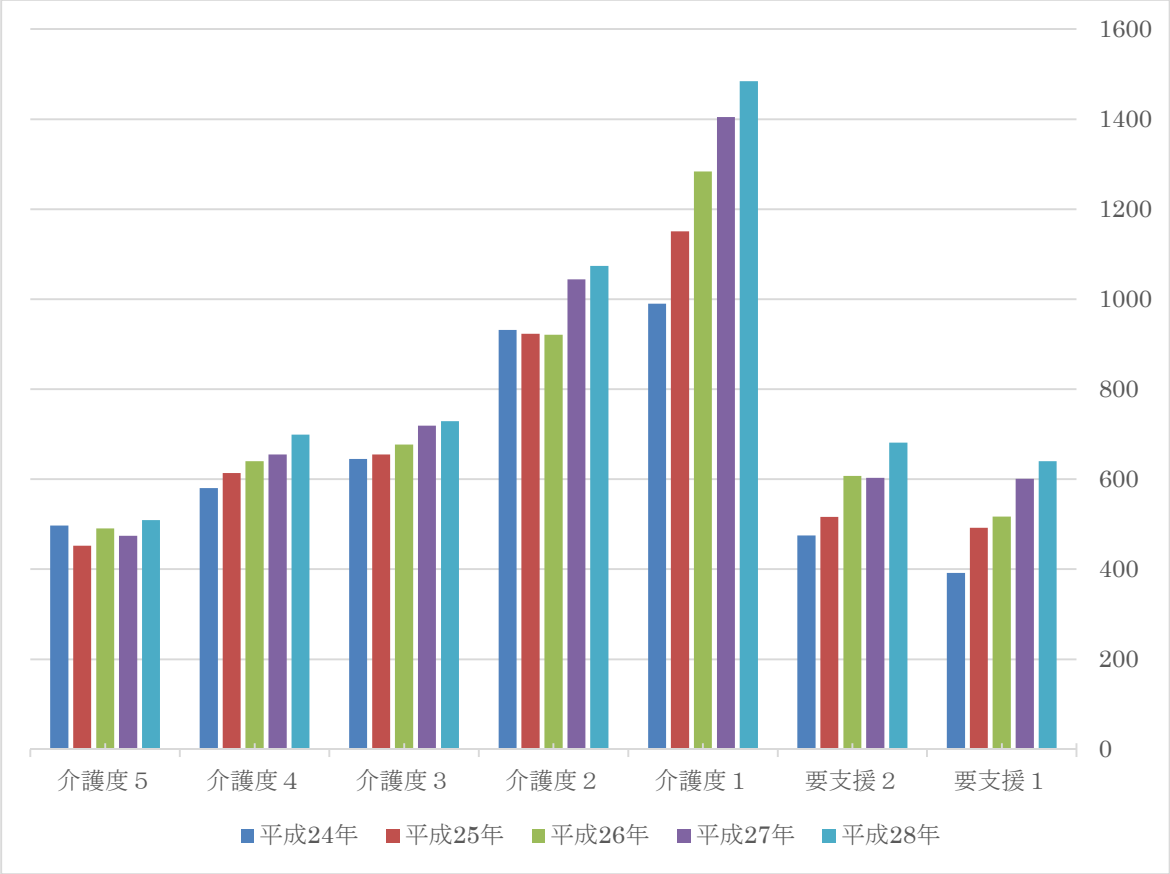

身体障害者手帳交付者数

各年４月１日（単位：人）

年次	総数	視覚	平衡機能・聴覚	音声言語機能・そしゃく機能	肢体不自由	心臓	腎臓	呼吸器	膀胱機能・直腸機能	小腸機能	免疫	肝臓
平成24年	4,512	287	341	58	2,548	615	387	58	196	1	17	4
平成25年	4,407	267	336	51	2,480	619	391	49	190	2	18	4
平成26年	4,488	270	341	51	2,528	654	382	51	186	2	18	5
平成27年	4,487	279	351	46	2,485	673	390	49	187	2	20	5
平成28年	4,485	267	353	49	2,440	696	401	46	204	3	21	5

資料：障がい者福祉課

療育手帳交付状況

各年４月１日（単位：人）

年　次	総　数	重度		中度	軽度
		Ⓐ	A	B	C
平成 24 年	929（279）	208（44）	234（62）	270（60）	217（113）
平成 25 年	968（288）	213（45）	228（54）	280（59）	247（130）
平成 26 年	1,000（292）	222（47）	229（50）	292（62）	257（133）
平成 27 年	1,028（282）	216（38）	240（58）	301（57）	271（129）
平成 28 年	1,066（277）	225（39）	236（54）	315（61）	290（123）

注）（　）内は 18 歳未満の再掲

資料：障がい者福祉課

精神障害者保健福祉手帳交付状況

各年４月１日現在（単位:人）

年　次	総　数	１級	２級	３級
平成 24 年	769	84	473	212
平成 25 年	862	94	557	211
平成 26 年	917	101	582	234
平成 27 年	1,007	115	629	263
平成 28 年	1,057	114	663	280

資料：障がい者福祉課

高齢者虐待防止法に基づく対応状況

（平成２７年度）

１．相談・通報受理件数　４５件

	相談・通報者	件数
1	介護支援専門員・介護保険事業所職員	7
2	近隣住民・知人	1
3	民生委員・児童委員	2
4	被虐待者本人	10
5	家族･親族	4
6	虐待者自身	1
7	行政職員	6
8	警察	10
9	その他	4

注）重複あり

２．事実確認調査を行った事例　４３件

	事実確認調査の結果	件数
1	虐待を受けた。または、受けたと思われたと判断した事例	30
2	虐待ではないと判断した事例	10
3	虐待の判断に至らなかった事例	3

【事実確認調査を行わなかった事例】

○相談･通報を受理した段階で明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例　0件

○相談・通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している。または、事実確認調査の要否を検討中の事例　0件

３．事実確認調査の結果、虐待を受けた、または受けたと思われたと判断した事例（３０件）の状況

（１）被虐待者の性別　（件）

1	男性	6
2	女性	24
合計		30

（２）被虐待者の年齢　　（件）

1	65 歳～69 歳	5
2	70 歳～74 歳	2
3	75 歳～79 歳	6
4	80 歳～84 歳	6
5	85 歳～89 歳	7
6	90 歳以上	4
7	不　　明	0
合計		30

（３）虐待の種別・類型　　（件）

1	身体的虐待	25
2	介護・世話の放棄、放任	2
3	心理的虐待	16
4	性的虐待	0
5	経済的虐待	3
合計		46

注）重複有

（４）被虐待者から見た虐待者の続柄　　（件）

1	夫	12
2	妻	2
3	息子	11
4	娘	1
5	息子の配偶者（嫁）	0
6	娘の配偶者（婿）	4
7	兄弟姉妹	0
8	孫	1
9	その他	1
合計		35

注）重複有

資料：介護福祉課

障がい者虐待相談件数

虐待の種類別　（件）

区　分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
身体的虐待	1	2	1	5
心理的虐待	1	3	2	1
性的虐待	0	0	0	0
ネグレクト	0	0	0	1
経済的虐待	0	0	0	0
合　計	2	5	3	7

資料：障がい者福祉課

児童虐待取扱い件数

虐待の種類別　（件）

年　次	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
身体的虐待	7	10	8	6	5
心理的虐待	14	17	13	9	5
性的虐待	3	1	0	1	1
ネグレクト	25	20	20	20	19
合　計	49	48	41	36	30

資料：子育て支援課

生活保護受給世帯数

各年４月１日（単位：世帯）

区分	高齢	母子	障がい	傷病	その他	合計	保護率（%）
平成 24 年	382	73	114	240	168	977	0.93
平成 25 年	427	70	127	224	209	1,057	1.01
平成 26 年	471	63	127	214	222	1,097	1.04
平成 27 年	507	60	121	223	228	1,139	1.07
平成 28 年	545	66	140	190	226	1,167	1.08

資料：社会福祉課

年齢（各歳）男女別人口

10 月 1 日現在（単位：人）

年次	年齢別	総数	男	女
平成 27 年	0～4 歳	5,273	2,643	2,630
	5～9 歳	6,097	3,170	2,927
	10～14 歳	6,448	3,263	3,185
	15～19 歳	6,992	3,614	3,378
	20～24 歳	7,538	3,897	3,641
	25～29 歳	7,403	3,816	3,587
	30～34 歳	8,368	4,284	4,084
	35～39 歳	9,889	5,171	4,718
	40～44 歳	11,825	6,239	5,586
	45～49 歳	10,035	5,171	4,864
	50～54 歳	9,620	4,762	4,858
	55～59 歳	9,885	4,886	4,999
	60～64 歳	12,117	6,019	6,098
	65～69 歳	13,772	6,796	6,976
	70～74 歳	10,323	5,121	5,202
	75～79 歳	7,456	3,571	3,885
	80～84 歳	4,897	2,158	2,739
	85～89 歳	2,719	916	1,803
	90～94 歳	1,100	294	806
	95～99 歳	282	53	229
	100 歳以上	40	4	36
	不詳	232	145	87
	合計	152,311	75,993	76,318

資料：国勢調査

各種地域活動団体等

◎民生委員・児童委員（平成 28 年 8 月 1 日現在）　資料：社会福祉課

全　体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
271	129	43	46	53

◎単位老人クラブ団体数（平成 27 年度実績）　資料：社会福祉課

全　体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
85	31	20	18	16

◎単位老人クラブ会員数（平成 27 年度実績）　資料：社会福祉課

全　体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
3,194	1,155	687	783	569

◎市内認定ＮＰＯ法人数　資料：埼玉県ホームページ

全　体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
36	22	2	6	6

◎登録ボランティアグループ（平成 28 年 4 月現在）　資料：社協

全　体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
81	46	20	7	8

◎ふれあい・いきいきサロン（平成 28 年 4 月現在）　資料：社協

全　体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
44	18	7	7	12

◎地区コミュニティ協議会数（平成 28 年 8 月末現在）　資料：自治振興課

全　体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
11	6	0	0	5

◎行政区数（平成 28 年 4 月 1 日現在）　資料：自治振興課

全　体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
260	124	34	46	56

◎自主防災組織数（平成 28 年 4 月 1 日現在）　資料：消防防災課

全　体	久喜地区	菖蒲地区	栗橋地区	鷲宮地区
141	53	15	32	41

２　策定経過

年　月　日	主　な　内　容
平成２７年 ５月２５日	第１回健康福祉推進委員会開催 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画策定スケジュールについて ・地域福祉に関するアンケートの実施について ・地域福祉推進のためのワークショップの実施について
平成２７年 ５月２６日	久喜市社会福祉協議会理事会開催 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画策定及びワークショップの開催について
平成２７年 ６月１日	第１回地域福祉活動計画策定推進会議開催 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画策定スケジュールについて
平成２７年 ６月１０日～ ７月８日	地域福祉推進のためのワークショップ実施 市内１９か所（概ね小学校区ごと）　市民参加人数　３３５人 職員参加述べ人数（社協：１３０人　市：４２人）
平成２７年 ６月１３日～ ７月１３日	地域福祉に関するアンケート調査実施 ２０歳以上の市民２，０００人（無作為抽出） 回収率　５４．９％
平成２７年 ６月１７日～ ７月１６日	地域福祉に関するアンケート調査（高校生）実施 市内に所在の高等学校（５校）に通学している高校生６６０人 回収率　１００％
平成２７年 ９月２９日	地域福祉推進のための専門職ワークショップ実施 市内１か所（専門職の集まる学習会）　参加人数　５６人
平成２７年 １０月１４日	第２回地域福祉活動計画策定推進会議開催 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況について ・アンケート調査・ワークショップ実施報告
平成２７年 １０月２０日	第２回健康福祉推進委員会開催 ・諮問 ・アンケート調査結果報告について ・ワークショップ結果報告について ・計画の基本的な枠組みについて
平成２７年 １２月１０日	久喜市社会福祉協議会理事会開催 ・地域福祉推進のためのワークショップ実施報告
平成２７年 １２月１８日	第１回久喜市地域福祉総合計画庁内推進会議作業部会 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけについて ・策定スケジュールについて ・課題のとりまとめ
平成２８年 １月２９日	第３回地域福祉活動計画策定推進会議開催 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に向けて
平成２８年 ２月１日	第３回健康福祉推進委員会開催 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画（試案） 第１章・第２章・第３章について

年　月　日	主　な　内　容
平成２８年 ２月１８日	第２回久喜市地域福祉総合計画庁内推進会議作業部会 ・（仮称）第２次地域福祉計画・地域福祉活動計画（試案）について
平成２８年 ３月２２日	久喜市社会福祉協議会理事会開催 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の進捗状況報告
平成２８年 ３月２９日	第４回健康福祉推進委員会開催 ・（仮称）地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）の作成について
平成２８年 ６月２３日	第１回地域福祉活動計画策定推進会議開催 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況について ・第２次計画の策定に向けて
平成２８年 ７月１９日	第１回健康福祉推進委員会開催 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について ・パブリックコメントの実施について
平成２８年 ７月２９日～ ８月２８日	パブリックコメント（市民意見提出制度）実施 ・市民参加コーナー等配架 ・ホームページ掲載
平成２８年 ８月４日	第２回地域福祉活動計画策定推進会議開催 ・地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況について
平成２８年 ９月９日	第２回健康福祉推進委員会開催 ・パブリックコメント実施結果について ・答申（案）について
平成２８年 １０月１９日	第３回健康福祉推進委員会開催 ・第２次地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について ・答申（案）について ・答申

※　平成２７年１２月１８日及び平成２８年２月１８日の主な内容に記載があります「久喜市地域福祉総合計画庁内推進会議作業部会」は、平成２８年４月１日から「久喜市地域福祉計画推進会議作業部会」に名称を変更しました。

久喜市健康福祉推進委員会委員

◎会長　○副会長（５０音順）

氏　　名	選出団体等
枝　重雄	公募による市民
○　大熊　由里子	久喜市民生委員・児童委員協議会
奥澤　保平	久喜地区区長会
久保　たち子	久喜市社会教育委員
◎　櫻井　邦夫	高崎健康福祉大学非常勤講師
中繁　秀基	久喜市社会福祉協議会
長島　一枝	久喜市母子愛育連合会
不破　朝子	公募による市民
森木　真奈	公募による市民
吉田　信一	久喜市医師会

（委嘱期間　平成２６年１１月１日～平成２８年１０月３１日）

社会福祉法人久喜市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定推進会議委員

◎会長　○副会長（５０音順）

氏　名	選出団体等	委嘱期間
阿部　俊郎	社会福祉法人久喜市社会福祉協議会	平成２５年３月７日～ 平成２８年６月３０日
池並　雪枝	社会福祉法人啓和会	平成２５年３月７日～ 平成２７年１１月５日
大久保　康文	久喜市民生委員・児童委員協議会	平成２５年３月７日～ 平成２８年６月３０日
奥田　勝好	親和会久喜支部・わかちあいるーむ	平成２５年３月７日～ 平成３０年６月３０日
押田　憲一郎	久喜市菖蒲町身体障害者福祉会	平成２５年３月７日～ 平成３０年６月３０日
鎌田　惠子	久喜市菖蒲手をつなぐ親の会	平成２５年３月７日～ 平成３０年６月３０日
鈴木　弘道	久喜コミュニティ推進協議会	平成２５年３月７日～ 平成３０年６月３０日
武井　久也	ＮＰＯ法人障害者による障害者の自立支援センター湧くわく探検隊	平成２５年３月７日～ 平成３０年６月３０日
角田　悦子	社会福祉法人久喜市社会福祉協議会	平成２８年７月１日～ 平成３０年６月３０日
◎松沼　精治	社会福祉法人久喜市社会福祉協議会	平成２５年３月７日～ 平成３０年６月３０日
三﨑　三男	久喜市民生委員・児童委員協議会	平成２８年７月１日～ 平成３０年６月３０日
○吉水　美智子	久喜市ボランティア団体協議会	平成２５年３月７日～ 平成３０年６月３０日

社会福祉法（抜粋）

（福祉サービスの基本的理念）

第３条　福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第４条　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

（１）　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

（２）　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

（３）　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条　市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

（１）　社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

（２）　社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

（３）　社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

（４）　前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業　（以下略）

久喜市総合福祉条例（抜粋）

平成 22 年３月 23 日　条例第 10 号

（総合計画の策定）

第９条　市長は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に規定する市町村地域福祉計画を基本に、市の健康福祉施策の推進に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を策定しなければならない。

２　総合計画は、高齢者、障がい者、児童等に関する個別計画との整合性を図りながら、福祉、保健、医療及び市民の生活関連分野（雇用、環境、交通、まちづくり、住宅等）との相互の連携のもとに策定するものとする。

３　総合計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

（１）　健康福祉施策の基本方針及び基本計画

（２）　施策の体系、数値目標その他の健康福祉施策実現のための方策

（３）　その他健康福祉施策に関し重要な事項

（総合計画の策定手続）

第 10 条　市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

２　市長は、総合計画を策定しようとするときは、あらかじめ、第 35 条に規定する久喜市健康福祉推進委員会の意見を聴くものとする。

３　市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

４　前３項の規定は、総合計画の見直しについても準用する。

（健康福祉推進委員会）

第 35 条　この条例による健康福祉施策の推進を図るため、地方自治法第 138 条の４第３項の規定に基づき、久喜市健康福祉推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

２　推進委員会は、次の各号に掲げる事項を掌る。

（１）　市長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について調査審議すること。

（２）　健康福祉施策の推進に係る事項について調査し、市長に必要な意見を述べること。

３　推進委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

４　委員は、公募による市民及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

５　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

６　前項までに定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

久喜市健康福祉推進委員会規則

平成22年３月23日　規則第71号

（趣旨）

第１条　この規則は、久喜市総合福祉条例（平成22年久喜市条例第110号。以下「条例」という。）第35条第６項の規定に基づき、久喜市健康福祉推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第２条　委員会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第３条　委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、第１回目の会議は市長が招集する。

２　委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第４条　委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

（その他）

第５条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附　則

この規則は、平成22年３月23日から施行する。

久喜市地域福祉計画推進会議設置要綱

平成２２年１２月９日告示第５９３号
改正　平成２３年１１月３０日告示第５７０号
平成２４年２月１日告示第３６号
平成２５年３月２１日告示第１０５号
平成２６年３月３１日告示第１９８号
平成２８年３月２９日告示第１２８号

（設置）

第１条　久喜市総合福祉条例（平成２２年久喜市条例第１１０号）第９条に規定する市の健康福祉施策の推進に関する総合計画（以下「地域福祉計画」という。）について、関係課及び社会福祉法人久喜市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）が連携して総合的かつ効果的に施策の推進を図るため、地域福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第２条　推進会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

（１）　地域福祉計画の施策の進行管理に関すること。

（２）　地域福祉計画の施策の調査研究及び情報交換に関すること。

（３）　その他地域福祉の推進に関すること。

（組織）

第３条　推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、福祉部長の職にある者を、副会長は福祉部副部長の職にある者をもって充てる。

３　委員は、次の者をもって充てる。

（１）　別表に掲げる職にある者

（２）　社会福祉協議会会長から推薦された社会福祉協議会職員

（会長及び副会長）

第４条　会長は、推進会議の会務を総理し、推進会議を代表する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　会長は、必要があると認めたときは、推進会議の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（作業部会）

第６条　地域福祉計画の作成について必要な調査、研究及び課題の整理をするほか、地域福祉に関する施策の推進のために必要な事項を協議するため、推進会議に作業部会を置く。

２　作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
３　部会長及び副部会長は、推進会議の会長が福祉部の職員の中から指名する。
４　部会員は、次の者をもって充てる。
（１）　推進会議に属する関係各課のうち地域福祉の推進に直接関連する業務を所掌する関係課の所属長からそれぞれ推薦された職員
（２）　第３条第３項第２号に規定する推進会議委員から推薦された社会福祉協議会職員
５　部会長は、作業部会の会務を総理し、作業部会を代表する。
６　作業部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。
７　部会長は、必要があるときは、作業部会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
（庶務）
第７条　推進会議の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。
（その他）
第８条　この告示に定めるもののほか、推進会議に必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成２３年１１月３０日告示第５７０号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年２月１日告示第３６号）

この告示は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年３月２１日告示第１０５号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成２６年３月３１日告示第１９８号）

この告示は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年３月２９日告示第１２８号）抄

（施行期日）
１　この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

総務部	人事課長
	企画政策課長
	人権推進課長
財政部	管財課長
市民部	自治振興課長
	生活安全課長
	消防防災課長

環境経済部	環境課長
	商工観光課長
福祉部	社会福祉課長
	障がい者福祉課長
	介護福祉課長
	子育て支援課長
	保育課長
健康増進部	健康医療課長
	中央保健センター所長
建設部	都市整備課長
	公園緑地課長
	建築審査課長
教育委員会	学務課長
	指導課長
	生涯学習課長
菖蒲総合支所	福祉課長
栗橋総合支所	福祉課長
鷲宮総合支所	福祉課長

社会福祉法人久喜市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定推進会議設置要綱

平成２２年７月１日　要綱　第１９号

（設置目的）

第１条　この要綱は、久喜市における地域福祉活動の充実・強化を計画的、効果的に推進するための地域福祉活動計画の策定や計画の推進状況の確認、評価を行うための久喜市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定推進会議（以下「推進会議」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事項）

第２条　推進会議の所掌事項は、次に掲げるものとする。

（１）　計画の策定に関すること。

（２）　計画の推進状況の確認及び評価

（３）　その他計画の策定・推進に関する必要な事項

（組織）

第３条　推進会議は、委員２０人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

（１）　市民

（２）　福祉関係者及び保健医療関係者

（３）　福祉に関するボランティア活動を目的とする団体に属する者

（４）　学識経験者

（５）　その他会長が必要と認めた者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、委嘱の日から２年間とする。ただし再任を妨げない。

２　委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第５条　推進会議に委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　委員長は、推進会議の会務を総理し、会議の議長となる。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。（会議）

第６条　会議は、委員長が必要に応じて招集する。

２　会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　委員長は、必要に応じて会議の議事に関係のある委員以外の者の出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

（作業部会）

第７条　委員長は、必要に応じて、第２条に掲げる所掌事項に関する事前の調査及び検討を行うため、作業部会を置くことができる。

２　作業部会は、委員長が定める事項について、調査・検討を行う。

（費用弁償）

第８条　推進会議における委員の費用弁償については、別に定めるものとする。

（意見の聴取等）

第９条　委員長は、必要に応じて広く市民から意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第１０条　推進会議に出席した者は、会議で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（庶務）

第１１条　推進会議の庶務は、協議会の地域福祉課地域支援係において処理する。（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２２年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

一部改正　平成２４年３月３０日　要綱　第１８号

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

一部改正　平成２５年３月２９日　要綱　第１７号

３　用語解説集

用　　語		内　　容
あ行	あんしんカード	ひとり暮らし高齢者等の日常生活上の安全確保を図るため、災害の発生や体調の変化等の緊急時に、救急出動を依頼する場合などに備えたカードの名称。玄関に設置するものと外出時に携帯できる携帯版がある。久喜市地域防災計画における「防災カード」として位置づけられている。
	いきいきデイサービス	会場に通いながら健康体操や趣味活動を行うことで、孤独感の解消や心身機能の維持向上を図り、要介護状態への進行を予防する。
	医療介護総合確保推進法	正式名称は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」。高齢化が進行する中で、社会保障制度を将来も維持していくために、医療・介護提供体制の構築や、医療・介護を対象とした新たな税制支援制度の確立、地域包括ケアシステムの構築などを行い、地域における医療と介護の総合的な確保を推進する。
	SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	SNS は、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるインターネットを利用した会員制サービス。
	ＮＰＯ	民間非営利組織（Non-profit　Organization）の略。営利を目的とせずに地域などにおいてさまざまな社会的・公益的な活動を行っている団体。特定非営利活動促進法により設置された法人を特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）という。
	おもいやり駐車場制度	公共施設のほか、車いす使用者駐車施設が設置されている民間施設を中心に、市がその施設管理者とおもいやり駐車場の看板設置などの利用協定を締結し、障がい者や妊産婦などのための優先駐車スペースの適正利用を推進する制度。久喜市では、平成２３年１０月からスタート。県内では川口市に次いで２番目。
	オレンジカフェ	認知症の人や家族をはじめ、地域に住んでいる人など、誰もが立ち寄ることができる場所のこと。

	用　　語	内　　容
か行	介護支援専門員（ケアマネジャー）	介護保険の介護支援サービス機能の要となる役割を担う者の職名を指し、ケアマネジャーという通称が用いられている。
	介護保険事業計画	介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために、国の基本指針に即して、市町村及び都道府県が定める計画をいう。計画は３年を一期として定める。
	介護保険制度	加齢に伴う心身の状態の変化などにより介護や支援が必要となった方に対し、その方の有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス・福祉サービスに係る給付を行う制度。
	介護保険相談員	要介護認定または要支援認定を受けた被保険者並びにその家族の相談や苦情に対し、介護保険制度の円滑な運営に資するため、訪問活動を行う相談員。
	学習支援事業	生活保護や生活困窮の家庭の中学生、高校生の進学や学習の支援を行う。
	協働	異なる主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせ活動すること。
	居宅介護等サービス	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行う。
	くき元気サービス	元気な高齢者等のボランティア（協力会員）が、支援の必要な高齢者等(利用会員）のちょっとした困りごとに対応することで、協力会員自身の健康維持につながる、地域支え合いの仕組みの構築を目的としている。協力会員への謝礼は、地元の商店で利用できる商品券で支払われるため商店街の活性化につながる。
	久喜市健康福祉推進委員会	久喜市総合福祉条例による健康福祉施策の推進を図るため設置。市長の諮問に応じ、本条例第９条による総合計画に関する事項について調査審議を行うとともに、健康福祉施策の推進に係る事項について市長に必要な意見を述べる。
	クッキープラザ	久喜駅西口駅前に所在するショッピングセンターの名称。
	ケアマネさろん	介護支援専門員同士の交流の場。

用　　語		内　　容
か行	ゲートキーパー	悩んでいる人に気付き、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。特別な資格ではありません。
	健康増進計画	健康増進法の規定に基づき策定。「自分の健康は自分でつくる」ことを基本に、すべての市民が健康で元気に暮らせることを目指した健康づくりの目標とその実現のための方策を定めた計画。
	健康福祉サービス	市の健康福祉施策に基づき、市または事業者が実施する福祉、保険、医療等に関する役務、給付その他のサービスをいう。
	権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行う。
	高齢者福祉計画	老人福祉法の規定により、当該市域において確保すべき高齢者福祉事業の量と目標、そのための方策及び必要な事項を定めた計画。現在は、介護保険事業計画と一体的に作成することが位置づけられている。
	高齢者大学	市内に住所を有する６０歳以上の方を対象に、久喜市生涯学習推進計画に基づき、実際生活に即した教養の向上を図り、趣味活動や社会参加による生きがいを高めることを目的として設置。修業年限は４年。
	子育てサロン	子育てをしているが親子が集う場。
	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第６１条に基づいて、市の子ども・子育てに係る総合計画として策定された計画。
	子ども・子育て支援法	幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された子ども・子育て関連３法の１つ。（他２つは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）

用　　語		内　　容
か行	こどもレディース１１０番の家	子どもや女性の安全を確保するため、通学時等に体調が悪くなったり不審者に追いかけられたりした場合に助けを求め避難してきた方を保護し、必要に応じて学校や避難者の家族に連絡したり、警察署に通報する。
	コミュニティ	地域をよりよくすることを目的として、地域及び多種多様な活動への参加を通じて形成された人と人とのつながり。(「久喜市自治基本条例」において
	コミュニティソーシャルワーカー	問題を抱えた人に対し、問題解決のため関係する様々な専門職や事業者、ボランティアなどとの連携を図り、総合的に支援する者。または適切な専門機関につなぐ者。
	コミュニティソーシャルワーク	支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等の環境面を重視した援助を行う。地域を基盤とするサービスに結びつけ、新たなサービスを開発するほか、制度的な社会資源との関係を調整し、本人の力や市民同士の支え合いを大切にして問題発生を予防する視点を重視する支援方法。
	コミュニティ推進協議会	市内の自治会や各種団体で構成されたコミュニティ組織。
	コミュニケーション	地域や隣近所の方たちなどと、挨拶などの交流や対話、または意思の疎通を図る。
さ行	災害時要援護者	災害時に自力で避難することが困難な高齢者、障がい者、妊産婦、幼児及び日本語が堪能でない外国人のことをいう。
	災害時要援護者台帳	災害時要援護者として、あらかじめ地域の支援者等に対し、自身の個人情報を提供することに同意した方を登録した台帳。
	災害ボランティアセンター	災害が発生した場合に、久喜市地域防災計画に基づき市内外のボランティア活動を効果的・効率的に展開するために社協が立ち上げる支援・調整機関。
	埼葛北障害者生活支援センター	身体障がい、知的障がい、精神障がいに関する相談支援を行うため、幸手保健所管内の４市２町（久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町）が共同で委託している指定相談事業所。

用　　語		内　　容
さ行	埼玉県障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会づくり条例	障害を理由とする差別をなくし、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しながら、地域の中で共に手を取り合って暮らすことのできる社会の実現に寄与するための埼玉県の条例。
	埼玉県地域福祉支援計画	社会福祉法第１０８条の規定に基づき埼玉県が策定し、市町村が策定する「地域福祉計画」の達成を支援する。
	彩の国あんしんセーフティネット事業	生活困窮等の福祉課題に対応するために、埼玉県内の社会福祉法人が協働して、社会貢献活動として相談、支援する事業。
	歳末たすけあい募金	共同募金運動の一環として実施される住民相互のたすけあい募金。
	サポーター	指導ボランティア、活動ボランティア、下校ボランティアなどとして支援をする方。
	自主防災組織	地域住民が自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織。
	次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づき策定。次世代を担う子どもたちが健やかに成長し、安心して子どもを生み育てることができるように、本市のとるべき方向性を示した計画。平成２６年度終了。
	シニア層	本計画では、概ね６０歳以上の方。
	市民活動推進基金	市民がコミュニティを通して公共的課題を解決することを目的として行う自発的かつ自主的な市民活動を推進するための基金。
	市民後見人	社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民で、成年後見制度に関する一定の知識などを身に付けた第三者後見人の候補者。
	市民大学	市内に住所を有する３０歳以上の方に対し、生涯学習推進計画に基づき、市民の生涯学習及びボランティア活動への理解を深め、もってまちづくりのリーダーとなる人材を育成するため設置。修業年限は２年。
	社会的孤立	家族や地域社会との交流が客観的にみて著しく乏しい状態。

用　　語		内　　容
さ行	社会福祉法	Ｐ１０１（社会福祉法（抜粋））参照
	社協情報配信サービス	社協からのお知らせやボランティア情報等をメールで配信するサービス。
	社協・生活支援活動強化方針	地域における深刻な生活課題や孤立などの地域福祉の課題に応えるため、全国の社会福祉協議会活動の方向性と具体的な事業展開について示した行動計画。
	社協の出前講座	地域住民・団体等が主催する集会等に社協職員が出向き、社協事業の説明や専門知識・技能を活かした講義や実技を行う。
	生涯学習出前講座	この講座は、市民（１０人以上の団体等）が、講座メニュー（市政・まちづくり・福祉等）の中から学びたいものを選んで申し込むと、市職員等が講師として会場に出向く、出前形式の講座。
	障がい者計画	障害者基本法に基づき定める計画であり、今後の障がい者施策について行政の各部門の取り組むべき施策の体系についても明らかにしたもので、個々の施策を計画的に進めていくための具体的な指針となるべき計画。
	障害者差別解消法	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」であり、平成２５年６月２６に公布され、平成２８年４月１日に施行。法律では、差別を解消するための措置として差別的取扱いの禁止（国・地方公共団体等・民間事業者：法的義務）や合理的は配慮の不提供の禁止（国・地方公共団体等：法的義務／民間事業者：努力義務）及び差別を解消するための支援措置として啓発活動などが規定されている。
	障がい者支援施設	常に介護を必要とする人に、昼間、食事・排せつの介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する施設。

用　　語		内　　容
さ行	障害者総合支援法	平成１８年４月に施行された「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と改め、平成２５年４月から施行。法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げられた法律。
	障がい福祉計画	障害者総合支援法の基づく計画であり、障がい者基本計画の実施計画となるもので、現在の行財政環境の中で計画的かつ効率的に障がい者施策を展開していくための必要な事務事業を明確にし、その年次計画を示すもの。
	食育推進計画	すべての市民の皆様が「食」の重要性を認識し、「食」への感謝の念を持ち、「食」への取り組みを通じて、いきいきと暮らせるまちづくりを目指した計画。
	小地域福祉活動	住みなれた身近な地域で、近隣の地域住民同士や福祉関係者等と共に進める福祉活動。
	自立相談支援事業	生活困窮者（世帯）が抱える複合的な課題に包括的、継続的に相談支援を行い、自立に向けて支援する事業。
	スキルアップ	仕事などで必要な技能や技術を身につけること。
	生活困窮者	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方や、社会的な孤立など、様々な要因により生活しづらい方。
	生活困窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的した法律。
	生活支援コーディネーター	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）は、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。
	生活支援サービス	Ｐ４１（※地域包括ケアシステムとは）参照

用　　語		内　　容
さ行	成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断能力を補い保護支援する制度。
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、その利用が困難な高齢者、知的障がい者及び精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援する事業を行うことで、高齢者等の自己決定の尊重及び権利の擁護を図ることを目的としている。
	専門機関	市内の福祉に携わる専門職（行政、居宅介護支援事業所、介護保険サービス事業所、障がい者支援施設、病院、ＮＰＯ、薬局、社協等）の機関。
	総合振興計画	１０年間の本市の進むべき方向性を示す市政運営の指針として、市民参加と協働を念頭に、本市の均衡ある発展と一体性を速やかに確立し、持続可能な発展が図れるよう将来を見据えた堅実な財政運営を目指す計画。
	総合福祉条例	すべての市民が、安心して快適な生活を営むことができるよう、市、市民及び事業者の責務を明文化し、健康及び福祉についての基本的な事項を定めた条例。
た行	多様な主体	地域に存在するさまざまな人的資源。例として、地域住民や行政区、自治会、民生委員・児童委員などはもとより、家族会等の当事者団体、個人のボランティアやボランティア団体、ＮＰＯ等。
	地域アセスメント	地域資源や地域情報、地域課題を把握、分析、評価する手法。
	地域ケア会議	市の担当課や地域包括支援センター、介護・福祉サービス事業者、医療機関等の専門職及び民生委員・児童委員をはじめ地域福祉活動実践者等が参加して、個別ケースのよりよい支援や地域課題の解決を目的に事例検討などを行う関係者会議。また、情報の共有や意見交換の機会を通じて、関係機関や支援者間の連携を進め、地域のネットワークの構築を図ることも重要な役割となっている。
	地域子育て支援センター	子育て家庭の育児支援を図るための施設。

用　　語		内　　容
た行	地域の福祉化	地域住民が互いに支え合う福祉活動を強めることで、安心して暮らせる地域社会を築こうという動き。福祉コミュニティづくり。
	地域福祉活動計画策定推進会議	Ｐ１０７（社会福祉法人久喜市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定推進会議設置要綱）参照
	地域防災計画	災害対策基本法に基づき、久喜市の地域に係る災害について災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の対応策について定め、市民の生命、身体及び財産を災害から守るとともに、災害による被害を軽減し、もって市民の誰もが安全で安心して暮らすことのできる「災害に強いまちづくり」の推進に資する。
	地域包括ケアシステム	Ｐ４１（※地域包括ケアシステムとは）参照
	地域包括支援センター	地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた高齢者の総合相談窓口。市内には、地域包括支援センターが５か所設置され、社会福祉士等、保健師等、主任介護支援専門員の専門職が配置されている。
	地区あったか会議	身近な地域における福祉課題を、住民や地域関係者・団体が共に考え地域で解決できるように導くために設置する組織。
	地区コミュニティ協議会	コミュニティ協議会のうち、概ね小学校通学区を範囲として組織されたコミュニティ組織。
	デマンド交通	市で運行するデマンド交通は、決まった時間に決まったルートを運行する路線バスや、自由な時間に自由な場所で乗降ができるタクシーとは異なり、あらかじめ利用登録をした方が、電話などの予約により、自宅等から目的地（乗降ポイント）、目的地（乗降ポイント）から自宅等まで、乗り合いにより移動する運行形態のもの。
な行	ニーズ	本人や家族が援助して欲しいと望んでいるものや、生活上等で困っているもの。また、専門的な見地から援助が必要と思われるもの。

用　　語		内　　容
な行	日常生活自立支援事業	生活していくうえで、一人で判断することに不安のある高齢者や知的障がい・精神障がいのある方等を対象に、定期的に訪問し、福祉サービスの利用の援助や暮らしに必要なお金の出し入れなどの支援を行う。
	認知症ケアパス	認知症の進み具合や状態に応じて受けることのできる医療・介護・福祉サービスなどを一体的に説明したもの。
	認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を支える「認知症サポーター」を養成する講座。
	ネットワーク	本計画では、人間関係の広がりとして、情報や資産をお互いに共有しあう体制などとする。
	ノーマライゼーション	障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。
	ノンステップバス	車両の一部分あるいは全体について、床の高さを下げ、床面までのステップをなくしたバス。歩道をかさ上げすることにより、ほぼ平面移動でバスに乗降可能となる。
は行	はつらつ運動教室	介護予防のための運動教室。
	はつらつリーダー	介護予防のための運動を高齢者に指導するボランティアリーダー。
	バリアフリー	公共の建築物や道路、個人の住宅等において、段差の解消や手すりの設置等、高齢者や障がい者の利用にも配慮した設計にすることをいう。また、障がい者等に対する差別意識や情報等の障壁を取り除くこともバリアフリーと捉える。
	福祉委員	社協と住民とのパイプ役として、地域を見守り、身近な福祉課題を発見し、相談窓口につなぐ役割を持った住民。社協が委嘱する。
	福祉オンブズパーソン	市または事業者が実施する健康福祉サービスに関する苦情等を公平かつ中立な立場で迅速かつ適切に処理することにより、市民の権利及び利益を擁護し、健康福祉サービスに対する市民の信頼を高め、健康福祉サービスの一層の充実を図ることを目的として設置。

用　　語		内　　容
は行	福祉基金	社会福祉事業に充てるため、基金設置の趣旨に賛同する個人及び各種団体からの寄付金・補助金及び事業収益を、目標額を定めて積み立てたもの。
	福祉避難所	災害発生時に高齢者・障がい者・妊産婦など、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする方を受け入れる避難施設。
	福祉なんでも相談	相談に来所できない方や、電話のほうが相談しやすい方などに対して、専用の電話回線により社会福祉士等の専門職が福祉全般の相談を受ける。
	福祉有償運送	要介護者や身体障がい者等の方が、単独では公共交通手段の利用が難しい場合にＮＰＯ法人や社会福祉法人等が実費の範囲内の対価により行う輸送サービス。
	フードバンク	「食料銀行」を意味する社会福祉活動。食品製造業者や卸店・輸入業者等から寄付された食品を支援が必要な方や施設等に届ける活動。市内においても活動団体と連携して支援をしている。
	ふれあい・いきいきサロン	身近な地域で誰もが気軽に集まり、自由な活動を通して孤立防止や仲間づくり・交流等を行う場所。
	ふれあい食事サービス	ひとり暮らし高齢者等の孤立感の解消や安否確認、交流の機会をつくるため、ボランティアと協働して行う配食や会食型サービスを提供する。
	ふれあい電話サービス	ひとり暮らしや介護者など、話をする機会が少ない方や孤独になりがちな方に、ボランティアが電話をかけ、日常生活のことや心配ごと、悩みなどを聞き、必要に応じ直接訪問や関係機関と連携して支援にあたる。
	放課後子ども教室	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する。
	法人後見	社会福祉法人や社団法人、ＮＰＯなどの法人が、成年後見人等になること。

用　　語		内　　容
は行	ボランティアセンター	ボランティア活動を支援するために設置されている機関。ボランティア参加の啓発やきっかけづくり・活動の支援や基盤整備のほか、プログラムの開発やボランティア相談機能がある。
ま行	民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、各市町村の区域の置かれる民間奉仕者。都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。常に住民の立場に立って相談に応じ必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めると規定されている。
や行	ユニバーサルデザイン	年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能になるように配慮されたデザインや設計。
	養育支援訪問事業	子育てに不安を抱えていたり、様々な理由で子どもの養育に支援を必要としている家庭を対象に、児童ケースワーカーや保健師、助産師、ホームヘルパー等が訪問し支援や相談等を行う。
	要保護児童対策地域協議会	児童虐待などで保護を要する児童、養育支援が必要な児童や保護者に対し、関係する複数の機関で援助を行うため、児童福祉法に定められている「子どもを守る地域ネットワーク」。
	要援護者見守り支援事業	市及び関係機関が相互に連携し、平常時から要援護者の生活を見守り、災害時には地域の中で要援護者の生活を支援することができるよう、災害時要援護者台帳の整備を進め、地域の支援団体（区長会、民生委員・児童委員、自主防災組織）に提供している。 要援護者が住みなれた地域で安心した生活を継続できるまちづくりを推進することを目的としている。
ら行	老老介護	高齢者の介護を高齢者が行うこと。主に 65 歳以上の高齢の夫婦、親子、兄弟などがそれぞれ介護者・被介護者となる場合を指す。
わ行	ワークショップ	参加者がプログラムの中で積極的にいろいろな役割を体験しながら主体的に学習していく社会福祉援助技術。

久喜市地域福祉計画・久喜市社会福祉協議会地域福祉活動計画

平成２９年３月発行

【発行】　久喜市／社会福祉法人久喜市社会福祉協議会
【編集】　久喜市福祉部社会福祉課
〒346-8501　久喜市下早見85-3
電　話　0480-22-1111(代)
ＦＡＸ　0480-22-3319
E-mail　shakaifukushi@city.kuki.lg.jp

社会福祉法人久喜市社会福祉協議会
〒346-0011　久喜市青毛753-1
電　話　0480-23-2526
ＦＡＸ　0480-24-1761
E-mail　kukishakyou@kukishakyo.or.jp